

令和2年度環境省・経済産業省委託事業

令和2年度 J-クレジット活用促進支援委託業務 報告書

令和3年3月

みずほ情報総研株式会社
Mizuho Information & Research Institute, Inc.

目次

1. 業務の目的.....	3
2. Jークレジット等のクレジット活用モデル構築と効果検証の実施.....	4
2.1 Jークレジット活用状況.....	4
2.2 活用モデルの構築と効果検証	7
3. Jークレジット活用普及啓発 i) 国内のイベント等への出展.....	20
3.1 エコテクノ 2020	21
3.2 エコプロ Online 2020.....	21
3.3 第13回川崎国際環境技術展オンライン.....	22
3.4 Jークレジットオンライン説明会	23
3.5 民間企業と協力したオンライン説明会	23
4. Jークレジット活用普及啓発 ii) 地域活性化のためのクレジット創出及び活用先の開 拓に関する情報収集	25
4.1 各地方経済産業局からの事例収集	25
4.2 クレジット活用先開拓で「重要視」している点	28
4.3 クレジット活用先開拓で「継続的な取組」としてのポイント	29
4.4 クレジット活用先を開拓する際の「課題」	30
4.5 地域活性化のためのクレジット創出・活用のポイント	31
5. Jークレジット活用普及啓発 iii) Jークレジット活用の広報活動	32
5.1 ポスターによる広報	32
5.2 SNS・ホームページによる広報	32
5.3 Jークレジット活用の広報活動について新しいアプローチの検討	34
6. カーボン・オフセット関連文書等の見直し.....	35
6.1 見直しの手順	35
6.2 見直した項目と結果	35
7. 追加的業務の実施.....	38
7.1 国立公園カーボン・オフセットキャンペーンの継続実施.....	38
7.2 国際航空分野におけるJークレジット活用の可能性の整理	40
8. 今後のクレジット活用に向けて	51
8.1 まとめ	51
8.2 今後のクレジット活用促進に向けた対応方針	52

資料集

図表目次

図 2-1	クレジット認証量の推移.....	4
図 2-2	クレジット種別・目的別 無効化・償却量の推移.....	5
図 2-3	無効化・償却量のクレジット種別 年度推移（トン数）.....	5
図 2-4	無効化・償却量の目的別 年度推移（トン数）.....	5
図 2-5	目的別無効化量のうち「カーボン・オフセット」を抜粋したグラフ.....	6
図 2-6	再エネ算定書類の発行枚数グラフ.....	6
図 2-7	地方銀行によるクレジット仲介スキーム.....	8
図 2-8	再エネ熱クレジットの活用拡大スキーム.....	10
図 2-9	卒 FIT の J-クレジット化×RE100 スキーム.....	12
図 2-10	会議のカーボン・オフセット用 CO2 排出量算定ツール ver. 2.0（イメージ）.....	14
図 2-11	「クラウドファンディング×Jクレ」のスキーム.....	17
図 4-1	地域活性化につながるスキーム案.....	31
図 5-1	環境省 COOL CHOICE Twitter での投稿.....	32
図 5-2	ヤフー株式会社の社会貢献 Twitter での投稿.....	33
図 5-3	ヤフー株式会社の社会貢献 Facebook での投稿.....	33
図 6-1	カーボン・オフセット関連の文書体系図.....	37
図 7-1	国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーン実行委員会の Twitter 投稿へのヤフー株式会社の社会貢献 Twitter でのリツイート.....	39
図 8-1	クレジット創出見込み量の年度推移（図 2-1 再掲）.....	52
表 2-1	活用モデル概要.....	7
表 2-2	出資比率による出資者へのリターン（想定）.....	18
表 2-3	プロジェクト実施者の属性による物質的なリターン（案）.....	18
表 3-1	国内のイベントへの出展.....	20
表 3-2	国内の説明会の開催.....	21
表 3-3	エコプロ Online 2020 参加者数.....	22
表 3-4	第 13 回川崎国際環境技術展オンライン展示ブース来場者数.....	22
表 3-5	J-クレジットオンライン説明会閲覧者数.....	23
表 3-6	J-クレジットオンライン説明会の実施概要.....	23
表 4-1	各地方経済産業局の事例から汎用性の高いモデル.....	25
表 7-1	クレジット必要量の試算.....	40
表 7-2	各クレジットスキームの概要.....	41

1. 業務の目的

2013 年度に環境省・経済産業省・農林水産省の 3 省合同で創設された J ークレジット制度は、2020 年度に 8 年目を迎えた。この間、プロジェクト登録件数、クレジット認証量ともに順調な伸びを示している。

J ークレジット制度はクレジットの売却益により、中小企業・自治体における省エネルギー技術・再生可能エネルギーの導入や、森林の適切な管理を後押しすることを主たる目的として開始された施策である。このため、今後も制度が発展するためにはクレジット需要量の増大及び持続的な活用が不可欠な要素である。また本制度は 2030 年度まで継続が予定されているものであり、クレジットの地産地消が拡大することによる地域経済の活性化など、他分野にも貢献しながら発展することが望まれる。

本業務では、法制度の影響を受けにくいスキームで、かつ活用事業者が能動的・継続的に取り組むことができるカーボン・オフセットによりクレジットの需要を喚起するもの。また、地球温暖化対策への国民の理解と協力への機運の醸成等を通じ、J ークレジット制度を促進することを目的とする。

2. J-クレジット等のクレジット活用モデル構築と効果検証の実施

2.1 J-クレジット活用状況

J-クレジットの認証量（移行含む）は年々堅調に増加し、2021 年第 43 回認証委員会終了時点で 624 万トンとなっている（図 2-1¹）。一方、直近 3 年間のクレジットの活用量は 60 万トン程度で推移しており、認証量が超過している状況となっている。クレジット種別の活用状況を見ると、温対法の排出係数調整を目的とし、再エネ電力クレジットの使用量が多い一方、省エネクレジットの活用量は伸び悩んでいる（図 2-5）。省エネクレジットの活用を促進するため、J-クレジット活用スキームの検討が必要である。

J-クレジットの活用は、図 2-2 のとおり 2016 年度に温対法の調整後排出係数の調整目的での活用が急増し、活用量全体で前年度比 4 倍の約 87 万トンまで増加した。続いて 2017 年度も同様の傾向で約 100 万トンの活用量となり順調な伸びをみせた。しかし、2018 年度は小売電気事業者のメニュー別係数設計によると推察される理由から、温対法の調整後排出係数のための活用は前年度の半分に落ち込み、全体でも活用量は約 67 万トンとなった。2020 年度も 2019 年度と同様の傾向が見られ、2021 年 3 月 1 日時点では 61 万トンの活用量となっている。活用量が堅調に増加していくためには、法制度に左右されない継続的な活用スキームが重要であると考えられる。

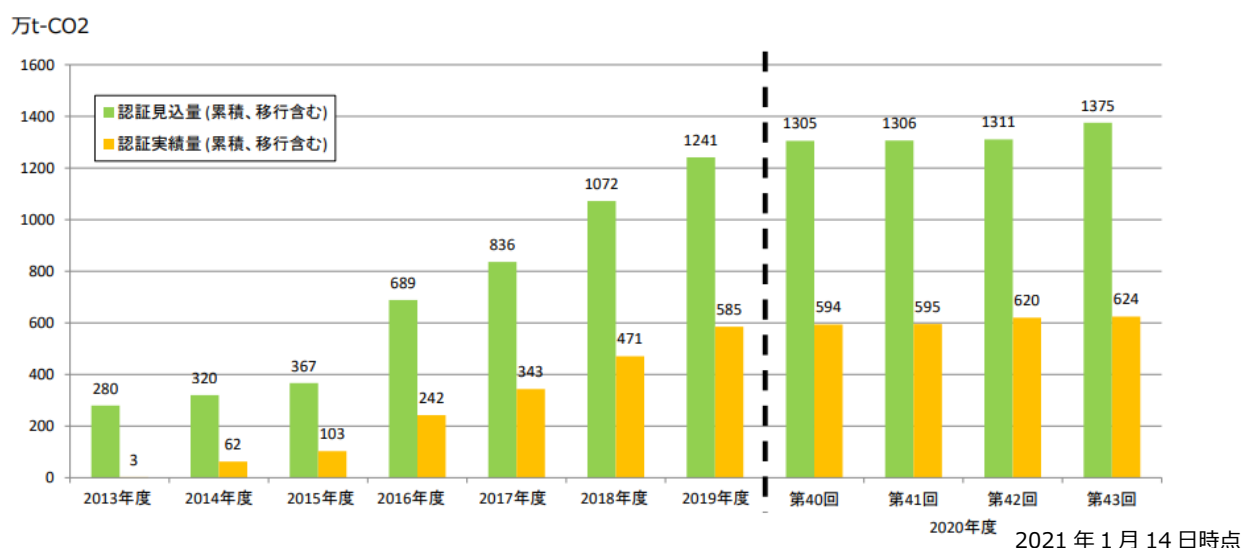


図 2-1 クレジット認証量の推移

¹ J-クレジットに関するデータはJ-クレジット制度事務局により作成。以下同様。

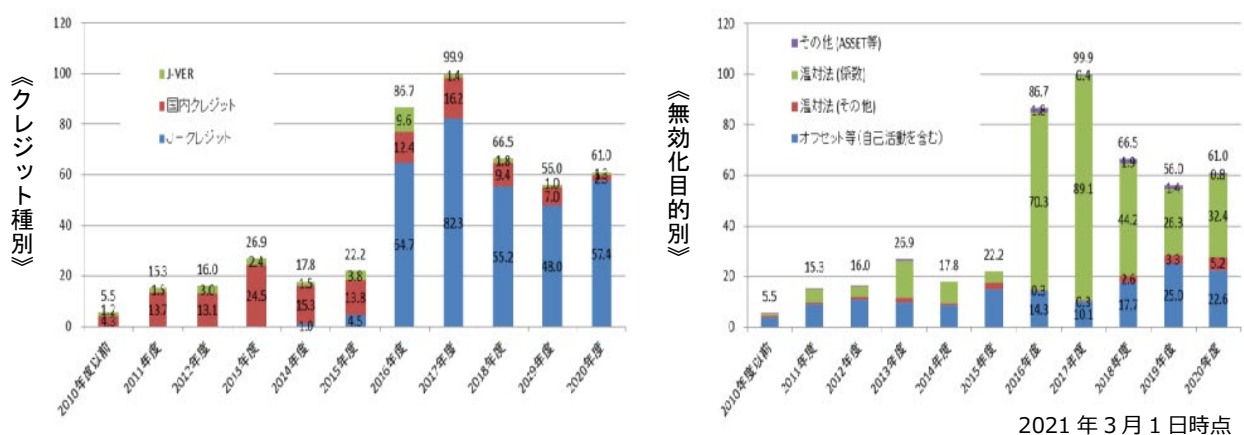


図 2-2 クレジット種別・目的別 無効化・償却量の推移

クレジットの無効化・償却量の四半期ごとの推移をみると、2020 年度を除き、毎年度 4～6 月に無効化量が最も多い傾向にあることが分かる（図 2-3）。これは、目的別の無効化量で「温対法（係数）」が最大であり、温対法の排出係数調整時期が 4 月から 6 月であることに整合している。なお、2020 年度の無効化量が 7 月～9 月に最多となっているのは、温対法報告の提出期限が新型コロナウイルス感染症の拡大を受け 9 月末日まで延長されたことが理由と考えられる。

また、無効化の目的別でみたとき、2018 年度以降は「オフセット等」が増加傾向にあることも注目に値する。（図 2-4）。



図 2-3 無効化・償却量のクレジット種別 年度推移（トン数） ※2021 年 3 月 1 日時点

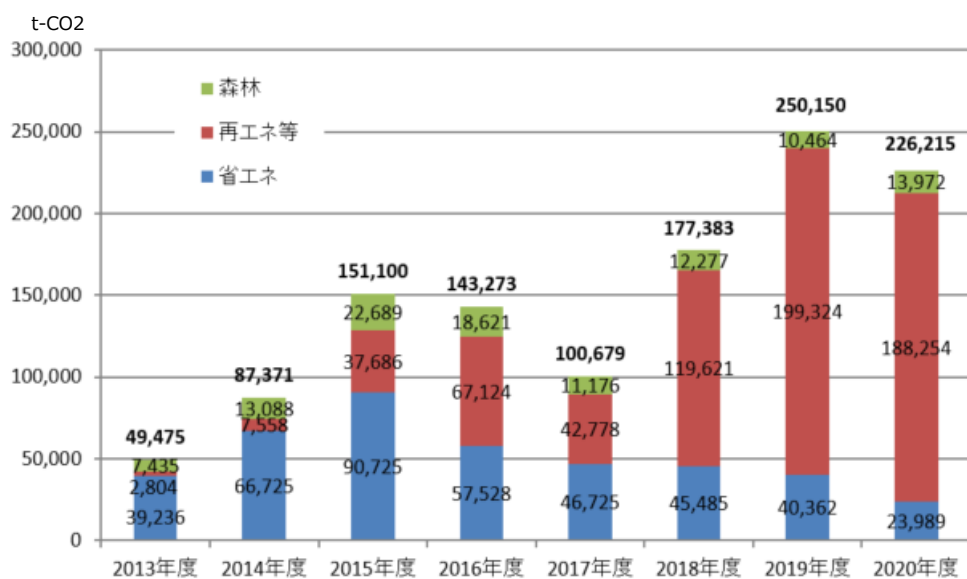


図 2-4 無効化・償却量の目的別 年度推移（トン数） ※2021 年 3 月 1 日時点

カーボン・オフセットを目的として無効化量をクレジット種別にみると、2019 年度に約 25 万

トンと制度開始以来最高を記録している。中でも再生可能エネルギー電力由来のクレジット（以下「再エネ電力クレジット」という。）の無効化量が2019年度に約19.9万トン、2020年度は18.8万トンと堅調に推移している。（図2-5）。クレジットの活用目的と照らし合わせると、再エネ電力クレジットのカーボン・オフセットが増加しており、無効化目的を分析すると、電力使用分を再エネ電力クレジットでオフセットするものが大半を占めていることが分かった。昨今のRE100加盟やCDP回答企業数の増加の状況からも、今後も引き続き再エネ電力クレジットの需要が増大すると推察できる。

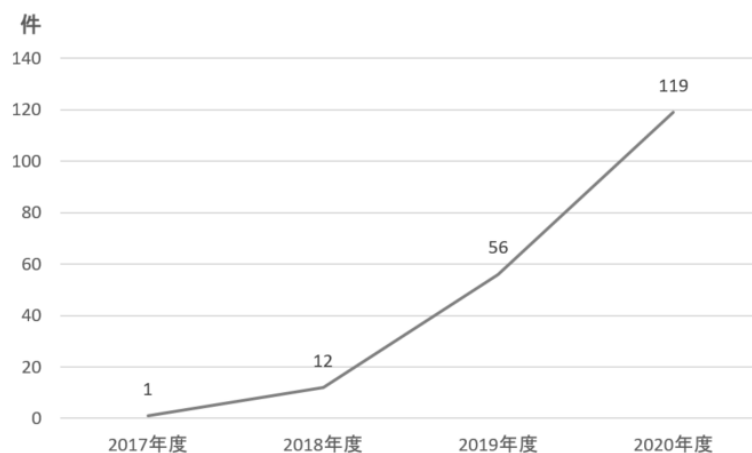
その一方で、省エネクレジットは年々減少傾向にあり、省エネクレジットの活用事例の拡大を図る必要があると考えられる。



2021年3月1日時点

図2-5 目的別無効化量のうち「カーボン・オフセット」を抜粋したグラフ

再エネ算定書類の年度別発行枚数は、増加傾向にあることが分かる。（図2-6）



2021年3月10日時点

図2-6 再エネ算定書類の発行枚数グラフ

2.2 活用モデルの構築と効果検証

Jークレジットを活用したカーボン・オフセットの活用モデル構築にあたり、事業者等が自社のCO₂排出量削減のためだけに行うものは本事業で構築するモデルの対象外とした。カーボン・オフセットをきっかけに一般消費者や他事業者を巻き込むことができ、活用範囲や周知の拡大を図ることができるものを主軸にモデルの検討を行った。モデルは、継続的に実施できる普遍的なスキームを目指し、新規にモデルの検討と実現への提案を行うものと、既に継続的に取り組まれている活用事例を元に再構築するものの2つのアプローチから検討を進めた。

本業務で構築を図る活用モデルは以下の6モデルである。

表 2-1 活用モデル概要

スキーム名称	活用モデルの対象者	活用クレジット種別案
【1】 地域活性化と環境貢献投資を促進するクレジット活用モデル	・クレジットを保有する地方公共団体、環境貢献の取組に力を入れる地方銀行	地域産であれば種別を問わない
【2】 再エネ熱クレジットの活用拡大モデル	・熱の再エネ化・カーボンフリー化の実現を目指す事業者	再エネ熱クレジット
【3】 卒 FIT の Jークレジット×RE100 モデル	・卒 FIT の太陽光発電をとりまとめられる事業者 ・RE100 を目指す事業者	再エネ電力クレジット
【4】 CO ₂ 実質ゼロ「Web 会議」モデル	・オンライン会議やそのツールを提供する企業 ・オンライン会議利用者	再エネ電力/ 森林クレジット
【5】 コンビニ端末経由のカーボン・オフセット普及モデル	・カーボン・オフセットの申込みができるマルチメディア端末を有するコンビニ ・一般消費者	種別を問わない
【6】 クラウドファンディング×Jクレモデル	・設備導入の資金調達を予定している中小規模の事業者 ・個人	スキームに参加する事業者が創出するクレジット

活用モデルが実現したものについてはその効果の検証を行い、実現しなかったモデルについては提案先へのヒアリングにより課題をまとめた。

(1) 地域活性化と環境貢献投資を促進するクレジット活用モデル

■モデルのねらい

地域における CO2 排出削減対策の推進を目的として定め、地方銀行が J-クレジットの活用拡大を狙いクレジット売買の仲介をしている事例を参考とした。

本スキームでは、地域に密着した地方銀行が地元事業者へアプローチすることによりニーズの掘り起こしを試み、地方公共団体が保有するクレジットの販路拡大と、事業者がカーボン・オフセットを実施することによる地域経済の活性化を図った。また、クレジットの地産地消を実現することで、地域の CO2 削減、さらには将来的に「2050 年ゼロカーボンシティ²」の実現に寄与できるものとする。

■方法

J-クレジットを創出または保有する地方公共団体のうち、環境省の「2050 年ゼロカーボンシティ」に参加を表明している地域で、環境貢献の取組に力を入れている銀行との組み合わせを検討した。「地域 ESG 融資促進利子補給事業に係る指定金融機関³」に採択されたことのある地方銀行がクレジット販売・活用の仲介窓口となる想定で、持続可能な地域の環境貢献のスキーム構築を図った。

本スキームは、取組主体の地方公共団体にとっては 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の 1 つとなり、地方銀行においては ESG、SDGs の活動の 1 つとして PR 可能である。本スキームを利用してクレジットを活用する事業者にとっては、地方公共団体のホームページで紹介されることで、環境貢献企業として地域への情報発信が可能となる。

地方公共団体が保有するクレジットに加え、同じ地域の民間事業者が創出したクレジットも取り扱うことを可能にすれば、地域一丸となった取組へと拡大することが可能である。

本スキームについて、該当する地方公共団体及び地方銀行に対し提案を行い、実現までのプロセスと課題を検討した。

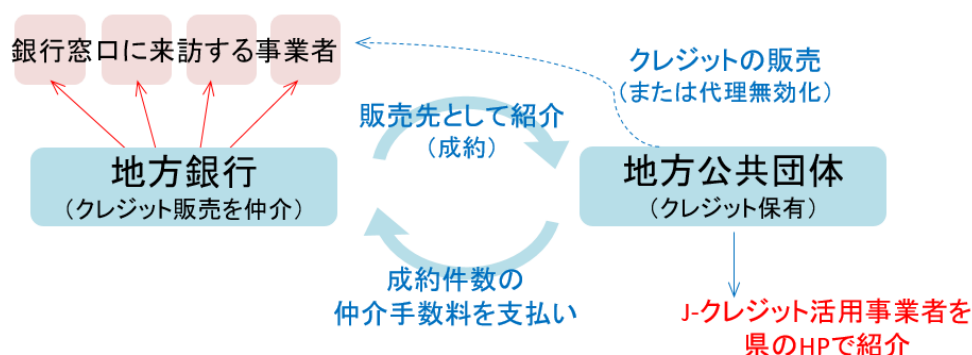


図 2-7 地方銀行によるクレジット仲介スキーム

² ゼロカーボンシティとは、「2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」のこと。環境省が公表している。

³ 地域 ESG 融資促進利子補給事業は、地域循環共生圏の創出に資する脱炭素設備投資に係る ESG 融資を行う金融機関に対して、融資に係る利子補給金を給付する環境省の補助事業。当該事業で、当該融資を実施する金融機関を公募・採択している。

■効果検証

提案先として九州地方の県と銀行を選定した。本スキームの実現可能性と課題をヒアリングし検証を行ったところ、ヒアリングで得られた事項は以下のとおりである。

- ・スキームは良いが、Jークレジットの活用について、クレジット活用の提案先に「環境貢献を行っている事業者」としてPRすること以外のインセンティブがあると良い。活用を検討する事業者にとって、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、従来のように経済活動を維持することが難しい状況下であっても、資金を拠出しようと思えるインセンティブがほしい。
- ・地方公共団体として何らかのインセンティブを創出できないか。
- ・地方公共団体内、銀行内でJークレジットの創出や活用について取り組むことの重要性を含めた周知や、地方公共団体内、銀行内の体制づくりが必要。

■課題と提言

聴取した意見を踏まえ、本スキームの実現に向けた今後の課題を検討した。Jークレジット活用の取組について、実際に取組を開始するにあたっては、現在発信しているメリットだけでは弱いと考える事業者が存在することが明らかになった。情報発信の頻度だけではなく、事業者も多業種にわたることから、クレジット活用のインセンティブを各分野の事業者視点で魅力的に発信することが課題であると考え。例えば、工事の実施事業者であれば、地方公共団体の工事入札時にカーボン・オフセットに取り組む事業者は加点される等のインセンティブが考えられる。業種によってインセンティブも異なることから、クレジットの活用がメリットとなる複数の業種において検討を進める必要があると考える。

また、本スキームの取組主体となる地方公共団体や銀行が、地域の特色を盛り込んだインセンティブを描き確立できることと、クレジット仲介を進める中で不明点が出てきた際にすぐに質問ができる窓口があることが重要であると考え。取組主体の内部での周知及びエリアを問わず相談できる総合窓口を設置することにより、継続したサポート体制も本スキームの土台として重要であると考え。

(2) 再エネ熱クレジットの活用拡大モデル

■モデルのねらい

再エネ熱クレジットが CDP、SBT において Scope2 排出量の削減手法として活用可能となったことを踏まえ、当該事実と具体的な活用方法を広く周知した。

石油やガス等の燃焼から生成される熱は、一般に再エネ化が困難とされている。例えばスマートシティへの再エネ導入については複数の事例が既にあるものの、熱証書が再エネ証書ほど一般的ではないこともあり、熱供給の再エネ化にまで踏み込めている事例は少ない。そこで、本モデルを通じて、再エネ熱クレジットを活用することで熱の再エネ化が実現可能であることを広く周知し、再エネ熱クレジットの需要を喚起する。

■方法

再エネ熱クレジットを活用することで、他者に供給する熱の再エネ化を行うスキームを提案した。具体的には、熱の供給者が再エネ熱クレジットの創出事業者や仲介事業者よりクレジットを購入・活用した上で、自社が供給する熱のオフセットを実施するものである。本モデルの実施により、日本で初めて再エネ熱クレジットを活用して CDP・SBT に報告したという事実を対外的にアピールすることも可能となる。提案先については、Scope2 排出量の熱部分の再エネ化ニーズがあると想定される熱供給事業者やハウスメーカーのうち、CDP・SBT 等の海外イニシアティブに対する関心が高い企業を選定した。

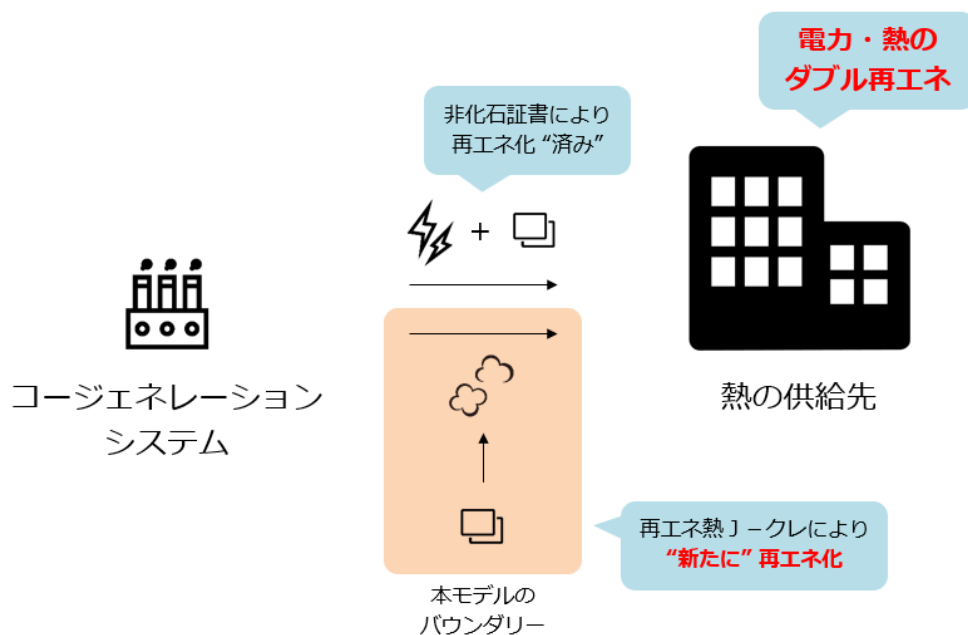


図 2-8 再エネ熱クレジットの活用拡大スキーム

調達手法が整備されつつある再エネ電力と異なり、熱については再エネ化の考え方や再エネ熱の調達手法等が未だ十分に整備されていない。最近では海外のボランタリークレジット⁴を用いて顧客に提供する都市ガスをオフセットするような事例も登場しつつあるが、SBT 等への数量的な報告には利用できない。以上の現況を踏まえると、環境意識の高い事業者が入居しており、彼らに熱供給を行う事業者や、住民に熱供給を行っており、Scope3 の再エネ化を検討しているハウスメーカーと再エネ熱Jークレジットの創出者をマッチングすることで、継続的なクレジット活

⁴ 「クレジット」に分類される排出権の内、企業の自主的な活用を前提に民間セクター主導で運用されるもの。

用が生まれることが期待される。

■効果検証

本モデルについて、前項で記したスキームの実現可能性と課題を熱供給事業者及びハウスメーカーにヒアリングし、検証を行った。ヒアリングで得られた事項は以下のとおり。なお、熱供給事業者に関しては、約 10 万 GJ の熱供給実績を持っている。

ヒアリングの結果、本スキームの実現には、①クレジットの安定的な調達、②需要家も J ークレジットを直接購入できること、③再エネ熱クレジットが活用できる範囲、の 3 点で課題があることが明らかになった。

■課題と提言

上記①について、購入者（活用者）は再エネ熱クレジットに対して、高い調達リスクがあると考えていることが明らかになった。再エネ電力クレジットに関しては、経済産業省が実施する入札販売において、年に 2 回、それぞれ 20～25 万 t-CO₂ 程度の供給実績があること及び入札結果の価格情報が公表されていることが、事業者が調達の予定を立てるに際しての目安になっていると推察されるが、再エネ熱クレジットに関しては入札販売での販売実績がなく、それ故価格に関する情報が公表されたこともない。再エネ熱クレジットの価格に関して、今回ヒアリングを行った 2 社はともに、再エネ電力クレジットの落札価格よりも 1 桁大きい金額感を想定していた。創出量に関しては、再エネ熱クレジットを創出するプロジェクト数自体は多いもののクレジットの定期的な供給を確約できる状態ではないことが課題であると考えられる。J ークレジット制度の登録プロジェクトで木質バイオマス方法論を採用しているものが 2021 年 2 月段階で 70 件存在するが、プロジェクトによっては定期的な認証を受けていない、利用先が登録時点で決まっている等の状態にある。課題の解決に向けては、既存プロジェクトの実施者に、販売希望価格やクレジットの供給能力に関して追加でヒアリングを行うか、創出見込み量の大きい案件を発掘する等、創出側への調査を深めることが必要と考えられる。

上記②について、J ークレジットは需要家自らが調達できることが利点であり、再エネ電力についてみれば、その点が非化石証書との差別化にもつながっているが、熱供給事業者にとってみると自分たちが介在する必要がないとの判断につながったものと考えられる。課題の解決に向けては、熱供給事業者が再エネ熱を供給した実績を評価される制度が整備されることで本スキームに熱供給事業者が介在するインセンティブになると推察される。

上記③について、例えばハウスメーカーにとって、熱の供給形態として地域熱供給のような形態をとる場合が少なく、各家庭が熱を製造する場合の方が多く、その場合 Scope1 の排出量となり、再エネ熱クレジットが適用できない。そうすると大きな活用ポテンシャルを有しているとはいえなくなってしまう。課題の解決に向けては、RE100 において、事業を 100%再エネ電力で賄うことを目標とするという観点から Scope1 への電力証書の適用が可能であると整理されている事例を参照し、再エネ熱クレジットの活用用途の拡大に向けた考え方を整理することが必要と考えられる。

(3) 卒 FIT の J-クレジット化×RE100 モデル

■モデルのねらい

大きなポテンシャルを持つ卒 FIT の太陽光発電が J-クレジット制度で認証可能となったことを踏まえ、当該事実と具体的なクレジット創出・活用方法を広く周知した。また、事業者の社員宅に設置された卒 FIT からプロジェクトを開始し、モニタリング情報の収集にかかるハードルを下げ、従業員が環境貢献活動に主体的に参加しやすい環境の整備にも取り組んだ。

■方法

社員宅で自家消費された発電電力量のモニタリングデータを事業者が収集し、クレジットとして認証・活用し、対外的にアピールするというモデルの実施スキームを提案した。提案先については、社員数が多く、RE100 に加盟している等再エネ調達のニーズが高い企業を選定した。

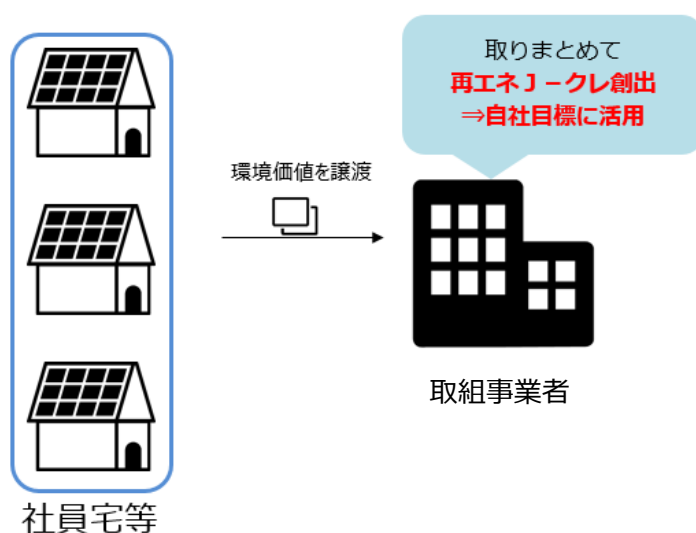


図 2-9 卒 FIT の J-クレジット化×RE100 スキーム

J-クレジット制度では設備の稼働開始から 2 年以内の設備でなければプロジェクト登録できないという規定⁵があるが、出力制御に対応したパワーコンディショナーの更新や蓄電池・EV の導入を実施することで卒 FIT の太陽光発電も対象にできるようになった。再エネ電力クレジットについては、需要過多の状況が続いていることから、創出者が自社目標に利用するか他社に提供するかを問わず、大規模かつ継続的にクレジットが活用されることが期待される。

また、社員の設備利用については、既に建設会社の卒 FIT 売電分に関して、非化石証書の形態にて自社の再エネ調達に活用した参照事例が存在する。

■効果検証

本モデルについて、前項で記したスキームの実現可能性と課題を RE100 参加企業にヒアリングし、検証を行った。ヒアリングで得られた事項は以下のとおり。

⁵ J-クレジット制度実施要綱 3.1.3 を参照 (https://japancredit.go.jp/about/rule/data/01_youkou_v5-0.pdf)

■課題と提言

ヒアリングの結果、本スキームの実現には、クレジット創出時の計測コストの面に課題があることが明らかになった。

Jークレジット制度が対象とするのは電力の自家消費分であるが、卒 FIT の場合、計測器の多くは 10 年以上前に導入されており、自家消費分又は総発電を自動で集計する機能がなく、当該情報を手動で集めなければならない。社員宅からこれらの情報を集めることを考えた場合、会社の形態によっては分社化等の原因で社員の情報を網羅的に集めるのが難しい。情報収集コストに対して、パネルの搭載率はそれほど高くないことから、費用対効果が見込めず、RE100 への報告に有効となる情報を集められる確証もなく、大きな障壁となっている。

対象を自社の顧客や家庭の入居者まで拡大しても、計測コストの課題には至らず、電力会社との買い取り契約が必ず発生する系統分との大きな違いとなっている。家庭の電力消費をモニタリングするニーズ自体は高まってきていると考えられるので、課題の解決に向けては、事業者の追加負担なしで計量器が導入できるような政策的補助が必要と推察される。

なお、卒 FIT の Jークレジット化という今回の主旨からは外れるが、ヒアリング先からは自家消費分の計量の必要性がある第三者保有モデルではデータが転用できる可能性が高く、検討の余地があるとの意見もいただいた。改めて当該モデルの Jークレジット制度との親和性の高さが確認できた。

(4) CO2 実質ゼロ「Web 会議」モデル

■モデルのねらい

会議やイベント開催に伴い排出される CO2 をカーボン・オフセットする事例は多数あり、より簡単に会議やイベントのカーボン・オフセットが実現できるよう、昨年度業務で算定ツールを作成した。その算定ツールについて、昨今増加傾向にあるオンライン会議、ハイブリッド会議の算定も可能になるよう更新し、CO2 を実質排出しないオンライン会議の実現支援を行った。

また、更新した算定ツールについて J-クレジット制度ホームページで情報発信することで、活用事業者の利用を促進し、地球温暖化防止対策に係る機運を醸成すべく注力した。

■方法

算定ツールの更新にあたり、オンライン会議を提供する企業にヒアリングし、オンライン会議の開催時に必要となる主要な機器等の、計測項目を抽出した。具体的には、以下の項目を追加し、オンライン会議、ハイブリッド会議の開催にあたって排出される CO2 の算定に対応できるエクセルファイルを作成した。

- ① オンライン会議にともなう視聴用 PC の利用による CO2 排出量
- ② オンライン配信会場での使用機材の利用による CO2 排出量

①は、現在販売されている最新のノートパソコンを対象に最大消費電力を調査し、排出原単位を設定した。

②は、ヒアリングした企業に、オンライン会議及びハイブリッド会議で一般的に使用される機材を確認し、各機材の消費電力を調査し配信機材一式の排出原単位を設定した。具体的には、ミキシングコンソール、プロジェクター、デジタルビデオカメラレコーダー、ノートパソコン、HDMI 分配器、ワイヤレスマイク等である。

会議のCO2排出量算定ツール (ver.2.0)

会議名称:

開催に伴い排出するCO2の合計: ①+②+③+④= **0.00 t-CO2**

無効化量は **0 トン**

※この数値は下記のとおりです。

■①出席者の移動によるCO2排出量算定

番号	移動者	移動方法	×[近所地] ※入力してください	会議開催地までの距離 ※入力してください	(片道) 1 ※入力してください	×往復/片道 ※入力してください	×人数 ※入力してください	=排出量
出席者12:	さんの移動							
出席者の移動に伴うCO2排出量の合計:								0.000 t-CO2

■②会議室、会場等での利用によるCO2排出量算定

会議室名 ※入力してください	会議室の面積 ※入力してください	×会議開催時間 ※入力してください	=排出量
【例】 第1会議室	1000 m ²	5 時間	0.004
会議室1:		時間	0.000
会議室2:		時間	0.000
会議室、会場等でのエネルギー使用に伴うCO2排出量の合計:			0.000 t-CO2

※オンライン会議でなければ、③と④は算定不要です。

■③オンライン会議での視聴用PCの利用によるCO2排出量算定

視聴用PC台数 ※入力してください	×視聴時間 (会議開催時間) ※入力してください	=排出量
【例】 100 台	2 時間	0.005
一般参加:	時間	0.000
講師:	時間	0.000
オンライン会議での視聴用PCのエネルギー使用に伴うCO2排出量の合計:		0.000 t-CO2

※オンライン会議でなければ、③と④は算定不要です。

■④オンライン会議での配信用機材の利用によるCO2排出量算定

機材 ※入力してください	×機材使用時間 (会議開催時間) ※入力してください	=排出量
【例】 機材一式	5 時間	0.002
会議室1:	時間	
会議室2:	時間	
会議室3:	時間	
オンライン会議での配信用機材のエネルギー使用に伴うCO2排出量の合計:		0.000 t-CO2

図 2-10 会議のカーボン・オフセット用 CO2 排出量算定ツール ver. 2.0 (イメージ)

■効果検証

J-クレジット制度ホームページ内の「CO2 実質ゼロ会議」ページにおいて、更新後の算定ツールを掲載した。当該算定ツールを用いて、実際に開催した会議のうち以下のオンライン会議、ハイブリッド会議について CO2 排出量算定を行った。

＜オンライン会議＞

- ・ J-クレジットオンライン説明会（2020 年 12 月 8 日）

＜ハイブリッド会議＞

- ・ 第 21 回 J-クレジット制度運営委員会（2020 年 9 月 23 日）
- ・ TCFD サミット 2020（経済産業省より依頼。2020 年 10 月 9 日）
- ・ 第 22 回 J-クレジット制度運営委員会（2021 年 3 月 11 日）
- ・ 第 44 回 J-クレジット制度認証委員会（2021 年 3 月 16 日）

TCFD サミット 2020 のカーボン・オフセットは、算定した CO2 排出量と概要を J-クレジット制度ホームページ「イベント掲示板」に掲載した。また、J-クレジット制度認証委員会及び運営委員会は 1 年度分のカーボン・オフセットをまとめて実施し、J-クレジット制度ホームページトップのメインビジュアルに掲載し、周知を図った。

■課題と提言

今後、オンライン会議を提供する事業者自らが、カーボンフリーの会議を提供することも想像できる。「CO2 を実質排出しない会議」を会議開催者が選択できるようになれば、より本スキームの利用者が増えると考えられる。複数のオンライン会議提供事業者に対しての提案を推進していく必要があると考える。

(5) コンビニ端末経由のカーボン・オフセット普及モデル

■モデルのねらい

身近なコンビニで一般消費者もカーボン・オフセットに取り組めることを宣伝し、当該カーボン・オフセットの申し込みを促した。本スキームにより、一般消費者が日常生活の中で気軽に環境貢献活動へ参加できることを周知し、個人単位でのカーボン・オフセット実現を促進し、カーボン・オフセットに取り組む層の裾野を広げるよう取り組んだ。

■方法

コンビニのマルチメディア端末は昨今、各種チケットの予約やスポーツ振興くじの購入、各種お支払いサービス、試験の申込み等、様々な需要に対応しており利用者は拡大している。その身近なコンビニに設置されたマルチメディア端末から、カーボン・オフセットを申し込めることについて、全国の当該コンビニの店内放送で案内し周知を図った。

放送の概要は以下のとおりである。

- ・放送期間：2020年12月29日～2021年1月4日
- ・放送頻度：1日あたり24回アナウンス
- ・1回あたりの放送内容：

皆さん、こんにちは！Jークレジット制度事務局です！

ただ今ローソンでは、気候変動対策の一環として、

店頭マルチメディア端末「Loppi」にて、CO₂のオフセットを実施しています。

この運動に参加されますと、自らのCO₂排出がカーボン・オフセットされると

ともに、日本国内のCO₂削減にも貢献し、地球温暖化防止につながります。

お申込みは店内のLoppiにて。

■効果検証

一週間の放送期間の前後及び同時期の昨年申込数と比較することで、カーボン・オフセットの申込数に変化があったかどうか、普及広報の効果を検証した。

その結果、昨年同時期比で増加傾向が確認できた。

Jークレジットやカーボン・オフセットを一般消費者へ周知拡大する方法の1つとして、一般消費者自身がカーボン・オフセットに参加することは有意であると考えられる。一般消費者への周知拡大は、事業者がカーボン・オフセットに取り組む際の「一般消費者に周知されていない取組を実施することはハードルが高い」という課題の解決にも寄与できると考えられる。

■課題と提言

他方、他店のコンビニチェーンにおいて実施を検討する場合は、マルチメディア端末にカーボン・オフセット申し込みのメニューを新たに搭載するといったシステム関連の検討や、カーボン・オフセットを取り扱うにあたっての費用対コストの検討が必要となると考えられる。

(6) クラウドファンディング×Jクレモデル

■モデルのねらい

本スキームでは、気候変動対策の実行を目指す事業者が抱える設備投資に係る資金需要と、環境意識の高い個人が実現可能な気候変動対策のアクションの双方のニーズをクラウドファンディングによりつなげることで、個人レベルでの環境と経済の好循環を実現することを目的とした。

■方法

省エネ設備等の導入を目指す事業者が必要とする資金をクラウドファンディングで募ることで、個人レベルでの環境と経済の好循環の実現を目指すスキームである。

個人が実現可能な気候変動対策には影響力・規模等において限界があると考えられる。しかし、本スキームのクラウドファンディングによる資金提供を通じて個人が貢献できる機会の1つとすることで、個人レベルのアクションとしてより大きな気候変動対策につなげることが可能と考える。また、投資家に向けたJークレジット制度及び活用事例としての周知も行う。

中小規模の事業者においては、高効率設備や再エネ電源等の導入が難しい場合も想定され、個人の力を集め、中小規模事業者におけるCO2削減の実現に寄与できると考える。

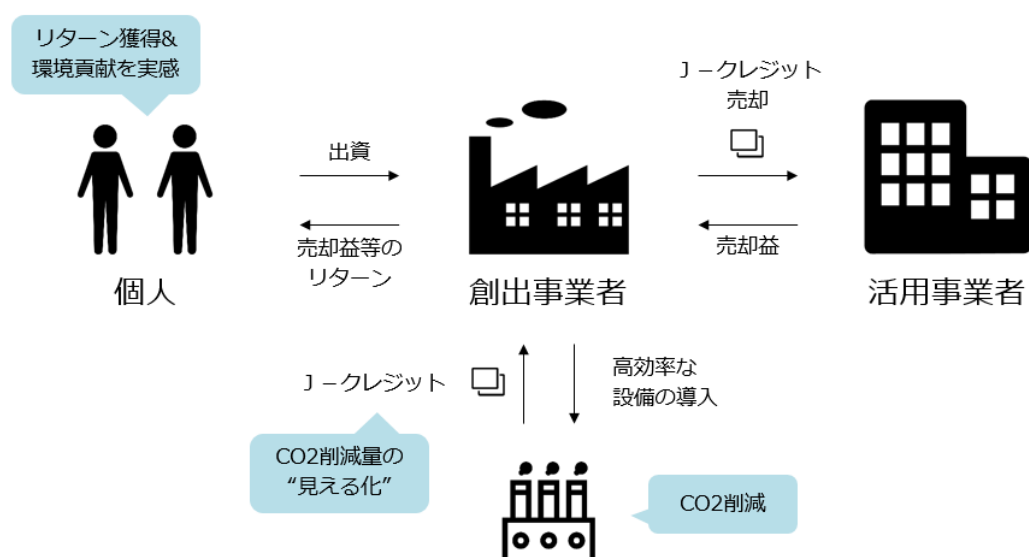


図 2-11 「クラウドファンディング×Jクレ」のスキーム

■効果検証

本スキームの枠組について、クラウドファンディング提供企業A社とのヒアリングを行った。ヒアリングの際、A社からは、クラウドファンディングにより気候変動対策の実行を目指す事業者の資金需要と、個人の環境への取組を結び付けるスキームの実現について前向きな回答があり、引き続き、本スキーム実現までのパートナーとして打診した。実現に向けての課題の洗い出しと今後の検討事項を明らかにした。

■課題と提言

本スキームの実現にあたっての課題は、Jークレジット制度でクレジットを創出できる期間が通常8年間、最大でも16年間と創出期間に制限があることが挙げられる。従って、出資者にとっ

てクレジット売却益からリターンを得られる期間に限られることから、売却益以外の物質的なリターンも必要になると考えられる。その際、具体的な目標値を定めることが、A社における検討段階で重要な項目となることが判明した。

【検討事項】

本スキームの実現にあたり、リターンの金額の幅と、Jークレジット制度参加事業者の事業形態等から想定される返礼品スキームについて、具体的なシナリオを3つ検討した。

リターンの金額の幅としては、クレジットの売却益を総投資額の1%と仮定すると、例えば1プロジェクトあたり総投資額が3,300万円（Jークレジット制度概要資料、投資回収年数を参照。）の場合、毎年33万円の売却収入が得られると想定できる。これをプロジェクト実施者と出資者で出資比率に応じて分けると仮定すると、以下の表の額が出資者へのリターン総額として考えられる。

表 2-2 出資比率による出資者へのリターン（想定）

	出資者の 出資総額（仮）	クラウドファンディング で調達する割合	出資者への リターン総額
シナリオA	990 万円	30%	9.9 万円/年
シナリオB	495 万円	15%	4.95 万円/年
シナリオC	165 万円	5%	1.65 万円/年

出資者へのリターン総額は、必然的に総投資額に占める売却益の割合：1%と同値となる。したがって、出資したプロジェクトが最大16年間Jークレジットを創出・販売した場合でも、出資者は出資額の16%分しか金銭的なリターンが回収できないこととなる。この点が、クラウドファンディングによるJークレジット創出に係る課題の一つとしてあげられる。このため、金銭以外の物質的なリターンとして、例えば返礼品等を出資者へ還元することが必要と考えられる。

Jークレジット制度参加事業者の事業形態等から想定される返礼品スキームとして、Jークレジット創出事業者の属性から特産品等を検討する必要があると考える。例えば下表のように、食品工場での省エネ設備導入のプロジェクトであれば、当該工場で生産した食品や特産品をリターンとする等、創出事業者との調整も必要になると考える。

表 2-3 プロジェクト実施者の属性による物質的なリターン（案）

	実施するプロジェクト	物質的なリターン
食品工場	省エネ設備の導入 等	工場で生産した食品、特産品
農家・農場	バイオ炭の農地施用 等	農場で生産した作物、特産品
森林管理者	森林経営活動 等	木材加工品や当該自治体で使える商品券等
木材加工所	空調設備の導入 等	木材加工品
宿泊施設	省エネ設備の導入 等	割引チケット、所在地付近の自治体を連携した商品券等

以上より、上述の課題について検討し、今後も、国民一人ひとりのアクションを実現する機会として、また中小規模事業者のCO2削減の実現の双方のニーズをつなぎ、気候変動対策を実現するスキームとして段階的に実現することが必要と考える。案件の検討・創出における年度単位の

計画を次に示す。

- 2020 年度
 - ・ 案件発掘・資金調達達成等に係る課題や仮説について整理
 - ・ 次年度に検証すべき仮説の構築
- 2021 年度
 - ・ 本スキームの成功要因を特定・明らかにするための仮説検証
 - ・ 次年度に向けた案件候補を検討
- 2022 年度
 - ・ J ークレジット制度事務局運営業務や各種事業者等との連携を通じ、案件の公募、実行支援、実績創出を実施

3. Jークレジット活用普及啓発 i) 国内のイベント等への出展

Jークレジットの創出と活用事例の需要喚起と、カーボン・オフセットの普及促進を図るため、イベントへの出展と説明会を行った。

国内のイベント及び説明会は当初実開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、出展を予定していたイベント及び説明会はいずれも主催者の判断によりオンライン開催に変更された。さらに、エコテクノ 2020 と川崎国際環境技術展の両展示会で、実開催では予定されていた「出展者によるプレゼンテーション」は実施されないことになった。それを受け、Jークレジット制度事務局と協力してオンライン説明会を開催することとし、Jークレジット制度の仕組み、クレジットの創出と活用、各事例に関する情報発信を行った。

当初計画していた内容を再検討した結果、3つのオンライン展示会への出展（表 3-1）と、2つのオンライン説明会開催（表 3-2）を実施することにした。

表 3-1 国内のイベントへの出展

説明会名	開催場所	開催時期	訴求対象	出展目的
エコテクノ 2020	オンライン	2020/10/12～2021/2/26	環境意識の高いビジネスパーソン	環境への取組に関心の高いビジネスマンが約 1 万人/日程度来場（過去の実開催結果より。）する、西日本における大規模な展示会。 オンライン開催においても実開催と同様のビジネスパーソンが閲覧することを想定し、オンライン来場者に向けて情報発信を行い、Jークレジットの普及広報を実施する。
エコプロオンライン 2020	オンライン	2020/11/25～11/28	一般消費者、環境意識の高いビジネスパーソン	昨年までの実開催の展示会では、一般消費者及び環境意識の高いビジネスパーソンの来場が多く、オンライン開催においても同様の訴求対象を想定し、Jークレジット制度と活用事例の情報発信の場として出展。 11 月 25 日から 11 月 28 日の会期後も、11 月 29 日から 12 月 25 日までアーカイブとして閲覧可能であり、実質 11 月 25 日から 12 月 25 日までの 1 か月の普及広報を実施する。
第 13 回川崎国際環境技術展	オンライン	2021/1/21～2/5	環境意識の高いビジネスパーソン	大規模展示会の様相とは異なり、実開催では 16,900 名（前回展示会の来場者数。）が来場する小規模展示会のため、事業者への説明時間を長く確保できることが特徴である。 オンライン開催でも実開催と同様に環境意識の高いビジネスパーソンが閲覧することを想定し、Jークレジット制度と活用スキームの情報を発信する。

表 3-2 国内の説明会の開催

説明会名	開催場所	開催時期	訴求対象	開催目的
Jークレジット説明会	オンライン	2020/12/8	Jークレジット創出・活用を希望する事業者	Jークレジット制度の概要、Jークレジットの創出と活用事例を紹介し、より多くの事例創出につなげることを目的とする。 Jークレジット制度事務局と協力し、Jークレジット入札説明会を同時に行い、閲覧者の増加を図る。
民間企業と協力したオンライン説明会	オンライン	2020/9/14～9/15	民間企業が有するネットワークの中小企業事業者	中小企業事業者が取り組める気候変動対策として、Jークレジットの創出・活用及びカーボン・オフセットの周知を目的とする。

3.1 エコテクノ 2020

「エコテクノ 2020」（北九州市）の実開催が取りやめとなった代わりに、エコテクノのホームページ上で出展者が取組内容をPRできる「オンライン見本市」が開催されることになり出展した。

ホームページは2020年10月6日に公開され、2021年2月26日までの約5か月間の情報発信を行った。

検索の際のカテゴリは、「低炭素・温暖化防止技術」及び「行政の施策」を設定し、それらカテゴリに興味のあるビジネスパーソンの誘導を図った。

ウェブサイトの掲載内容は、資料集に掲載のとおりである。

3.2 エコプロ Online 2020

エコプロ Online 2020 は、当初予定していた東京ビッグサイトでの開催に代わり、初めてオンラインでの開催となった。総称「SDGs Week Online」として、「エコプロ Online 2020」「エコスタディールーム Online」「海洋プラスチックごみ対策パビリオン」に加え、「社会インフラテック Online 2020」「気候変動・災害対策 Biz Online 2020」「感染症対策先進ソリューション 2020」も同時に開催された。

エコプロ事務局が公表した会期中（11月25日～28日）の「エコプロ Online 2020」の参加者数合計は20,756人、そのうち、Jークレジット制度の出展ページ訪問数は279となった。参考までに全体の訪問数は57,679人で、実開催だった昨年度の来場者数147,653人（3日間合計）と比較して約3分の1に落ち込んだ。一方、昨年度Jークレジット制度ブースでの資料配布数から推計した来場者580人に対し、今年度のオンラインではJークレジット制度のページ訪問数は279人であり、約2分の1と全体と比較すると減少率は少ない結果となった。オンライン開催としては、相対的に多くの方に情報発信できたものと推察する。

会期中と同じ内容の掲載コンテンツは、会期後アーカイブとして12月25日まで閲覧可能だった。アーカイブ期間を合わせた訪問数を表3-3に示す。

表 3-3 エコプロ Online 2020 参加者数

	11/25～11/28 期間	総合計（アーカイブ含む）
エコプロ Online 2020	20,756	28,321
エコスタディールーム Online	6,466	9,754
海洋プラスチックごみ対策パビリオン	4,907	6,748
3 展合計	32,129	44,823
社会インフラテック Online 2020	4,064	5,557
気候変動・災害対策 Biz Online 2020	3,189	4,221
感染症対策先進ソリューション 2020	2,305	3,078
3 展合計	9,558	12,856
SDGs Week Online 全体（6 展）合計	41,687	57,679
J-クレジット制度ページ	279	

（出所：報告書（エコプロ主催者事務局）より抜粋）

ウェブサイトの掲載内容は、資料集に掲載のとおりである。

エコプロ主催者事務局による広報は、日経グループメディアを活用した総合的なPRのほか、新聞告知、新聞広告、インターネット広告、Facebook、Twitter より発信された。

3.3 第 13 回川崎国際環境技術展オンライン

第 13 回川崎国際環境技術展は、優れた環境技術やノウハウを川崎から国内外に情報発信し、展示会をきっかけとした新たなネットワーク形成、環境分野でのイノベーションや産業の活性化を目的として開催された。運営事務局によると従来の目的に加え「アフターコロナにおける新しい生活様式に即した取組」として、「グリーンリカバリーへの意識醸成や新たなビジネスモデルへの意識転換のため」、初のオンライン展示会としたことが公表されている。

2021 年 1 月 21 日から 2 月 5 日までの会期中の総ブース訪問数は 23,320 回、J-クレジット制度の展示ブース来場者数は表 3-4 のとおりである。

表 3-4 第 13 回川崎国際環境技術展オンライン展示ブース来場者数

J-クレジット制度ページ	1/21～1/27	1/28～2/5	総合計
総アクセス数	71	100	171
動画閲覧数	10	21	31

（出所：川崎国際環境技術展運営事務局より抜粋）

なお、ウェブサイトの掲載内容は、資料集に掲載のとおりである。

3.4 Jークレジットオンライン説明会

Jークレジットオンライン説明会を2020年12月8日に配信した。

配信中に複数の質疑があり、配信中に回答しきれなかったものは、配信後に追ってメールにて回答した。

表 3-5 Jークレジットオンライン説明会閲覧者数

	人数（名）
事前参加申込者数	115
当日視聴者数	97

表 3-6 Jークレジットオンライン説明会の実施概要

登壇者	テーマ	選定理由
株式会社 スーパーホテル	お客様と共に取り組む カーボン・オフセット 「エコ泊」	カーボン・オフセット事例「エコ泊」の概要の紹介のため及びオフセットで使用するクレジット創出者との関わりがありカーボン・オフセットを中心とした幅広い取組を説明いただくため。
株式会社 山陰合同銀行	Jークレジットを活用 した SDGs 達成への取組	クレジット仲介の取組事例の紹介と、地域における活用ニーズの掘り起こしについて説明いただくため。 なお、同社の取組は令和元年度 地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例として選定・表彰されている。
Waara 株式会社	Jークレジットの活用等 気候変動対策に向けた取 組み	再エネ導入支援の取組、自社のクレジット活用事例についてと、Jークレジット活用の事例・方向性について説明いただくため。
カルネコ 株式会社	寄付型オフセットの成功 事例	一般消費者を巻き込めるスキームとして寄付型オフセットを継続的に支援されており、企業と森林プロジェクトのマッチング等クレジット活用促進の取組事例について紹介するため。
楽天モバイル 株式会社	Jークレジット活用事例 と REts ご紹介	自社のカーボン・オフセットの取組及びREtsでのクレジット仲介から活用事例の創出まで幅広い活動を説明いただくため。
みずほ情報総研 株式会社	制度の概要、Jークレジット活用スキームについて、 入札の近年の動向、 質疑応答	—

3.5 民間企業と協力したオンライン説明会

環境貢献の取組を広げたい中小企業を対象に民間事業者が開催するオンライン説明会に登壇した。主催者の KES 環境機構及び京都知恵産業創造の森の会員企業に案内し、配信は24名が視聴した。

オンライン説明会は、サプライチェーンからの中小企業に対する要請が高まっていること、消

費者動向調査で環境貢献への期待が大きくなっていることを説明した後、中小企業が実施可能な対応策として地域貢献につながる J-クレジットのカーボン・オフセット事例を紹介した。

4. Jークレジット活用普及啓発 ii) 地域活性化のためのクレジット創出及び活用先の開拓に関する情報収集

Jークレジットを通じた地域活性化を目的として各地方経済産業局が取り組んできたクレジット創出及び活用先の開拓事業について、地方経済産業局が選定した成功事例や独自事例を分析した。

4.1 各地方経済産業局からの事例収集

各地方経済産業局が支援した直近2か年分取組事例のうち、地域活性化につながったと考えられるJークレジットの創出事例及び活用事例を分析した。分析項目は以下のとおりである。

- ・事例に関わるステークホルダー
- ・クレジットの無効化量・創出量
- ・事例によって地域が活性化したと言える要素、地域貢献のポイント
- ・地域住民への周知方法・周知度
- ・各地域の地域性や傾向

各地方経済産業局の事例のうち、横展開可能と考えられる事例を抽出し、表 4-1 に概要を示した。

表 4-1 各地方経済産業局の事例から汎用性の高いモデル

■北海道経済産業局	
事例タイトル	星の降る里“あしべつ”の地域資源活用による地域活性化と社会貢献
事例の概要	・市の面積の約89%を占める豊かな森林が育む澄んだ空気と、周辺の光を遮断するように囲む山々が天然のプラネタリウムとも言うべき環境を作り上げることから「星の降る里」を宣言する芦別市では、市内産木質バイオマスの活用により創出したクレジットについて、クレジット活用者（大丸株式会社（本社：札幌市））がカーボン・オフセット商品として取り扱う用紙は、芦別市が発行する「広報あしべつ」に活用されるほか、クレジット売却代金はチップ製造費用やバイオマス設備の維持・管理等に活用され、当該分野における雇用創出にも寄与するなど、クレジット・資金の地域循環を実現。
事例の実施時期	・ オフセット対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日
事例に関わるステークホルダー	・ 芦別市（クレジット創出に携わる） ・ 大丸株式会社（クレジット活用者）
クレジット無効化量・創出量	クレジット量（無効化）： 430t-CO2
地域活性化ポイント	・ 市内産木質バイオマスを活用した芦別温泉スターライトホテルで創出されたJークレジットを、カーボン・オフセット付き商品に活用（震災復興型カーボン・オフセット用紙、東北応援コピー用紙）。 ・ クレジットの地域循環を実施することで同市の資金循環を実現。 ・ クレジット売却代金は、チップ製造費用やバイオマス設備の維持・管理等の温暖化対策に寄与する活動に活用。
地域貢献ポイント	・ チップ製造に関連した2名の雇用創出、地域活性化資金の地域循環、大丸株式会社が拠出したクレジット売却代金の一部は、東日本大震災 被災孤児・遺児の未来、夢の応援に協力（社会貢献）。
事例の実現にあたり独自の特徴（地域性）	・ 芦別市内の木質バイオマスを活用した芦別温泉スターライトホテルで創出されたJークレジットを、カーボン・オフセット付き商品に（震災復興型カーボン・オフセット用紙、東北応援コピー用紙）。

等) や課題となった事項	興型カーボン・オフセット用紙、東北応援コピー用紙) 活用し、クレジットの地域循環を実現。
地域住民への事例の周知方法や周知度	・ 芦別市広報に掲載 (広報あしべつ) 。

■ 関東経済産業局	
事例タイトル	長野県のふるさと納税返礼品のカーボン・オフセット
事例の概要	・ 返礼品生産者がふるさと納税返礼品の生産時に発生する CO2 排出量を、長野県の森林による CO2 吸収量でオフセットし、CO2 フリーの返礼品を寄付者に届けるという内容。
事例の実施時期	・ オフセット対象期間：2019 年 12 月より
事例に関わるステークホルダー	・ 長野県小海県有林 ・ オフセット返礼品提供者：信州ふるさと便、たてしなツプル、大雪溪酒造株式会社、信濃ワイン株式会社 (クレジット活用者)
クレジット無効化量・創出量	クレジット量 (無効化)： ワイン 120 セット (740g-CO2/1 セット)、ジュース 100 セット (8.346 k g -CO2/1 セット)、地酒 100 セット (1.52 k g -CO2/1 セット)、地酒 100 セット (2.28 k g -CO2/1 セット)
地域貢献ポイント	・ 森林に資金が流れ、森林保全・育成等に役立ち、貢献することができる。 ・ 森林が豊かな長野県をアピールすることができる。
地域住民への事例の周知方法や周知度	・ さとふるホームページでは、返礼品掲載ページにカーボン・オフセット対象品であること、返礼品生産における CO2 をゼロにする取組であることを記載して紹介した。また、カーボン・オフセット対象品のロゴを表記して差別化をはかった。

■ 近畿経済産業局	
事例タイトル	こうべ CO2 バンク ～CO2 の削減を環境価値に～
事例の概要	・ 神戸市では、住宅用太陽光発電システム・燃料電池の設置や、市民の省エネ行動などによる CO2 排出削減をクレジット化 (環境価値化) し、地域の環境保全活動につなげる仕組みを構築。
事例の実施時期	対象期間： ・ 平成 24 年 5 月登録～ (太陽光発電) ・ 平成 26 年 2 月登録～ (エネファーム)
事例に関わるステークホルダー	・ 神戸市 (創出したクレジットの取りまとめ) ・ 神戸市民 (クレジット創出)
クレジット無効化量・創出量	累積認証量：24,690t-CO2
地域活性化ポイント	・ 業などに売却して得られる収益は神戸市が行う環境保全事業に活用し、さらなる CO2 排出削減の取組に活かすことができる。 ・ 神戸ルミナリエなど市民に身近なイベントでのカーボン・オフセットの実施により、市民への地球温暖化防止の普及啓発に。 ・ キヤノンマーケティングジャパン (株) の「複合機」を導入した神戸市所在の事業所がクレジット活用によるカーボン・オフセットを実施 ・ 神戸市内で製造されるパンプスの原材料調達から生産、輸送・販売、使用、リサイクルまでについてオフセット
地域貢献ポイント	・ 市民の CO2 削減量が環境価値を生み出すことをわかりやすく PR し、地域における省エネ行動を促進。
事例の実現にあたり独自の特色 (地域性)	【独自の特色】 ・ スマートフォンアプリの活用 (アプリ名称：イイことぐるぐる)

等) や課題となった事項	【課題】 - 住宅用太陽光発電補助制度の終了に伴う新規入会者の減少 - 市民からの発電実績報告の手間
地域住民への事例の周知方法や周知度	HP の活用

■ 四国経済産業局	
事例タイトル	松山市内の小中学校の空調設備工事オフセット
事例の概要	- 松山市の発注する小中学校の空調設備工事（78校分）において、環境に配慮した工事とするため、工事車両や重機の燃料使用に伴う CO2 発生量を算定し、相当量の J-クレジットにてカーボン・オフセットを実施した。 - J-クレジットは、松山市内の企業から創出されたものを活用することによって地産地消の取組を実現した。
事例の実施時期	オフセット対象期間：2017 年 3 月～2019 年 1 月（工事期間）
事例に関わるステークホルダー	- 工事発注者：松山市 - 工事及びカーボン・オフセット実施事業者：株式会社松山学校空調 PFI サービス
クレジット無効化量・創出量	クレジット量（無効化）： 156t-CO2
地域活性化ポイント	松山市内の事業者より創出された J-クレジットでカーボン・オフセットを実施。
地域貢献ポイント	- 地産地消による市内の資金循環を実現 - 高知市にて同様のスキームによるオフセットが実施された
事例の実現にあたり独自の特色（地域性等）や課題となった事項	【独自の特色】入札においても、地産地消を踏まえたカーボン・オフセットが評価された。 【課題】多くの自治体で実施される工事においては、このような環境に対する取組に対する評価基準などが整理されておらず、スポット的な取組になりがちである。
地域住民への事例の周知方法や周知度	J-クレジット制度 掲示板を活用して PR

■ 九州経済産業局	
事例タイトル	リサイクル率日本一の大崎町と、その核である「そおりサイクルセンター」が連携した地域循環の取組事例
事例の概要	【はじまり】 町民の憩いの場である「あすばる大崎（温泉センター）」のバイオマスボイラー等で創出したクレジットを活用し、事業活動（社員の通勤を含む）に伴い発生する CO2 を全量オフセットするという、資源と、炭素と、資金の地域内循環を目指した取組がスタート。 【これから】 リサイクル事業を核とした取組が認められ「SDGs 未来都市」に指定された大崎町は、今後の事業の一つとして、未利用バイオマス（し尿）を活用した再生エネルギー事業に取り組む計画であり、エネルギーやクレジットの地産地消を目指す。
事例の実施時期	オフセット対象期間：2014 年 3 月 24 日～現在までの約 6.5 年間継続～今後も継続予定
事例に関わるステークホルダー	(有)そおりサイクルセンター → クレジットの活用（カーボン・オフセット） - 大崎町及び地元事業者 → クレジットの創出
クレジット無効化量・創出量	クレジット量（無効化）： 約 6.5 年間の累計で 1,622 t-CO2

出量	
地域活性化ポイント	・ 地域で廃棄されていた家庭からの剪定枝などの廃材を燃料化して資金を還元 ・ 町民の憩いである温泉センターでクレジットを創出することで、町民に対する制度の見える化と普及につなげ、新たなビジネスモデルの事例を提示 ・ 町有（指定管理）の温泉センターの経費削減により、役場のあらたな事業へ予算が活用 ・ クレジットの地産地消を実施することで、クレジットの調達資金の町内への環流を目指す
地域貢献ポイント	・ クレジットの地産地消を実施することで、SDGs 未来都市の取組への貢献度は大きい。
事例の実現にあたり独自の特色（地域性等）や課題となった事項	・ 【独自の特色】 従業員の通勤を含めて事業活動に伴うすべての CO2 のオフセット（600 t 程度/年）を目指している。 → そおりサイクルセンターは、大崎町のリサイクル率日本一、SDGs 未来都市の中核事業者であり、取組の継続性は高い。 ・ 【課題】 A 重油が安価になって、廃材調達・活用の方がコスト増となるため、温泉センターでの創出が一時中断している。 → そおりサイクルセンターは、大崎・志布志地域（営業範囲）といった狭い範囲での地産地消を目指しており、クレジットの調達が大きな課題。現在、案件発掘のために調査を実施している。 ・ 前述のし尿を活用した再生エネルギー事業が開始されれば、安定したクレジットの調達が可能となる。
地域住民への事例の周知方法や周知度	・ 地域住民の集まる温泉センターでの創出プロジェクト実施であり、登録証の掲示をおこなっていることや地域の集まりなどで紹介したこともあって、スタート時は話題になっていた。 ・ そおりサイクルセンターのカーボンフリー営業が地方紙、業界紙等で紹介されたほか、各種セミナー等で事例発表、視察の来訪時等の紹介を行った。

4.2 クレジット活用先開拓で「重要視」している点

各地方経済産業局において、J-クレジット活用先を開拓する際に重要視している点をヒアリングしたところ、以下の回答があった。

- ・ 「自治体」が率先して動き、地域の団体・企業等の協力による「地産地消型」のカーボン・オフセットにより、地域での環境価値（J-クレジット）の循環を実現することが重要
- ・ 地域内での循環モデル（地産地消）で地域の活性化や地域への貢献を前提とするのであれば、自治体もしくはそれに近い団体が核になって牽引することが必要。
- ・ リーダー、キーパーソンもしくは予算権限を持つ方への理解。
- ・ 簡潔に説明すること（誤解を与えない範囲で）。
- ・ クレジット創出者にとって初めてのクレジット創出となる時期に、活用先開拓のアプローチを積極的に行うなど、創出者・活用者の双方にとって PR 効果が期待されるタイミングを効果的に活用すること。
- ・ クレジット創出者、活用者においては、単なる設備改修や投資に留まらず、環境配慮を Web やメディア等に取り上げられることによる PR の実現と、それに伴う地域経済活動の活性化といった相乗効果。

- クレジットの副次的な付加価値についても積極的に訴求（社会貢献：震災復興等）。
- 多くの人にわかりやすく、印象的な取組をされており、また企業経営の中で行えるということ、つまり取組を内部（社員）に十分理解され、会社を挙げて取り組める内容であるかということ。
- J-クレジットの活用によって中長期的に持続可能なモデルを創出すること。
- 消費者に環境と地球温暖化を意識した取組事例としてアピールするとともにカーボン・オフセットの認知と利用を促進すること。
- 地域の小売り事業者と協力して販売する地産地消の商品とつくること。
- 単にクレジットを創出するだけではなく、創出したクレジットをクレジット売却先にどのように活用してもらうのか、クレジットの売却益をどのように自社で活用していくのかといったストーリーをあらかじめ描くこと。
- クレジットの創出側に立ち、クレジットの価格自体は安価でも創出側に副次的なメリットが生まれる仕組みができれば、地域内で回っていく可能性はある。
- 補助金や省エネ、再エネ設備の販売、設置業者等から制度（プログラム型）に誘導するのが現実的。

4.3 クレジット活用先開拓で「継続的な取組」としてのポイント

各地方経済産業局において、J-クレジット活用先を開拓する際、継続的な取組となるためにポイントと考える点をヒアリングしたところ、以下の回答があった。

- クレジットの「地産地消型」により、地域貢献にもつながる点が継続的な取組のポイント。
- 取組内容の情報発信（マスコミ、広報誌、HP、パンフレット等）を着実に行うこと。
- 継続的なイベント等においては、一度、実施に結び付けば、オフセットの継続にもつながるケースがほとんどである。ただし、オフセットに必要なクレジットの調達、見積り、証明書発行など、J-クレジットのプロバイダー等との連携が必要であることから、支援する側からのプッシュが前提となるケースが多い。
- 継続が途切れると、あらためて実施する場合には再度説明が必要となることから、継続的なフォローができる体制が必要。（自走させることが重要ではあるが）
- カーボン・オフセット商品の付加価値及び地域のPR効果が、地域経済活動の活性化を促進させ、更なる事業開拓を呼び込むような活用事例とすること。
- 自治体等の温暖化対策（クレジット創出・活用）の周知・啓発（ポスター、パンフレット等でのメッセージ発信）による地域イメージ及び経済活動の活性化。
- 社員が取組に対し、自ら意識して行動するような内容であり、積極的に取組を継続できる要因があること。
- 大企業（需要家）のサプライチェーン、あるいは設備メーカー、設備工事会社、補助金支援事業者などが、ビジネスの中でクレジットの可能性を探り、創出につなげていくこと。
- SDGs が盛んに叫ばれる現在、カーボン・オフセットを実施することによって、商品の価値をより高めることができ、環境への取組をさらに深めることが成功につながる。
- 事業者の自発的な行為によるところが大きいため、継続性が不確定である面は否めないが、創出したクレジットの活用が長期的に見込めるのであれば、継続してクレジットを創出することが可能と思われる（創出者と活用者で長期的な取組の実施）。
- 地域内のクレジットを「〇〇クレジット」として集約し、プロジェクト内容や創出地域、企業色にとらわれることなく、地域内のイベント等に使って頂くことにより、地域内の地

球温暖化対策へ取り組むと同時に資金循環が継続的に行えるようにすること。

- 十分なメリットを感じない限り、クレジット活用の継続性という意味では難しく、特に民間は動かない。
- 小ロットでも安価に調達できる仕組みと、活用に対するPR戦略があれば継続しやすい。

4.4 クレジット活用先を開拓する際の「課題」

クレジット活用先を開拓する際の課題をヒアリングしたところ、各地方経済産業局から以下の回答があった。

- 創出・活用とも実施作業が煩雑であり、取組主体の負担は大きいことが課題。成功事例においては、いずれも地域支援事業によるモニタリング報告やカーボン・オフセットの直接的な支援や助言を行うこと等で進めているのが現状。
- 地域においては、メディアへの露出を始めとした認知度向上に腐心しているが、地域における取組のみでは限界があり、全国的な認知度の向上が喫緊の課題。
- クレジットの創出・活用が企業の負担なく進められること、また取組を対外的にアピールする方法および表現する内容を支援できると、もっと取組に積極的になる企業が現れるのではないかと。
- カーボン・オフセットのわかりづらさと普段の生活で目に止まる機会が少ないことが課題。
- カーボン・オフセットの「知って」、「減らして」、「オフセット」を具体的にどのような形でできるかを多くの企業や消費者はわからないと思われ、カーボン・オフセットを消費者が意識でき、面的な広がりを持てるような仕組みづくりが必要。
- クレジットの創出は、民間ビジネスとして成り立つのであれば、継続的かつ拡大すると思われるが、クレジットの取引価格と、創出に関わる手間とコストとの見合いから、一定量の創出が見込めないと、ビジネスになりづらいことが課題。
- 電気、ガス、燃料など使用量、交通機関の利用を簡単にCO2排出量計算できるスマホアプリなどを提供することで、自らの活動におけるCO2排出量を知り、CO2ポイントの購入動機づけが図れるのではないかと。
- 製品・商品の生産に関わるあるいはサービス提供にかかるCO2排出量の明示を促進し、供給者のカーボン・オフセット商品・サービス提供を促し、消費者に選択手段を提供すると活用が拡大するのではないかと。
- 地産地消と次代を担う若者の意識啓発や新たな需要の発掘。
- 省エネ補助金の活用により省エネ設備を導入した事業者に対してJ-クレジット創出の提案を行っているが、制度の認知不足を実感することもある。
- 個別に制度の概要、クレジット創出の流れ、クレジット活用先の発掘等について説明を行い、初めて興味を持ってもらえる。ただ、興味を持ってもらっても一定程度のCO2排出削減量の見込みがないと、プロジェクト登録には至らない。そのため、やはり制度のPRが必要であると考えられる。
- SDGsの取組の観点からPRするのも一つの手法として有効と考えられる。
- 創出は、昨年度から局の方で審査費用の支援も行うようになっているが、審査機関が忙しい場合は見積依頼しても「辞退もしくは高い見積提示」となり、予算的にもスケジュール的にも振り回される結果となった。難しい課題ではあるが、何かコントロールできるような仕組みが必要。
- 創出の際、単年度事業であるため、次年度に支援があるのかないのか、あるとすればどの

ような支援があるのか、が不明。少なくとも突っ込んだ話をするためには、次年度の情報くらいは必要。

- ・ 活用は、小ロットでも「安価」に「地元産のクレジット」を調達できる仕組みが必要。

4.5 地域活性化のためのクレジット創出・活用のポイント

前項までの事例と課題から、地域活性化に寄与している共通の要素を以下に示す。

- ・ 地方自治体がクレジットをとりまとめるなど積極的に動いていること。
⇒例：市民が創出するクレジットを市がとりまとめる、自治体が発行する広報誌をオフセット、ふるさと納税先の県と連携、カーボン・オフセットの対象となる工事を市が発注、町がクレジットを創出。
- ・ 事例の情報発信をすることで、地域経済活動の活性化の相乗効果が見込めること。
⇒例：市民が目にする広報がカーボン・オフセットされている、市民がクレジット創出者になる、市民が参加可能なふるさと納税の返礼品でカーボン・オフセット商品がある、町民の憩いの場である温泉センターがクレジット創出場所になっている。
- ・ クレジット創出、クレジット活用、その両方で地元の事業者が関わっていること。

これらの内容から、今後新たにカーボン・オフセットに取り組む事業者等に向けて、横展開可能かつ地域活性化につながるスキームを検討した（図 4-1）。

地方自治体がスキームの主軸となるよう、クレジット創出場所または活用場所として公共施設を設定し、手始めに対象となる公共施設で排出する年間の CO2 を、地元で創出されたクレジットでカーボン・オフセットするスキームである。公共施設を使用する市民に向けて、CO2 を実質排出しない公共施設であることを謳うことが可能となる。また、本取組について地方公共団体が公式ホームページで紹介し、情報発信を行うことも地域活性化のために重要と考える。

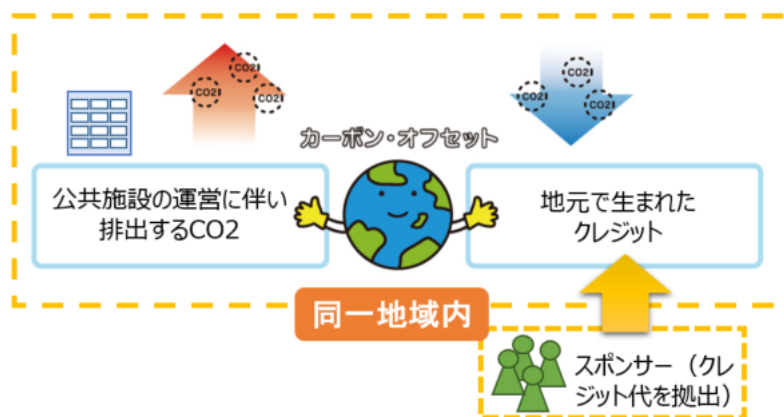


図 4-1 地域活性化につながるスキーム案

5. Jークレジット活用普及啓発 iii) Jークレジット活用の広報活動

5.1 ポスターによる広報

国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーンにおいて、国立公園内の一部のビジターセンター等の使用電力を再エネ電力クレジットでもオフセットしていることを PR するポスターを作成した。ポスターを全国のビジターセンターや環境事務所に配布し掲示することで、もともと自然環境に関心の高い層（国立公園に訪れる層）へ、カーボン・オフセットや再エネ電力クレジットについて効果的な広報活動を展開した。今年度はワーケーションの推進により国立公園を訪れるビジネスパーソンに向けても訴求を図った。（ポスターの図案は資料集に掲載。）

なお、当初予定していたパンフレットの作成は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため大規模展示会がオンライン開催に変更になったことで、パンフレットを手交する機会がなくなったことから見送ることとした。

5.2 SNS・ホームページによる広報

Jークレジットの活用事例については、活用者に対して、「イベント掲示板」への掲載を促すことでJークレジット制度と連携している。

上記以外にも、国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーンについて環境省 COOL CHOICE Twitter で発信（図 5-1）したほか、ヤフー株式会社と連携し同社の社会貢献アカウントからも大規模に Twitter（図 5-2）と Facebook（図 5-3）で発信を行うなど、紙媒体のみにとらわれない広報活動を展開した。



図 5-1 環境省 COOL CHOICE Twitter での投稿



図 5-2 ヤフー株式会社の社会貢献 Twitter での投稿

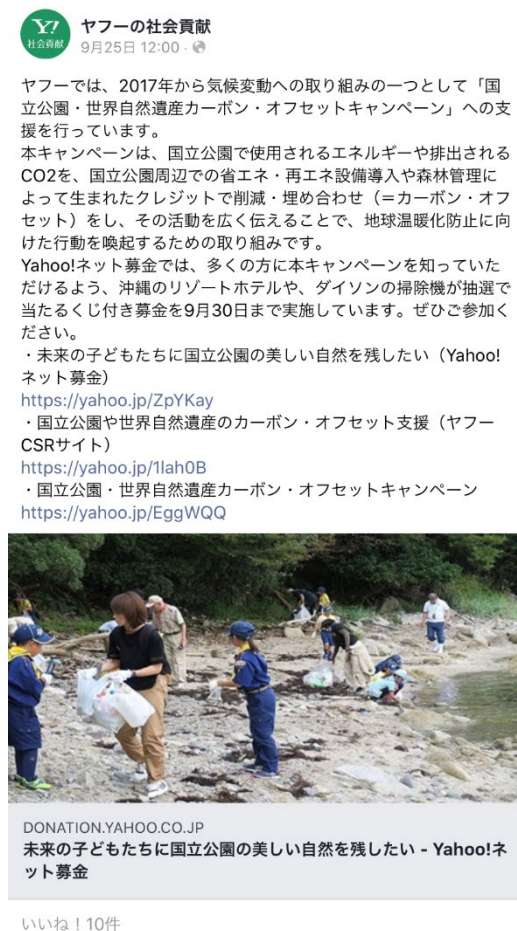


図 5-3 ヤフー株式会社の社会貢献 Facebook での投稿

5.3 Jークレジット活用の広報活動について新しいアプローチの検討

Jークレジット活用の裾野を広げるため、子どもや家庭に向けてカーボン・オフセットに関する情報をどのように発信するのが適切か検討した。

当初、都内の小中高等学校でSDGsを取り入れた授業を展開されている教員の方々や、環境分野に関心の高い生徒へのヒアリングやワークショップを通じて、新しいアプローチの検討と実際の情報発信を行うことを想定していた。しかし今年度は4月から6月にかけて緊急事態宣言が发出され小・中・高等学校への登校も制限されたことに加え、宣言解除後もオンライン授業の継続や学校にて集団で行う催事の自粛が続いた。そのため、ワークショップはとりやめ、教員の方々にヒアリングを実施することで、その内容からアプローチに関する課題を抽出することとした。

ヒアリングで抽出した課題は、以下のとおりである。

- ・新しいアプローチを検討する前に、数ある環境貢献の中から「Jークレジット」を使った取組を選ぶインセンティブを整理する必要がある。例えば、森林保全活動を行う森林組合への寄付など直接現金で環境貢献できる選択肢もある中、Jークレジットを使ったスキームに取り組むメリットを打ち出す必要がある。
- ・情報発信先として子どもや家庭を対象とするのであれば、「Jークレジット」や「カーボン・オフセット」はいずれも概念的な言葉で、何をしたいかが分かりにくい。
- ・概念を最初に出すために分かりにくいのであれば、モデルを1つ定めて、それをする中で「地域の困っている誰かの助けになる」とか、こんな良いことが生まれる、といったこと（目的）を発信できると良いのではないか。その際、1つ定める「モデル」をどういったものにすれば効果的か。
- ・Jークレジット制度は、「つくる人」と「つかう人」がいるが、それぞれのメリット・デメリットは何か。各プレイヤーがどういった思いで動くのかが明らかになると、子どもや家庭もつかみどころが現れてくるのではないか。

上記課題を受け対策案として、一般消費者が環境貢献活動として取り組める代表的な取組と、Jークレジットを活用したカーボン・オフセットを比較し、訴求可能なポイントを洗い出すことが重要と考える。一般消費者が取り組む代表的な環境貢献活動は、一般消費者を対象としたアンケート調査の結果を参考に特定し、取組の際の動機やインセンティブと感じていることを分析する方法が考えられる。Jークレジットを活用したカーボン・オフセットのインセンティブについては、実際に参加した経験のある一般消費者を対象に、何に共感したかを調査し、訴求すべき点を明らかにすることが有効と考えられる。

一般消費者がカーボン・オフセットの取組を評価することが、事業者によるJークレジット活用の促進につながると考えられることから、今後、一般消費者におけるカーボン・オフセットの周知拡大を図ることは活用量増加の側面でも必要であると考ええる。

6. カーボン・オフセット関連文書等の見直し

主に環境省が発行したカーボン・オフセットに関する文書の見直しを実施した。対象文書は、以下のとおりである。

- ・「カーボン・オフセットガイドライン Ver. 1.1」（環境省、平成 29 年 5 月 31 日改定）（以下「ガイドライン」という。）
- ・「カーボン・オフセット第三者認証基準 Ver. 4.1」（カーボン・オフセット制度運営委員会、平成 29 年 5 月 31 日改定）（以下「第三者認証基準」という。）
- ・「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き Ver. 1.0」（環境省、平成 23 年 4 月）（以下「手引き」という。）

対象文書のうち、「第三者認証基準」は、2017 年度からの民間主導のカーボン・オフセットの取組の中で最新版が別途存在するため、本業務での改訂は実施せず、「カーボン・オフセットフォーラム」ホームページに民間主導の取組を進めていることを掲載することで対応した。「手引き」は、「ガイドライン」作成の際に「ガイドライン」に統合された文書であるため、「手引き」の改訂は行わず、「ガイドライン」改訂をもってそれに代えることとした。

また、関連して「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第 2 版」（環境省、2014 年 3 月 31 日）（以下「指針」という。）も同様の内容を反映する形で改訂した。加えて、「交通・観光カーボンオフセットガイドライン（Ver. 1.0）」をはじめ、「ガイドライン」の引用を行っている文書の発行者へ、「ガイドライン」改訂の連絡及び反映の依頼をした。

6.1 見直しの手順

Jークレジット制度事務局と協力し、無効化申請の目的を分析の上、最新のカーボン・オフセットの動向・状況を反映させた。また、交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となっている「グリーン経営認証」、特定非営利活動法人 KES 環境機構が制定・認証を行う「KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）」の最新動向をヒアリングし、改訂版に盛り込んだ。

作成した改訂案を元に一般社団法人カーボンオフセット協会にヒアリングし、聴取した反映すべき事項を検討し、適宜盛り込む手順で改訂版を完成させた。

改訂版をカーボン・オフセットフォーラムホームページに掲載後、「カーボン・オフセットガイドライン」から引用して作成されている文書について、ウェブ検索で確認ができた運営主体に連絡し、改訂版の周知と最新情報の反映を促した。

6.2 見直した項目と結果

「ガイドライン」及び「指針」について、具体的に見直し、更新した項目は以下のとおりである。

■カーボン・オフセットガイドライン（「ガイドライン」）

- ・環境省実施の「カーボン・オフセット制度」が、2017 年に民間主導の取組に移行したことを踏まえ、「カーボン・オフセット制度」についての記述を削除し、カーボン・オフセットに関する取組が民間主導の取組へ移行したことを記載。
- ・環境省実施の「オフセット・プロバイダープログラム」が、2017 年に終了したことを踏まえ、「オフセット・プロバイダープログラム」についての記述を削除。

- ・国内クレジット制度、J-VER 制度の J-クレジット制度への移行、及び都道府県 J-VER 制度の地域版 J-クレジット制度への移行を踏まえ、表記を修正。
- ・環境省「COOL CHOICE」の取組について新規に記載。
- ・「第一部 3. カーボン・オフセットの主な取組」において、5 つの取組の類型について概要を整理した表及び事例を追加。
- ・「第二部 3. 排出量の把握（知って）」において、組織範囲及び排出原単位に関する参考文献一覧を更新。
- ・用語集を新規に記載。
- ・その他、誤字、脱字、表現の修正等。

以上の見直しを踏まえ、「ガイドライン」においては最新のカーボン・オフセットの動向、状況を反映させるとともに、「ガイドライン」利用者によりわかりやすいものとした。

■我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）（「指針」）

- ・環境省実施の「カーボン・オフセット制度」が、2017 年に民間主導の取組に移行したことを踏まえ、「カーボン・オフセット制度」についての記述を削除し、カーボン・オフセットに関する取組が民間主導の取組へ移行したことを記載。
- ・環境省実施の「オフセット・プロバイダープログラム」が、2017 年に終了したことを踏まえ、「オフセット・プロバイダープログラム」についての記述を削除。
- ・京都メカニズムクレジットが 2015 年に取扱いを終了したことを踏まえ、文書中において京都メカニズムクレジットが事例として挙げられている部分を、J-クレジットを事例とするものへと変更。
- ・「はじめに」において、その内容が既に過去のものとなり現状には適していない動向、状況についての記述を削除。
- ・「1. カーボン・オフセットの定義及び主な取組」において、5 つの取組の類型について概要を整理した表を追加。
- ・用語集を更新。
- ・その他、誤字、脱字、表現の修正等。

以上の見直しを踏まえ、「指針」においては最新のクレジットに関する動向、状況を反映させるとともに、「指針」の利用者によりわかりやすいものとした。

見直しの結果、カーボン・オフセットに関連する文書の体系を次の図に示す。

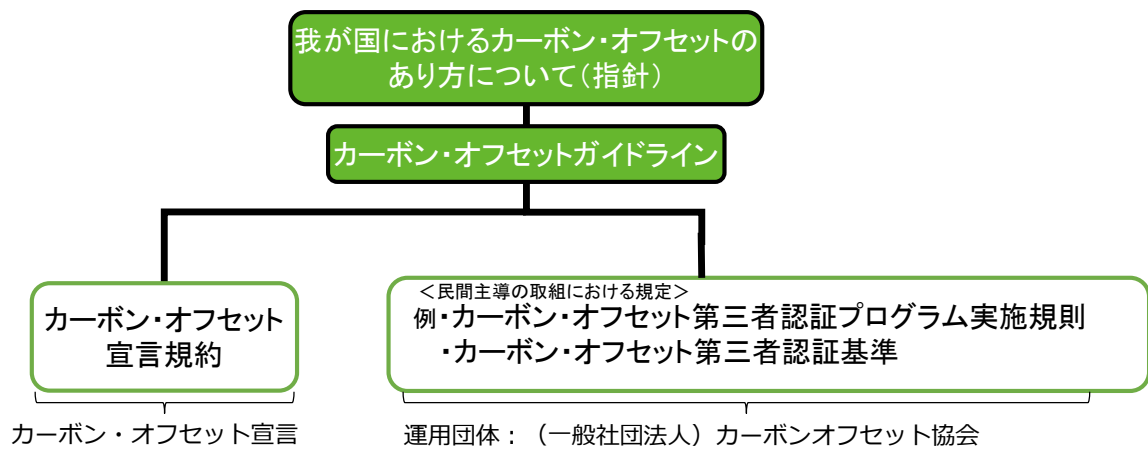


図 6-1 カーボン・オフセット関連の文書体系図

7. 追加的業務の実施

今後のクレジット活用の活性化に向けて、既存モデルを発展的、継続的に実施することも欠かせないと考え、過年度の J-クレジット活用促進支援委託業務で創出した 1 スキームを引き続き実施した。また、昨年度業務において、需要が見込まれる分野としてグローバル企業のクレジット活用の取組、海外クレジットの活用についての調査を追加で行ったが、その結果を元に国際航空分野における CO2 排出削減の取組の整理も行った。

7.1 国立公園カーボン・オフセットキャンペーンの継続実施

2017 年度に開始した「国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーン」を引き続き実施した。本モデルは、国立公園の豊かな自然にふれあいながら、環境に負荷をかけないよう、また自然と共生する社会の実現に向けた行動を喚起するためのキャンペーンであり、広く事業者や一般消費者も参加可能な点が普及拡大の要素であると考ええる。

さらに、「カーボン・オフセット」と比較して認知度が高いと考えられる「RE100」をテーマに盛り込むことで、カーボン・オフセットにも同じように感度が高いことが期待される「RE100」に魅力を感じている層への周知拡大を狙った。今年度は、利尻礼文サロベツ国立公園内のサロベツ湿原センター及び幌延ビジターセンターの 2 箇所を北海道内で創出された再エネ電力クレジットでカーボン・オフセットし、再エネ調達した施設として情報発信を行った。

全国の国立公園を対象に合計 2,000t-CO2 強のカーボン・オフセットを行い、152 施設に及ぶ日本全国のビジターセンター、自然保護管事務所等にポスターを掲示した。国立公園に足を運び、ビジターセンターなどで公園内の情報を確認するといった環境への意識の高い層へ向けて効果的に訴求することができるため、一般的な施設にポスター掲示することと比較すると有効であると推察できる。さらに今年度はワーケーションで国立公園の訪問者増も見込めたと推測でき、多様な利用者層へ普及を図ることができたと考えられる。

さらに、ヤフー株式会社と連携し、同社の社会貢献アカウントから国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーンについて Twitter (図 5-2) と Facebook (図 5-3) からの発信を行った。また本投稿について、国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセット実行委員会のアカウントで紹介したツイッターに対しヤフーの社会貢献アカウントでリツイートし (図 7-1)、より広範の情報発信を図った。



図 7-1 国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーン実行委員会の Twitter 投稿へのヤフー株式会社の社会貢献 Twitter でのリツイート

7.2 国際航空分野における J-クレジット活用の可能性の整理

国際航空分野における温室効果ガス排出削減については、ICAO（国際民間航空機関）によって、対策の検討や国際的なルール作りが進められている。2020 年以降のカーボンニュートラルと経済成長の両立を達成するために、「市場メカニズムを活用した全世界的な排出削減制度」の導入が決議され、「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」（CORSIA）が示された。CORSIA は 2021 年よりパイロットフェーズの運用が開始されるが、そのクレジット需要は大きく、J-クレジットの活用拡大に資すると考えられる。一方で、現時点では J-クレジット制度は CORSIA への申請を行っておらず、それ故利用も認められていない。そこで、J-クレジット制度の CORSIA 参加によるメリット・デメリットを整理した上で、CORSIA の排出ユニット適格性要件⁶と J-クレジットの適合状況について検討した。

● J-クレジット制度の CORSIA 参加によるメリット・デメリットについて

クレジットの需要が飛躍的に高まる点が最大のメリットであると考えられる。以下の前提を置いて試算すると、日本の航空会社が必要なクレジット量だけで、毎年数十万 t-CO₂ レベル、2050 年には 388 万 t-CO₂ レベルとなる可能性がある。

【前提条件】

CORSIA の削減義務は、燃料効率を年平均 2%改善であるが、CO₂ 排出量を年平均 2%改善と読み替え。航空会社が毎年 1%しか排出量を削減できない場合を想定。2020 年の日本の国際航空に伴う排出量の統計値が未発表のため、2017 年の約 2000 万 t-CO₂ と同じと仮定。

表 7-1 クレジット必要量の試算

単位: 万t-CO ₂	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2030年	2040年	2050年
①CORSIAの義務ライン (年2%改善)	2,000	1,960	1,921	1,882	1,845	1,808	1,634	1,335	1,091
②年1%しか削減できない場合	2,000	1,980	1,960	1,941	1,921	1,902	1,809	1,636	1,479
クレジット必要量(② - ①)	0	20	39	58	76	94	175	301	388

現行の J-クレジットの年間創出量は 80-100 万 t-CO₂ 程度であり、仮に、上記の量のクレジットが必要になると、大規模かつ継続的な需要を見込むことができる。一方、創出ポテンシャルが現行のまま推移すると、需要過多になり、価格の高騰を招く恐れもある。

また、日本の削減価値の国外流出につながる点について慎重な議論が必要であると考えられる。削減価値が国外流出することはその分、パリ協定の達成が困難になることを意味する。なお、パリ協定第 6 条における二重計上の防止に関する規程の議論について、現段階では明確な結論は出ていないが、後述の通り CORSIA 排出ユニット適格性においても二重計上の防止措置が求められていることから、CORSIA への参加を検討する場合には CORSIA に使用されたクレジット量を日本国のインベントリにオンセットすることを前提で検討することが必須であると考えられる。

⁶ クレジットスキームが CORSIA で使用できるようになるために、適合しなければならない要件。

● 活用が認められているクレジットスキームについて

2020 年 3 月の ICAO 評議会において活用が認められたクレジットスキームは、以下の 6 スキーム⁷である。

- American Carbon Registry (ACR)⁸
- China GHG Voluntary Emission Reduction Program (CCER)⁹
- Clean Development Mechanism (CDM)¹⁰
- Climate Action Reserve (CAR)¹¹
- The Gold Standard (GS)¹²
- Verified Carbon Standard (VCS)¹³

各クレジットスキームの概要は表 7-2 の通り¹⁴。

表 7-2 各クレジットスキームの概要

	Verified Carbon Standard (VCS)	The Gold Standard (GS)	Clean Development Mechanism (CDM)	Climate Action Reserve (CAR)	American Carbon Registry (ACR)	China Certified Emissions Reductions (CCERs)
主体	VERRA	Gold Standard Secretariat (WWF等)	UNFCCC	Climate Action Reserve	Winrock International	中国政府
設立年	2005	2003	1997	2001	1996	2014
登録済みプロジェクト数	1,628	1,249	8,142	274	112	287
認証済みクレジット量	410 百万t-CO ₂ e	97 百万t-CO ₂ e	2002 百万t-CO ₂ e	69 百万t-CO ₂ w	50 百万t-CO ₂	53 百万t-CO ₂
無効化済みクレジット量	251 百万t-CO ₂ e	59 百万t-CO ₂ e	1,192 百万t-CO ₂ e	40 百万t-CO ₂ e	8.5 百万t-CO ₂ e	不明
取引価格の目安	\$3.0	\$4.0	\$0.15 ~0.24/t-CO ₂	\$3.0	\$3.0	CNY7-15/tCO ₂ e (US\$1-2tCO ₂ e)
主要分野	- 省エネ・再エネ - 農業・森林・土地利用	- 風力 - 料理用コンロ - 廃棄物管理	- 産業ガス - 再エネ - 廃棄物管理	- 森林管理 - 家畜 - 埋立地 - オゾン層破壊物質	- 森林 - オゾン層破壊物質	- 再エネ - 廃棄物管理 - 燃料転換

● J-クレジット制度の CORSIA 排出ユニット適格性への適合状況について

J-クレジットが CORSIA で使用できるようになるには、CORSIA 排出ユニット適格性に適合し、

⁷ 2020 年 12 月段階では、上記の 6 スキームに Architecture for REDD+ Transactions が追加されている。

(https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Documents/TAB/TAB%202020/ICAO_Doc_CORSIA_Eligible_Emissions_Units_November_2020.pdf)

⁸ <https://americancarbonregistry.org/>

⁹ <http://registry.cccsc.org.cn/login.do>

¹⁰ <https://unfccc.int/process-and-meetings/the-kyoto-protocol/mechanisms-under-the-kyoto-protocol/the-clean-development-mechanism>

¹¹ <https://www.climateactionreserve.org/>

¹² <https://www.goldstandard.org/>

¹³ <https://verra.org/project/vcs-program/>

¹⁴ World Bank 「State and Trends of Carbon Pricing 2020」より

(<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/33809/9781464815867.pdf?sequence=4&isAllowed=y>)

CORSIA 文書「CORSIA Emissions Unit Eligibility Criteria」に示された各要件への現時点での J-クレジット制度の適合性について以下の通り整理した。¹⁵

1. 明確な方法論、及びそれらの開発プロセス：プログラムの質を確保しつつ、削減量定量化的ための方法論を有すること。また、追加の方法論を開発するための手続きがあること。
そのプロセスは公開されていること。

方法論文書は全て公開されており、各方法論における排出削減量の算定方法、ベースラインの考え方、必要なモニタリング項目とモニタリングの精度が全て明記されている。新規方法方法論を策定する手続きが準備されており、最終的に方法論として認められるには運営委員会での承認が必要であることも明記されている。

2. スコープの検討：対象とする活動のレベル（プロジェクトベース、プログラムベース、等）について情報公開すること。また、各活動に係る適格性要件を公開すること（例として、セクター、プロジェクトタイプ、地理的情報等）。

J-クレジット制度に登録するにあたっての要件と、採用する方法論毎の適用条件が全て公開文書に明記されている。また、登録された全プロジェクトについて当該プロジェクトの形態（通常型又はプログラム型）、実施場所の状況、プロジェクト概要が公開されている。

3. オフセット・クレジットの発行と償却の手続き：オフセット・クレジットがいかにして(a)発行され、(b)償却又はキャンセルされ、又は(c)ディスカウントされるかについて情報を公開すること。また、(d)クレジット期間とそれが更新可能かについての手続きを備え公開すること。

クレジットの認証・発行手続き、無効化・償却の手続きが明記されている。クレジットの有効期限については、今のところ有効期限に関する特段の定めがない旨公開されている。

4. ユニットの特定とトラッキング：(a)ユニットがトラックされていること、(b)ユニットがシリアル番号によって個別に特定されること、(c)登録簿が安全に保たれていること(例えば

(https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/workingpaper/jp/6843/CORSIA_設立の経緯と制度の概要.pdf)

<u>ば、堅牢なセキュリティ要件が備えてあること)、(d)ユニットの所有者や保有者が特定されていること(例えば登録簿による特定)を確保するための手続きがあること。また、(e)他の登録簿とのリンクがあるかどうか、(f)登録簿が準拠する国際的なデータ交換標準があるかどうか、ある場合にはそれがどのようなものかについて明示し、それらすべての情報を公開すること。</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) 発行された全てのJ-クレジットは1t-CO₂を最小単位として管理され、1t-CO₂ごとにシリアルナンバーが振られている。併せて、クレジットは認証番号でも管理され、全てのクレジットについて、どのプロジェクトのどの期間の削減活動由来のクレジットであるかをトラッキングできる。全てのクレジットは登録簿の口座保有者が持つ口座に保管され、保有者が全て特定されている。無効化・償却されたクレジットは使用済みクレジットの口座に移転され、ダブルカウントは回避されている。 登録簿システムは強固なセキュリティを確保するために、通信にSSLプロトコルが使用されている。他の登録簿との電子的なリンクはないが、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」。）の報告においてクレジットを無効化した場合や、逆に移転してオンセットが必要な場合にはそれを報告するシステムが備えられている。
5. <u>ユニットの法的性格と移転：ユニットの根拠となる法的性格や所有権について定義し確保すること。また、そのための手続きを公開すること。</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度自体の根拠法はないが、温対法に基づいて策定された地球温暖化対策計画（日本の約束草案実現に向けた削減計画、平成28年5月13日閣議決定。以下、「温対計画」。）における分野横断的な施策の1つとして位置づけられている。
6. <u>妥当性確認及び検証手続き：妥当性確認及び検証のための標準と手続き、また、妥当性確認及び検証機関の認定に関する要件や手続きがあること。加えて、これらすべての標準、手続き及び要件を公開すること。</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度は、プロジェクトレベルでの排出削減・吸収量の算定・報告に関する国際標準であるISO14064-2及び温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの妥当性確認・検証に関する国際標準であるISO14064-3に準拠した制度となっている。また、本制度で妥当性確認及び検証を行うことのできる機関は、我が国においてISO14065の認定を取得した機関とされている。これらの要件及びJ-クレジット制度の審査機関としての登録手続きについては全て文書にて公開されている。
7. <u>プログラムのガバナンス：制度管理者が誰であるか、どのようにして決定がなされるかについて公開すること。</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) 制度管理者および制度の運営体制について公開されている。
8. <u>透明性及び参加に関する規定：(a)様々なステークホルダーに対してどのような情報が利用可能であるか、(b)ローカルステークホルダーコンサルテーションを実施する場合の要件、</u>

<u>(c)パブリックコメントを実施する場合の規定と要件及びそれらがどのように検討されるかについて、公開すること。なおすべての方法論についてパブリックコメント期間を設け、公開すること。</u>
(Jークレジット制度の適合状況：適合) Jークレジット制度ではプロジェクト登録時にどの方法論を用いるか決定することになるが、全ての方法論は制度のホームページ上にて公開されている。また、方法論を新規に策定する場合には必ずパブリックコメントを実施することが制度文書にて定められている。
9. <u>セーフガードシステム：環境及び社会的リスクに対処するためのセーフガードの要件があること。また、同要件を公開すること。</u>
(Jークレジット制度の適合状況：適合) 基本文書からの逸脱を行った場合に、当該プロジェクトの登録を抹消、当該プロジェクト実施者が事象発生以降に新たにJークレジットの取得・移転・無効化を行うことを拒否することができる旨が制度文書に明記されている。また、プロジェクト登録にあたっては、計画書にプロジェクト実施前後の状況を明記し、第三者審査及び国の有識者委員会での審議を踏まえて、最終的に制度管理者が登録の判断を下すため、環境及び社会的にリスクの高いプロジェクトについては登録を承認しない判断を下すことができる。 また森林プロジェクトに関しては、自然災害によって森林が攪乱を受けた際に、当該排出量を補填するためのバッファが設けられている。
10. <u>持続可能な開発要件：活用されている持続可能な開発に関する要件を公開すること。例えば、プログラムがいかにして国の持続可能な開発に係る優先事項の達成に寄与するか、またそれをいかにしてモニタリングし、報告し、検証するかについて公開すること。</u>
(Jークレジット制度の適合状況：適合) Jークレジット制度は日本の約束草案実現に向けた削減計画である温対計画の中の分野横断的な施策として位置づけられている。なお、森林プロジェクトに関しては、森林の持続的な維持管理を求めるために、森林経営計画の策定及び、クレジット認証対象期間終了後10年間の永続性担保に関する報告を求めている。
11. <u>ダブルカウント、二重発行、二重計上の防止：プログラムは、炭素市場や排出量取引に関する国内及び国際的な制度の進捗状況に鑑み、ダブルカウント、二重発行、二重計上にどのように対処するかについての情報を提供すること。</u>
(Jークレジット制度の適合状況：適合) Jークレジット制度において環境価値のダブルカウント（1つの排出削減・吸収効果を重複して認証、使用又は報告すること）の禁止が明記されている。認証に関しては、同一活動の重複登録が行われていない旨、実施者に確認を求めるとともに、全ての削減活動についてプロジェクト実施者の実施場所等に関する情報を収集し、同一の方法論について重複して登録されていないことを確認している。無効化・償却に関しては、無効化申請されたクレジットはシステム上で無効化口座に移転されることで二重償却が回避されている。なお、現時点ではJークレジットの創出・活用ともに国内における排出削減・吸収活動のみを対象としているため、国外の活動とのダブルカウントは起き得ない。

○カーボンオフセット・クレジットの十全性に関する要件

1. <u>追加的であること</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度ではプロジェクトに追加性を求めており、J-クレジットとして認証される排出削減・吸収量は、本制度が存在しない場合に対して追加的な排出削減・吸収が実現されたものでなければならない旨が制度文書に明記されている。
2. <u>現実的で信頼性のあるベースラインに基づくこと</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度では、方法論毎にベースラインの考え方が示されており、プロジェクト登録・クレジット認証に際しては方法論の考え方に基づいたベースラインが設定され、削減量が算定されていることについて審査機関による審査を受けることが必要になっている。
3. <u>定量的に評価され、モニタリング、報告、検証が行われること</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度では、方法論毎に定量的な削減量の算定式が示されており、必要なモニタリング項目とモニタリング精度についても明記されている。プロジェクト登録・クレジット認証に際しては方法論の考え方に基づいた試算・認証量の算定が実施されていることについて審査機関による審査を受けることが必要になっている。
4. <u>クリアで透明性のある一貫した管理が行われること</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度では全ての登録プロジェクトと認証クレジットに関する情報が公開されている。また、第三者審査に関しては審査の流れが文書で公表されており、利害関係調査の実施や保証水準の策定について明記されている。
5. <u>持続的な排出削減をもたらすこと</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度において認証される排出削減・吸収量は不可逆な削減・吸収活動となっている。なお、森林吸収に関しては、持続性を担保するため、プロジェクトの認証対象期間終了後10年間の報告義務を設けている。
6. <u>リーケージ（プロジェクト実施に伴う他の場所での排出量の増加）に関する評価とその影響の緩和に努めること</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度においては、排出削減量を計算する際、主要な排出活動以外で、プロジェクトの実施に起因する排出活動からの排出量については全て付随的排出量として計上することを求めている。計上する範囲は方法論毎に定められており、方法論文書は全て公開されている。また、バイオマスや廃棄物系燃料を用いるプロジェクトや副生物の有効利用を行う方法論においては、プロジェクトで利用される燃料や副生物が当該プロジェクトがなければ利用されていなかったことを証明することが求められている。

7. 排出削減義務に対して一度のみカウントされること

（Ｊークレジット制度の適合状況：適合）

Ｊークレジット制度において、無効化申請されたクレジットはシステム上で無効化口座に移転されるので二重利用は回避されている。なお、Ｊークレジットの他の報告制度への利用としては、温対法への報告や ASSET 制度での目標達成ための利用があるが、いずれについても報告においては無効化証明書の提出が要求される。

8. いかなる危害も及ぼさないこと

（Ｊークレジット制度の適合状況：適合）

Ｊークレジット制度においては、プロジェクト登録に際して、第三者審査及び国の有識者委員会での審議を踏まえて、最終的に制度管理者が登録の判断を下すため、危害を及ぼし得るプロジェクトについては登録を承認しない判断を下すことができる。

○適格性に関する要件

1. カーボン・オフセットプログラムは追加的な排出削減、回避、除去に基づくユニットを創出しなければならない。追加性とは、カーボンオフセット・クレジットが法律、規制、または法的拘束力のある義務を超えることを意味する。また当該排出削減又は除去量は保守的に算定され成り行きベースのシナリオを上回るものでなければならない。適格なオフセット・クレジットプログラムは、追加性を評価又はテストするための手続きがあることを明確にし、また、それらの手続きによって、当該オフセットプログラムがなければその排出削減量が起こらなかったであろうという見通しが、妥当で信頼できるということについて、明確に示さなければならない。もしプログラムがあらかじめ特定の活動について自動的に追加的であると定義する(例えば適格なプロジェクトタイプの「ポジティブリスト」による)場合、いかにして当該活動が追加的であると決定されたのかについて明確な根拠を示さなければならない。そのようなポジティブリストのための要件は、公開され、保守的でなければならない。もしプログラムがポジティブリストを活用しない場合、プロジェクトの追加性及びベースラインの設定は認定され独立した第三者検証機関によって評価され、プログラムによってレビューされなければならない。

(J-クレジット制度の適合状況：適合)

J-クレジット制度ではプロジェクトに追加性を求めており、認証されるクレジットは成り行きの削減から追加的に削減された排出削減・吸収量のみとなっている。具体的な追加性要件は、①設備導入を伴うプロジェクトの場合、投資回収年数が3年以上であること、②手段を切り替えるプロジェクトの場合はプロジェクト実施前後でランニングコストが上昇すること、③森林プロジェクトの場合は、対象の森林が赤字経営であること、④その他の障壁を有するプロジェクトの場合は、技術に対する認知度の不足、業界特有の商慣行の存在等を示して、個別判断を受けることとなっている。また、設備導入を伴う方法論をポジティブリスト化するにあたっては、公知の価格情報や統計情報等から投資回収年数の分布を計算し、分布の下位5%点に当たる設備の投資回収年数が3年を超えていることが確認できた場合のみポジティブリスト化を認めており、計算結果については1年ごとに委員会にて確認を行っている。その他の方法論をポジティブリスト化するにあたっては、追加性を有する蓋然性が高い理由について委員会で審議したうえで決定し、その妥当性については同じく1年ごとに委員会にて確認を行っている。

2. カーボンオフセット・クレジットは現実的で信頼性のあるベースラインに基づかなければならない。オフセット・クレジットは現実的かつ安全に、保守的に推定されたベースライン排出量に対して発行されなければならない。このベースラインは保守的な「成り行きベース」排出量を想定して起こったであろう排出量であって、すなわち、プログラムによる排出削減活動がない場合の排出量である。ベースラインとその根拠は公開されなければならない。

(J-クレジット制度の適合状況：適合)

J-クレジット制度では、プロジェクト登録時に採用する方法論を決定するが、ベースラインの考え方は各方法論に明記されている。ベースラインの排出量の算定に必要なモニタリング項目についても、方法論中に明記されているが、モニタリング情報が取得できない場合や精度が落ちる場合には保守的な算定を行うことが求められ、保守的なベースラインが設定できない場合には制度に登録することができない。なお、設備導入を伴う方法論のベースラインに関して、設備更新を行う場合には、プロジェクト実施前の設備の使用燃料や効率等がベースライン

になるが、当該設備が法定耐用年数の 2 倍を超えて使用された場合やプロジェクト実施前後で設備の能力が大幅に更新される場合には、設備を新しく導入する場合と同様に、新設ベースラインを設定し、当該時点の平均的な設備との比較を行うことでクレジットの過大な発行を防いでいる。

3. カーボンオフセット・クレジットは量的に評価され、モニタリング、報告、検証が行われなければならない。排出削減量は保守的かつ透明性を有する手法で計算されなければならない。オフセット・クレジットは明確な測定及び評価のための方法論に基づかなければならない。排出削減活動と実際のプロジェクトによる排出削減量の双方に関するモニタリング、測定及び報告は、少なくとも、クレジット期間において設定された間隔で実施されなければならない。排出削減量は測定後、認定された第三者検証機関によって検証されなければならない。プロジェクト排出量の事後的な検証はオフセット・クレジットの発行前に要求されなければならない。事前の発行を行うプログラムは適格でない。明確な測定及び報告は不可欠であり、GMBM で適格なオフセットプログラム/プロジェクトからのユニットは、事後的な検証を要求するプログラムから創出されたものでなければならない。

(J-クレジット制度の適合状況：適合)

J-クレジット制度では、プロジェクト登録時に採用する方法論を決定するが、創出されるクレジット量の算定式は方法論にて明記されている。必要なモニタリング項目についても方法論中に明記されており、各モニタリング項目についてどの程度の頻度でモニタリングを実施すればよいかについても明記されている。クレジットの認証にあたっては第三者審査機関による審査が必須になっており、計画書の算定式に基づいて計算がなされていること、モニタリング項目の情報が適正な精度で適正に収集されており、必要な証拠が保管されていることについて確認を受けることになる。なお、クレジットは想定値に基づいて発行されることはなく、必ず実績に基づいて発行される。

4. カーボンオフセット・クレジットは明確で透明性を持つ一貫した管理が行われなければならない。オフセット・クレジットにはいつユニットが発行され、移転されもしくは活用(キャンセル又は償却)されたかについて登録簿システムを通じてトラック可能な ID 番号が割り当てられなければならない。

(J-クレジット制度の適合状況：適合)

J-クレジット制度では、クレジットは 1t-CO₂ を最小単位として管理され、1t-CO₂ ごとにシリアルナンバーが振られている。併せて、クレジットは認証番号でも管理され、全てのクレジットについて、どのプロジェクトのどの期間の削減活動由来のクレジットであるかをトラックできる。全てのクレジットは登録簿の口座保有者が持つ口座に保管され、保有者が全て特定されている。無効化・償却されたクレジットは使用済みクレジットの口座に移転され、ダブルカウントは回避されている。クレジットを無効化した際には無効化証明書が発行され、どの ID 番号からどの ID 番号までのクレジットがいつ無効化されたかについてトラックすることができる。

5. <u>永続性-カーボンオフセット・クレジットは永続的な排出削減、回避、または炭素吸収量に基づかなければならない。もし、削減もしくは回避について反転リスクがある場合には、(a)そのようなクレジットは非適格となるか、もしくは、(b)重大な非永続性の発生の可能性についてモニタリングし、緩和し、補完するための策を備えること。</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度において認証される排出削減・吸収量は不可逆な削減・吸収活動となっている。なお、森林吸収に関しては、永続性を担保するため、プロジェクトの認証対象期間終了後10年間の報告義務を設けている。森林吸収プロジェクトの反転リスクへの対応として、自然災害によりプロジェクト登録地が自然災害によって森林が攪乱を受けた際に、当該排出量を補填するためのバッファが設けられている。プロジェクト登録者が不適切な主伐等を行ってしまった場合については、必要量のクレジットを調達・無効化する補填義務が発生する旨が制度文書に明記されている。
6. <u>重大なリーケージの発生を評価し緩和するための方策を備えなければならない。オフセット・クレジットは他の場所での重大な排出量の増大（リーケージ、と呼ばれる）をもたらすようなプロジェクトから創出されてはならない。プロジェクトまたはプログラムの実施によって起こりうるリーケージについて評価し緩和するための手続きを備えなければならない。</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度においては、排出削減量を計算する際、主要な排出活動以外で、プロジェクトの実施に起因する排出活動からの排出量については全て付随的排出量として計上することを求めている。計上する範囲は方法論毎に定められており、方法論文書は全て公開されている。また、バイオマスや廃棄物系燃料を用いるプロジェクトや副生物の有効利用を行う方法論においては、プロジェクトで利用される燃料や副生物が当該プロジェクトがなければ利用されていなかったことを証明することが求められている。
7. <u>緩和義務に対して一度のみカウントされなければならない。そのため、下記を防ぐための方策を備えなければならない：</u>
<u>7-a) 二重発行(一つ以上のユニットが同じ排出もしくは排出削減から発行されること)</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度において環境価値のダブルカウント（1つの排出削減・吸収効果を重複して認証、使用又は報告すること）の禁止が明記されている。認証に関しては、同一活動の重複登録が行われていない旨、実施者に確認を求めるとともに、全ての削減活動についてプロジェクト実施者の実施場所等に関する情報を収集し、同一の方法論について重複して登録されていないことを確認している。
<u>7-b) 二重使用(同じユニットが二回使用されること。例えば登録簿において同一クレジットが重複して存在すること、等)</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度において、無効化・償却に関しては、無効化申請されたクレジットはシステム上で無効化口座に移転されることで二重償却が回避されている。全てのクレジットには1t-CO2単位で重複なくシリアルナンバーが振られているため、登録簿内に同一クレジットが重

複して存在することは起き得ない。
<u>7-c) 二重計上(同じ排出削減量が購入者側と販売者側の双方で二度カウントされること(すなわち、航空事業者の気候変動緩和の取り組みとホスト国の排出削減活動の双方でカウントされること))。二重計上を防止するためには、排出削減活動の存在するホスト国が、それらの活動の結果として生じるオフセット・クレジットについて、航空事業者とホスト国の排出削減活動との間で二重計上のないようアカウントする旨に同意することを要求し、それを証明しなければならない。</u>
(J-クレジット制度の適合状況：不適合) 現時点ではJ-クレジットの創出・活用ともに国内における排出削減・吸収活動のみを対象としているため、航空事業者の取組としてクレジットが使用された場合には、当該排出削減量を日本国の温室効果ガスインベントリに反映する仕組みを策定する必要がある。
8. <u>カーボンオフセット・クレジットはいかなる危害も及ぼしてはならない。オフセットプロジェクトは地域、州・市、国または国際的な規制もしくは義務を侵害してはならない。オフセットプログラムはいかにして自らが社会的及び環境的なセーフガードを順守しているかを公開しなければならない。また、環境及び社会的なリスクの特定、評価及び管理のためのセーフガードを実施し、モニタリングし、執行するための組織的機能、手続、手順を公開しなければならない。</u>
(J-クレジット制度の適合状況：適合) J-クレジット制度においては、プロジェクト登録に際して、第三者審査及び国の有識者委員会での審議を踏まえて、最終的に制度管理者が登録の判断を下すため、危害を及ぼし得るプロジェクトについては登録を承認しない判断を下すことができる。また、プロジェクト登録に際しては類似制度への登録がないことを宣言の上第三者審査を受けることが必要であるため、地域、州・市、国または国際的な規制もしくは義務を侵害することもない。環境及び社会的なリスクの特定に関しては、委員会にて制度変更に関する意見の提出を幅広く受け付け、審議を行い、制度文書に反映することでリスクの特定・評価を実施している。

8. 今後のクレジット活用に向けて

前章までに記載のとおり、Jークレジットの活用モデル構築と効果検証の実施、Jークレジット活用普及啓発、地域活性化のためのクレジット創出及び活用先の開拓に関する情報収集、カーボン・オフセット関連文書等の見直し、国際航空分野におけるJークレジット活用の可能性の整理を行った。本業務を通じて、今後のクレジット活用に向けての考察を記載し、本報告書のまとめとする。

8.1 まとめ

Jークレジット等のクレジット活用モデル構築と効果検証の実施（2. 章）では、カーボン・オフセットをきっかけに一般消費者や他事業者を巻き込むことができ、かつ活用範囲や周知拡大を図れるスキームの構築を提案した。スキーム1では、Jークレジットを活用したカーボン・オフセットに取り組むことのインセンティブの検討とその情報発信が重要であることが分かった。新規モデルとなる提案（スキーム2、3、6）については、クレジット創出・活用事業者の費用対効果に課題があることが明らかになった。実現しなかったモデルについては、今後の検討事項をまとめた。

国内のイベント等への出展（3. 章）では、本業務開始当初はいずれも実開催を予定していた大規模展示会が相次いでオンライン開催に変更になった。オンラインでの情報発信として、展示会主催者、スキームの参加事業者といった複数の主体からJークレジットを活用した事例を発信した。

地域活性化のためのクレジット創出及び活用先の開拓に関する情報収集（4. 章）においては、各地方経済産業局より提出のあった創出・活用事例を分析し、優良事例に共通する枠組を洗い出した。スキームに地方公共団体が積極的に関わっていることが重要であることが明らかになり、横展開可能な公共施設を対象としたスキームを新たに提案した。

Jークレジット活用の広報活動（5. 章）では、Twitter や Facebook といった SNS、ポスター、Jークレジット制度ホームページでの情報発信を行った。環境省の COOL CHOICE Twitter からのカーボン・オフセット事例の発信、ヤフー株式会社と連携し同社が保有する社会貢献に関するアカウントからの SNS 投稿など、コミュニケーションツールを多用して情報発信を行った。また、Jークレジット活用に関する広報活動について新しいアプローチを検討した結果、数ある環境貢献活動の中からJークレジットを活用したカーボン・オフセットを事業者が選択するため、例えば、代表的な環境貢献活動に取り組む一般消費者への調査結果の分析、比較等によりインセンティブの整理が重要であることが明らかになった。

カーボン・オフセット関連文書等の見直し（6. 章）では、環境省発行の「カーボン・オフセットガイドライン Ver. 1.1」及び「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」について、最新のカーボン・オフセットの動向・状況を反映し、改訂版を作成した。最新文書を、カーボン・オフセットフォーラムのホームページに集約し、利用者がカーボン・オフセットに取り組む際に分かりやすい構成で掲載した。

追加的業務（7. 章）では、大規模スキームの継続実施と国際航空分野におけるJークレジット活用の可能性を整理した。大規模スキームでは、国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーンについて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら国立公園を訪れる方

に向けて、カーボン・オフセットを普及するためポスターとオンラインでの情報発信を行った。国際航空分野における温室効果ガス排出削減については、ICAO（国際民間航空機関）によって、対策検討や国際的なルール作りが進められ、「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」（CORSIA）が示されている中で、Jークレジットの活用にあたっての現状と課題を整理した。クレジットの需要が飛躍的に高まる点が最大のメリットであると考えられる一方、創出ポテンシャルが現行のまま推移すると、需要過多になり、価格の高騰を招く恐れもある。また、日本の削減価値の国外流出につながる点について慎重な議論が必要であると考えられる。

上述のまとめを踏まえ、Jークレジット活用促進にあたっての課題整理、今後の取組事例の増加に向けた対応方針について考えを示す。

8.2 今後のクレジット活用促進に向けた対応方針

今後さらなるクレジット活用促進を検討するにあたり、定量的な側面として、クレジット創出に対する活用量を検討した。

クレジット創出見込み量は、図 8-1 のとおり 2021 年 1 月 14 日時点で、2030 年度までの認証見込み量（移行含む）は 1,375 万トンである。同時点の認証量が 624 万トンのため、今後 2030 年度までに新たに 751 万トンのクレジットが創出される見込みである。

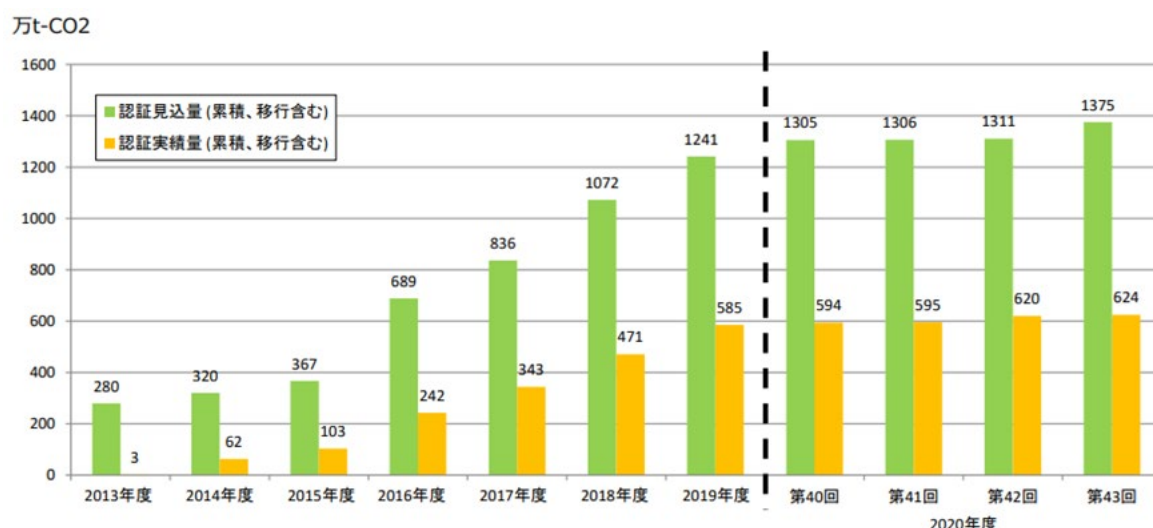


図 8-1 クレジット創出見込み量の年度推移（図 2-1 再掲）

現在、年間約 100 万トンのクレジットが創出されている一方で、活用は 56 万トンと供給が多い状況となっているが、前章までに示したように今後は需要過多となる可能性も考えられる。今年度本事業を通じた Jークレジットの活用量は、構築予定のスキームがすべて実現した場合、クレジット創出で 2,500～3,000 トン、活用で 2,200 トン～2,600 トンを見込めると考える。定量的な側面での増加を図りつつ、今後も継続的に、取り組む事業者及び事例の件数増加も並行して実現することが重要と考える。

定性的な側面としては、昨今の Jークレジット創出・活用の状況を踏まえ、今後の Jークレジット活用促進に向けた対応方針を以下のとおり整理した。

① 新たに創出・活用に取り組む際のハードルを下げる

クレジット創出の際のモニタリングデータ収集や、各種申請時の書類作成等のコスト削減を検

討することで、創出事業者増加を図ることが重要である。

活用事業者に向けて業種別にインセンティブを整理し効果的に発信することで、Jークレジット活用に取り組む際のハードルを下げる必要がある。また、子どもや家庭に対しては多くの環境貢献活動のうちJークレジットを使ったカーボン・オフセットを選択・応援することの意義を発信することが重要であり、ひいてはそれがカーボン・オフセットに事業者が積極的に取り組むことに寄与するものとする。

② 省エネクレジットの活用促進

Jークレジットの目的別無効化量（図 2-5）より、再エネ調達量として活用可能な再エネ電力クレジットは、今後も需要が増加すると考えられる。森林クレジットにおいては、当該クレジットが生まれた森林を保全するという付帯的なストーリーをPRできる点がメリットであり、活用事業者にとって使いやすい性格を持つと考えられる。他方、省エネクレジットについては、選択するメリットが他のクレジットと比較した際に価格面で入手しやすいと考えられるが、それ以外のメリットが見出しにくい点が、活用が進まない理由と推察できる。

省エネクレジット活用にあたってのメリットを整理し、潜在的な省エネクレジットの需要家にアプローチすることが、省エネクレジット活用促進にあたって期待されるものとする。

③ ガスのメニュー別係数等可能性の検討

2章でのヒアリング結果のとおり、SBT 等への報告という観点では再エネ熱クレジットの活用がScope2に限られることが、活用にあたっての障壁となっていることがうかがえる。

一方、温対法におけるガスの排出係数に関して、菅首相の2050年カーボンニュートラル宣言等を受け、より広範な企業が環境問題への対応の検討を開始している中で、電気のように事業者やメニューごとの排出係数を比較することができない環境にある。最近は活用量が減少傾向であるものの、依然として温対法の係数目的での活用がクレジット活用の大部分を占めていることに鑑みると、今後、省エネクレジットや再エネ電力クレジットの活用を拡大するための方策として、事業者別やメニュー別のガスの排出係数の算出及び公表に関する制度を策定することが有効であると考えられる。

資料編

資料編 目次

1. 国内のイベント等への出展

- 1.1 エコテクノ 2020 オンライン見本市
- 1.2 エコプロ Online 2020
- 1.3 第13回川崎国際環境技術展
- 1.4 J-クレジットオンライン説明会

2. J-クレジット活用普及啓発

- 2.1 HP 更新
 - 2.1.1 スキームページ
 - 2.1.2 展示会の出展案内
- 2.2 国立公園カーボン・オフセットキャンペーンのポスター

3. カーボン・オフセット関連文書の見直し

- 3.1 新旧対照表

1. 国内のイベント等への出展

1.1 エコテクノ 2020 オンライン見本市



—地球環境ソリューション展／エネルギー先端技術展—





「エコテクノ2020オンライン見本市」は「九州・山口大産業展」に参加しています。九州・山口大産業展とは、九州・山口の強みや多様な魅力を骨太に発信するため、これまで単独で開催していた展示・商談会等の時期を合わせ展開しているものです。※詳細は県HPをご確認ください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyuyama.html>

開催にあたって

新型コロナウイルス感染症が世界中に拡がり、日本国内においても緊急事態宣言解除後、再び感染者が増大し、予断を許さない日々が続いています。当主催事務局では、かかる状況を読み、来場者、出展者ならびに「エコテクノ2020」に関わるすべての皆様の安全を最優先に考慮し、本展示会を「開催中止」することといたしました。

ただ、このコロナで人の行き来が困難な状況下、人が集まる展示会は無理としても何らかの形で環境・エネルギー産業・地域振興の資することができればと考え、今回「エコテクノ2020 オンライン見本市」と銘打ち、オンラインでの開催いたします。

本企画がコロナ下の環境・エネルギー産業振興の一助となれば幸いです。

会期：令和2年10月12日（月）～令和3年2月26日（金）

エコテクノ事務局

製品検索

どのテーマをお探しですか？ お選びください。

[企業名で探す](#)

[カテゴリーで探す](#)

セミナー

[終了しました 動画配信セミナー](#)

[リアルタイムオンラインセミナー](#)

オンラインプレゼン

[オンラインプレゼンを見る](#)

主催 福岡県／北九州市／(公財)北九州観光コンベンション協会

J-クレジット制度

東京都千代田区神田錦町2-3
URL: <https://japancredit.go.jp/>
出展担当者の連絡先: 03-5281-7588

出展分類

低炭素・温暖化防止技術

行政の施策

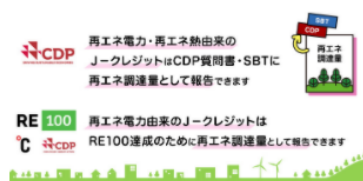
出展内容

J-クレジット制度は省エネ設備導入や森林管理によるCO2等の排出削減・吸収量を認証する国の制度です。

出展の見どころ

J-クレジットの地産地消による地方創生、再エネクレジットによるRE100などのイニシアチブ対応、森林クレジットを活用した森林保全の推進など、多くの活用事例や取組方法を分かりやすく解説・紹介します。
一般消費者の個人の方から、中小事業者、大企業まで、J-クレジットを使う「カーボン・オフセット」に参加・実施することができます。
企業の環境貢献のブランディングや、排出量調整にも活用することができます。

出展物



CDP・SBT・RE100での活用

CDP・SBTでは、再エネ電力や再エネ熱由来のJ-クレジットを、再エネ調達量として報告することができます。具体的には、他者から供給された電力、熱（Scope2）に対して、それぞれ再エネ電力、再エネ熱由来のJ-クレジットを使用することができます。

RE100では、再エネ電力由来のJ-クレジットを、再エネ調達量として報告することができます。具体的には、RE100において再エネ化の対象である、自家発電した電力（Scope1）と他者から供給された電力（Scope2）の両方に再エネ電力由来のJ-クレジットを使用することができます。

詳しくは、こちらをご覧ください。
https://japancredit.go.jp/case/cdp_sbt_re100/



初めてカーボン・オフセットに取り組まれる方へ～スキームのご紹介～

カーボン・オフセットは、まず自らのCO2排出量を「知って」、努力して排出量を「減らして」、それでもどうしても発生してしまう排出量を「オフセット（埋め合わせ）」する取組です。
どのような活動をカーボン・オフセットするか、企業、団体や個人で自由に検討できることがカーボン・オフセットのメリットです。代表的な取組のスキーム（How-to）や取組み方を、以下のページでご案内しております。ぜひご覧ください。
<https://japancredit.go.jp/case/scheme/>

1.2 エコプロ Online 2020

SDGsWeek
Online

主催者セミナー会場

ログイン・登録

SDGsWeek Online



エコプロ Online 2020
エコスタディールーム Online
海洋プラスチックごみ対策パビリオン
社会インフラテック Online 2020
気候変動・災害対策 Biz Online 2020
感染症対策先進ソリューション2020

IE (Internet Explorer)は非対応です
推奨ブラウザ : Google Chrome、Mozilla Firefox、Microsoft Edge、Safari

SDGsWeek
Online

最新投稿 08:00

12月25日（金）までアーカイブ公開中、お見逃しなく！
会期中（11月25日～28日）のご来場ありがとうございました。名刺交換機能やお問い合わせフォームを活用して、出展者とのコミュニケーションが可能です。見逃したライブ配信セミナーも全てご覧いただけます。

展示会場一覧

展示会場への入口です。
入場には、ご登録いただいたID、パスワードが必要になります。
(エコスタディールームOnlineを除く)



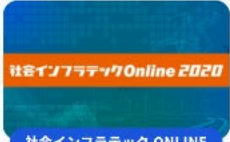
エコプロ ONLINE



エコスタディールーム ONLINE



海洋プラスチックごみ対策パビリオン



社会インフラテック ONLINE



気候変動・災害対策BIZ
ONLINE



特別企画展 感染症対策先進ソ
リューション

(エコプロオンライントップページ)

SDGsWeek
Online

イベントTOP 主催者セミナー会場

人

Jークレジット制度

SDGs（持続可能社会への取り組み）



Jークレジット制度





いつもの会議を実質「CO2ゼロ会議」に！

会議や打合せに伴い発生するCO2を算定し、排出するCO2を減らす努力をしてもどうしても出てしまう分をJークレジットでカーボン・オフセットすることで実質「CO2ゼロ会議」とすることができます。

見どころ



環境配慮の取組や地域への貢献をしてみませんか？

一般消費者のあなたも、企業の環境担当のあなたも、Jークレジットを活用して地球環境にやさしい取組をしませんか？
地産地消による地域活性化、再エネクレジットによるRE100などのイニシアチブ対応、森林クレジットを活用した森林保全の推進など、多くの活用事例や取組方法を分かりやすく解説・紹介します。
「カーボン・オフセット」は、地球にやさしい取組です。
Jークレジットを使って環境貢献してみよう！

出展者LIVEセミナー

開催済



国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーン（沖縄編）

国立公園の豊かな自然にふれあいながら、環境に負荷をかけないよう、また自然と共生する社会の実現に向けた行動を喚起するためのキャンペーンです。

（次ページに続く）

(前頁からの続き)



国立公園カーボンオフセットキャンペーン

美しく、豊かで、大切な自然を未来に残そう！

国立公園の豊かな自然にふれあいながら、環境に負荷をかけないよう、また自然と共生する社会の実現に向けた行動を喚起するためのキャンペーンです。
ご賛同の事業者・団体の方々のご協力のもと、カーボン・オフセットを行うことで地球全体でみると環境に負荷をかけない取組です。

[もっと見る](#)



カーボン・オフセットってなに？

温暖化が進む地球をまもろう！

わたしたちの生活でどうしても出してしまうCO2。このCO2が大気中に多くなりすぎていることが地球温暖化の原因だと言われています。
地球の気温が上がると北極の氷が溶けたり、台風が大きくなったり、大雨が降り続けて洪水になったりすると言われています。
地球温暖化を止めるためにはどうすればいいのでしょうか？

[もっと見る](#)



J-クレジット活用スキーム・事例の紹介

J-クレジットの用途や様々な事例をご紹介します

J-クレジットはCDP質問書・SBTでの報告、RE100などのイニシアチブ対応に活用できるほか、カーボン・オフセットでの活用による環境への貢献PR・企業や製品の差別化、ブランディングにも利用可能です。
ここではJ-クレジットの活用スキーム、活用事例の紹介をいたします。

[もっと見る](#)

この出展者からのアンケート

出展者は頂いたお問い合わせ情報を、イベント、セミナー、キャンペーンおよび製品・サービス情報等のご案内ならびに顧客満足度調査などの目的に利用します。

☐ 同意する

(次ページに続く)

(前頁からの続き)

出展者概要

展示会メンバー



出展名

J-クレジット制度（経済産業省・環境省・農林水産省）

制度事務局所在地

東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア7F みずほ情報総研 環境
エネルギー第2部

電話番号

03-5281-7588

Email

offset@jcre.jp

URL

<https://japancredit.go.jp/>

出展者パンフレット

 J-クレジット制度パンフレット2020.pdf

お問い合わせフォーム

出展者は頂いたお問い合わせ情報を、イベント、セミナー、キャンペーンおよび製品・サービス情報等のご案内ならびに顧客満足度調査などの目的に利用します。

☐ 同意する

[イベントTOP](#)
[主催者セミナー会場](#)

国立公園カーボンオフセットキャンペーン

美しく、豊かで、大切な自然を未来に残そう！

国立公園の豊かな自然にふれあいながら、環境に負荷をかけないよう、また自然と共生する社会の実現に向けた行動を喚起するためのキャンペーンです。

ご賛同の事業者・団体の方々のご協力のもと、カーボン・オフセットを行うことで地球全体でみると環境に負荷をかけない取組です。

特徴

国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーンとは

国立公園の豊かな自然にふれあいながら、環境に負荷をかけないよう、また自然と共生する社会の実現に向けた行動を喚起するためのキャンペーンです。

本キャンペーンにご賛同の事業者・団体の方々のご協力のもと、カーボン・オフセット（※）を行うことで地球全体でみると環境に負荷をかけない取組です。この取組を通じて地球温暖化防止に向けた行動を広く呼びかけます。

本キャンペーンは事業者・団体だけでなく、個人のみならずもご参加いただけます。

※国立公園内にあるビジターセンターで使用されるエネルギーや国立公園内の観光船、マイカー規制期間中の通行車両等から排出されるCO₂（＝カーボン）を、国立公園周辺等での省エネ・再エネ設備導入による削減プロジェクトや森林管理プロジェクトで減らしたCO₂で埋め合わせ（＝カーボン・オフセット）をすること。

詳しくはこちらのHPへ
<https://japancredit.go.jp/cp/national/>

※こちらの動画は釧路湿原国立公園キャンペーンの動画です。

美しく、豊かで、大切な自然を未来（こどもたち）に残そう！

豊かで生命あふれる自然。

私たちにとってかけがえのない自然が地球温暖化の進行によって世界各地で大きな影響を受けています。

人間活動によるCO₂の増加によって引き起こされる地球温暖化を防止し、私たちの次の世代が日本の素晴らしい自然を私たちと同じように満喫できるように省エネ、節水、リサイクル、公共交通の利用など一人ひとりが出来ることに取り組んでいきましょう。

Do Your Part！

※こちらの動画は南アルプス国立公園キャンペーンの動画です。

国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーン

2019年9月15日(日)

(次ページに続く)

(前頁からの続き)



全国各地で Do Your Part!

本キャンペーンでは国立公園内にあるビジターセンターで使用するエネルギーや観光船等から排出するCO2を、国立公園周辺で削減したCO2で埋め合わせる取組を実施しました。また、キャンペーンに協力いただいたボーイスカウトのこどもたちも、本キャンペーンの一環として、国立公園内で学び・体験し・伝えるという三つの活動に取り組みました。

【学び】 国立公園内のビジターセンター等で公園内の自然や、自然を守るためにはどのようなことができるのかを学びます。

【体験し】 実際に国立公園内を歩き、五感を通して自然の仕組みを体験します。

【伝える】 学び・体験してきたことを多くの人に広げ、自分にできることから自然との共生を実現させるため、国立公園を訪れた観光客等を対象にチラシの配布を行ったり、周囲に話をしたりすることで、自然にやさしい取組を伝えます。

※こちらの動画は山陰海岸国立公園キャンペーンの動画です。

詳細

DO YOUR PART! ～企業も、あなたも できることから始めよう～

今回、企業や団体、国立公園の様々な取り組みを動画やセミナーで紹介しています！ぜひご覧いただき、環境貢献につながる取組を、あなたもできることから始めていきましょう！

▼出展者ブースのトップページで動画公開！

【国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーン（環境省・Gyoppo! 編）】

環境省国立公園課・小笠原国立公園・西表石垣国立公園・知床国立公園の担当官より各国立公園の取組や、ヤフー株式会社のメディアサービス「Gyoppo!」の編集長久保氏より温暖化がサンゴなどの海の生物に与える影響を紹介します！希少なカタツムリの保全活動、サンゴ礁生態系の再生、流水がつなぐ豊かな生態系の保全等々、北から南まで普段目にすることが少ない様々な環境を守るための取組を多数ご紹介しています。一緒に学んでいきましょう！

知ること、知らせること、DO YOUR PART!

【国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーン（中部山岳国立公園編）】

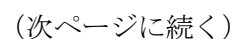
いきもの図鑑アプリ「Biome」を活用した公益財団法人日本ボーイスカウト連盟の中部山岳国立公園での自然体験学習について紹介します！アプリを使って楽しく、自然について学んでみてはいかがでしょうか？

▼出展者セミナー及び下記にて動画公開！

【国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーン（沖縄編）】

ミス沖縄2019コバルトブルーのスピーナ瑛利香氏より国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーンの概要紹介や、ミス沖縄2020コバルトブルーの岩本氏より恩納村でのサンゴ苗の植付け、地元企業・団体による環境取組について紹介します！





(前頁からの続き)

詳細

あなたもできることから始めよう！

CO₂が出る量を①知って、②へらして、③オフセットのステップを実際にやってみよう。

①知って

どのくらいCO₂が出ているか調べてみよう！⇒CO₂が出ている量や、使った電気の量をグラフで表している公共施設などがあるよ。見つけたら、CO₂がどれくらい出ているか調べてみよう。

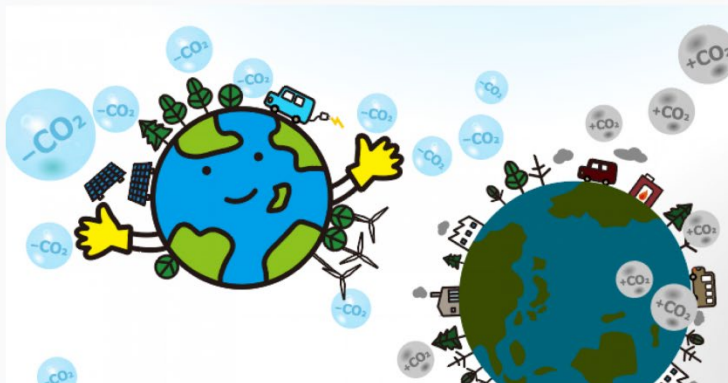
②へらして

使っていない部屋の電気を消そう！⇒よけいなCO₂を出さないことができるよ。

地元の野菜、肉、魚を食べよう！⇒クルマなどを使って遠くの産地から運んでくるよりCO₂が出るのをへらせたり、地元が元気になることにつながったりするよ。

③オフセット

地球温暖化防止のための取組を家族や友だちに伝えて、オフセットに参加しよう⇒スポーツを見るとき、旅行やお祭りに行くとき、商品を買うときに、カーボン・オフセットした試合・旅行・イベント・商品を選んでみよう。家族や友だちに伝えて、みんなでカーボン・オフセットの取組に参加してみよう！



ダウンロード

 初心者編カーボン・オフセットパンフレット

[出展者TOPへ](#)

一覧



国立公園カーボンオフセットキャンペーン

美しく、豊かで、大切な自然を未来に残そう！



Jークレジット活用スキーム・事例の紹介

Jークレジットの用途や様々な事例をご紹介します



森林クレジットを
活用して森を応援

Ｊークレジット活用 スキーム・事例の紹介

Ｊークレジットの用途や様々な
事例をご紹介します

ＪークレジットはＣＤＰ質問書・ＳＢＴでの報告、ＲＥ１００などのイニシアチブ対応に活用できるほか、カーボン・オフセットでの活用による環境への貢献ＰＲ・企業や製品の差別化、ブランディングにも利用可能です。
ここではＪークレジットの活用スキーム、活用事例の紹介をいたします。

特徴



Ｊークレジット制度

いつもの会議を、Ｊークレジットで
実質「CO2ゼロ会議」にしません
か？

会議や打合せに伴い発生するCO2を算定し、排出するCO2を減らす努力をしてもどうしても出てしまう分をＪークレジットでカーボン・オフセットすることで実質「CO2ゼロ会議」とすることができます。

具体的な方法の1つとして、会議に参加する方の移動や、会議室で使用する電気・ガスから発生するCO2を算定し、算定した量のＪークレジットを無効化することで、実質的にCO2を排出しない会議を運営することができます。

いつもの会議を「CO2ゼロ会議」として運営することで、CSRや自社のPRIに利用できます。

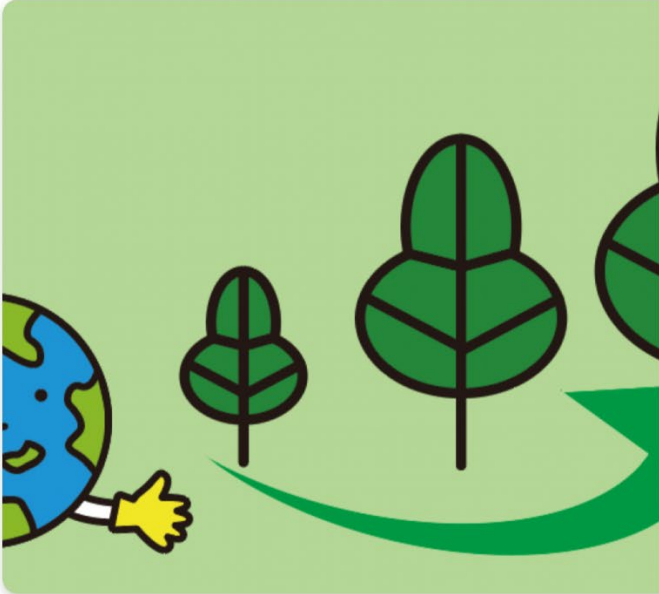
こんな事例があります！

- ・Ｊークレジット制度運営委員会オフセット
- ・TCFDサミットのオフセット

詳しくはこちらのHPへ
<https://japancredit.go.jp/case/scheme/01/>

(次ページに続く)

(前頁からの続き)



森林由来クレジットを活用して、森を応援しませんか？

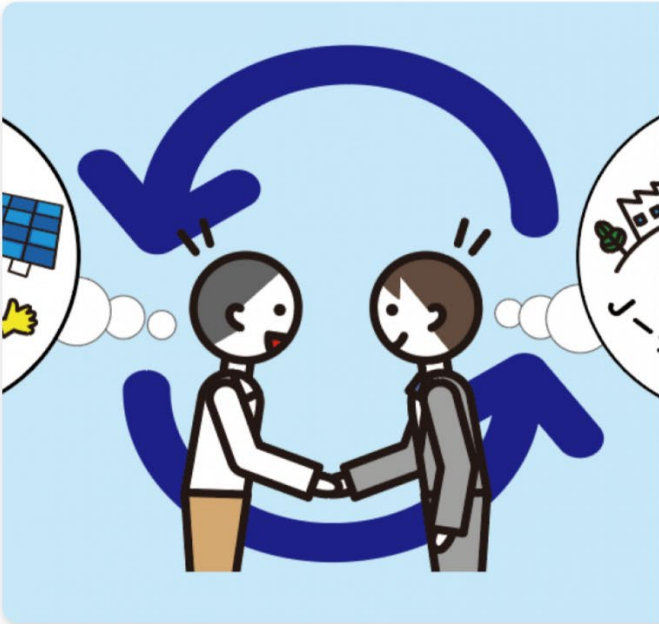
「森林由来」のクレジットを活用することで、カーボン・オフセットをしつつ、森林の適正な管理を応援することができます。

J-クレジット制度ではクレジットが創出された地域が分かるため、ゆかりのある土地の森林から生まれたクレジットを活用したり、水系の上流域の森林から生まれたクレジットを活用することで、CSR活動をPRする際、関わりの深い森林の保全の取組を支援していることを伝えることができます。

こんな事例があります！

- ・道の駅のお買い物で1品1円をオフセット
- ・東北楽天ゴールデンイーグルス主催試合のカーボン・オフセット

詳しくはこちらのHPへ
<https://japancredit.go.jp/case/scheme/02/>



地元産のクレジット活用で、環境と地域社会の活性化に貢献しませんか？

カーボン・オフセットの際に使うクレジットとして、地元で創出したクレジットを選ぶことで、地元地域の設備投資や環境改善を通じた地域活性化を後押しすることができます。

また、クレジットの売買を通して地域内の新たなネットワークが構築できたり、環境意識の高い企業間での連携が生まれたりする可能性もあります。

鳥取県や新潟県などのように、独自に「クレジットの創り手」と「買い手」のマッチング支援をしている地域もあります。

こんな事例があります！

- ・円頓寺商店街 WINTER LIGHTS BAZAR
- ・高知龍馬マラソン2020

詳しくはこちらのHPへ
<https://japancredit.go.jp/case/scheme/03/>

(次ページに続く)

(前頁からの続き)

詳細

CDP質問書・SBTでの報告、RE100などイニシアチブ対応に活用可能

再生発電・再生熱由来のJークレジットはCDP質問書・SBTでの報告、再生発電由来のJークレジットはRE100達成のための再生調達量として活用できます。

詳しくはこちらのHPへ

https://japancredit.go.jp/case/cdp_sbt_re100/

*CDPとは：投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的なNGO。

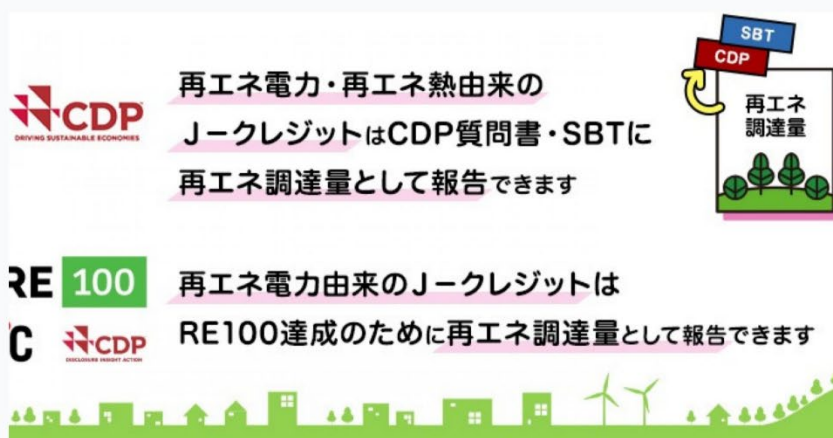
*SBTとは：パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。

*RE100とは：事業活動で使用する電力を、全て再生可能エネルギー由来の電力で賄うことをコミットした企業が参加する国際的なイニシアチブ。

また、温対法の排出量調整、電気事業者の排出係数調整に活用できます。

詳しくはこちらのHPへ

<https://japancredit.go.jp/case/law/>



The infographic features the CDP logo on the left. The main text reads: '再生電力・再生熱由来のJークレジットはCDP質問書・SBTに再生調達量として報告できます' (J-credits from renewable electricity and heat can be reported as renewable procurement volume in CDP questionnaires and SBT). To the right, a graphic shows a box labeled '再生調達量' (Renewable Procurement Volume) with a yellow arrow pointing to it from a box labeled 'SBT CDP'. Below the main text, the RE100 logo is shown next to the text: '再生電力由来のJークレジットはRE100達成のために再生調達量として報告できます' (J-credits from renewable electricity can be reported as renewable procurement volume for RE100 achievement). The bottom of the infographic has a green border with icons of houses, trees, and wind turbines.



The infographic is divided into two sections. The left section, titled '後温室効果ガス 整後排出係数の 能です' (Post-2020 greenhouse gas emissions adjustment coefficient), features a graphic with a box labeled '温対法・省エネ法での活用' (Use in the Temperature-based Method and Energy-saving Method) with a yellow arrow pointing to it from a box labeled '省エネ法' (Energy-saving Method). The right section, titled '省エネ法' (Energy-saving Method), states '省エネ法の共同省 事業の報告に利用' (Use in reporting of joint energy-saving projects). The bottom of the infographic has a green border with icons of houses, trees, a person, a tent, and a bench.

ダウンロード

 Jークレジット制度パンフレット2020.pdf

この出展者からのアンケート

出展者は頂いたお問い合わせ情報を、イベント、セミナー、キャンペーンおよび製品・サービス情報等のご案内ならびに顧客満足度調査などの目的に利用します。

☒ 同意する

*必須項目

姓 * 名 *

会社・団体・学校名

部署名

役職

郵便番号

住所 (番地まで)

住所 (建物以下)

勤務先電話番号

J-クレジット制度ページへの来場理由*

- ☐ ご自身の所属先は、J-クレジットでカーボン・オフセットした事例がある
ご自身の所属先は、J-クレジットのカーボン・オフセット実施に向けて、検討中である
- ☐ ご自身の所属先でJ-クレジットの活用を検討しているが、課題があり解決のために来場した
- ☐ カーボン・オフセットを知るために来場した
- ☐ 国立公園や世界自然遺産に興味があり、本ページを閲覧した
- ☐ 上記以外のその他の理由で来場（次の自由記述で具体的に教えてください）

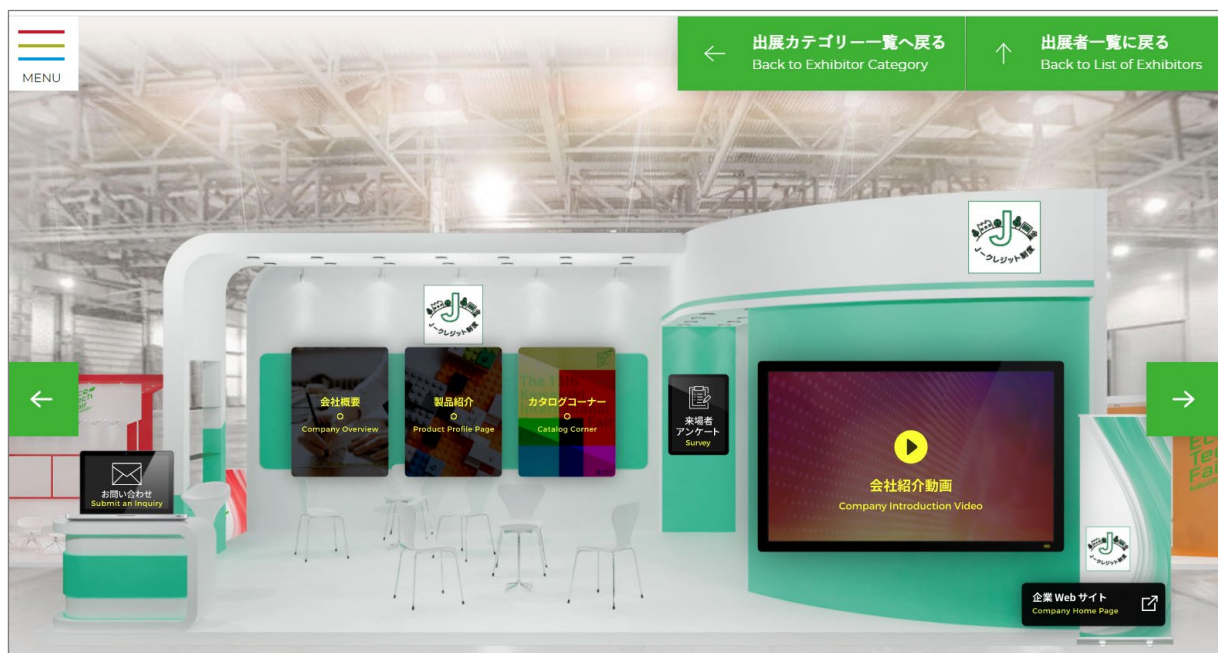
J-クレジット制度ページへの来場理由（具体的に教えてください）

今後、J-クレジットやカーボン・オフセットについて知りたい情報など

その他ご意見など

送信する

1.3 第13回川崎国際環境技術展



会社概要
Company Overview
製品紹介
Product Profile Page
カタログコーナー
Catalog Corner
×

製品紹介 全3製品

CDP・SBT・RE100・温対法・省エネ法での活用

J-クレジットはCDP質問書・SBTでの報告、RE100などイニシアチブ対応に活用可能です。

J-クレジット活用スキームの紹介

初めてカーボン・オフセットに取り組まれる方へ活用スキーム・事例のご紹介をします。

J-クレジット活用事例の紹介

カーボン・オフセットによる環境への貢献PR・企業や製品の差別化、ブランディングにも利用可能です。

J-クレジット活用事例の紹介

J-クレジット制度



●TCFDサミット2020

経済産業省は「TCFDサミット2020」をオンライン開催。本サミットで排出された温室効果ガスはJ-クレジットを活用してカーボン・オフセットし、CO2ゼロのイベントを実現しました。

●道の駅「にちなん日野川の郷」（鳥取県）

道の駅「にちなん日野川の郷」は、運営から生じるCO2を日南町有林J-クレジットを利用してカーボン・オフセットする全国初のCO2排出量ゼロの道の駅です。また、全商品に1品1円のクレジットを付与した寄付型オフセット商品を販売、消費者が町の森林保全活動に貢献できる仕組みにしています。

●（株）伊藤組（北海道）

北海道内で創出された省エネ由来のJ-クレジットを活用し、貸会議室運営にともない排出されるCO2をカーボン・オフセットし、地球に優しい会議室の提供を通年で行っています。J-クレジットの地産地消を通じた地域貢献と、地域における環境対策、地域活性化に寄与しています。

2. J ークレジット活用の広報活動

2.1 HP 更新

2.1.1 スキームページ

ホーム > クレジットの活用方法 > カーボン・オフセットスキーム (How-to)

カーボン・オフセットスキーム (How-to)

カーボン・オフセットのスキームについて

カーボン・オフセットは、まず自らのCO2排出量を「知って」、努力して排出量を「減らして」、それでもどうしても発生してしまう排出量を「オフセット（埋め合わせ）」する取組です。

どのような活動をカーボン・オフセットするか、企業、団体や個人で自由に検討できることがカーボン・オフセットのメリットです。ご参考までに、代表的な取組のスキーム (How-to) を、以下のとおり紹介します。

スキームのご紹介



その他のスキームは、現在準備中です。

📄 ご案内

概要

いつもの会議を、J-クレジットで実質「CO2ゼロ会議」にしませんか？

会議や打合せに伴い発生するCO2を算定し、排出するCO2を減らす努力をしてもどうしても出てしまう分をJ-クレジットでカーボン・オフセットすると実質「CO2ゼロ会議」にすることができます。

具体的な方法は、実開催の場合は、会議に参加する方の移動や、会議室で使用される電気・ガスから発生するCO2を算定します。オンライン会議の場合はそれに加え、オンライン配信機材で用いられる電気、オンライン会議を視聴するユーザ側のPCやスマートフォン等デバイスの平均的な消費電力からもCO2排出量を算定します。算定したCO2排出量のJ-クレジットを無効化すると、実質的にCO2を排出しない会議を運営することができます。

オンライン開催を含むいつもの会議を「CO2ゼロ会議」として運営することで、CSRや自社のPRに利用することができるほか、J-クレジット活用者は温対法の報告にも利用できます。また、J-クレジットの種類などオフセットする内容によっては、J-クレジット活用者のCDP・SBT・RE100などにも利用することができます。

概要

いつもの会議を、1-クリックで実現「CO2ゼロ会議」にしませんか？

会議や打合せに伴い発生するCO2を算定し、排出するCO2を減らす努力をしてもどうしても出てしまう分をJ-クレジットでカーボン・オフセットすると実質「CO2ゼロ会議」にすることができます。

具体的な方法は、実開催の場合は、会議に参加する方の移動や、会議室で使用する電気・ガスから発生するCO2を算定します。オンライン会議の場合に於いては、オンライン配信機材で使用する電気、オンライン会議を視聴するユーザー側のPCやスマートフォン等デバイスの平均的な消費電力からもCO2排出量を算定します。算定したCO2排出量の1-クレジットを無効化すると、実質的にCO2を排出しない会議を運営することが出来ます。

オンライン開催を含むいくつかの会議を「CO2ゼロ会議」として運営することで、CSRや自社のPRに利用することができるほか、J-クレジット活用者は温対法の報告にも利用できます。また、J-クレジットの種類などオフセットする内容によっては、J-クレジット活用者のCDP・SBT・RE100などにも利用することができます。

算定方法

カーボン・オフセットを行う上で、CO2排出量を算定する際、算定方法に事務局の定めるルールはありません。

ただし、CO2排出量の算定を簡易に行うことを目的として、「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き」(平成23年4月 環境省)を参考に算定ツールを用意しています。算定方法が分からない場合は、こちらをご利用ください。

▶ 会議オフセット用CO2排出量算定ツール 

取組事例

- ▶ ジークレジット制度運営委員会オフセット（2020.2）
- ▶ TCFDサミット2020
- ▶ G20岡山保健大臣会合及び関連イベント（2019.10）
- ▶ 凸版印刷株式会社 社内環境関連会議2018（2019.9）
- ▶ 佐渡トキ野生復帰10周年記念式典のカーボン・オフセット（2018.10）

※2018～2020年度に実施された事例を掲載しています。それ以外の事例は[こちら](#)から検索ください。

皆様の取組みも「イベント掲示板」に掲載することができます。

会議のCO2ゼロ化事例がありましたら、ぜひイベント掲示板の掲載申請よりお知らせください。

2.1.2 展示会の出展案内

[ホーム](#) > [J-クレジット制度について](#) > [セミナー・説明会情報](#) > [エコプロOnline2020に出展します](#)

エコプロOnline2020に出展します

エコプロOnline2020

J-クレジット制度では、J-クレジットの活用や創出について幅広く情報発信するため、「[エコプロOnline2020](#)」に出展いたします。

J-クレジットの活用方法や活用によるメリットについて、さまざまな事例を通して分かりやすく紹介いたします。

地産地消による地域活性化、再エネクレジットによるRE100などのイニシアチブ対応、森林クレジットを活用した森林保全の推進などを広く紹介いたします。

地球環境にやさしい取組の一つである「カーボン・オフセット」について、J-クレジットの活用を検討されている事業者の方はもちろん、子どもから大人まで幅広い年代の方が学べます。

イベントのご案内

J-クレジットの活用紹介ページ・動画の掲載を予定しています。

開催日時	会場・参加方法
2020年11月25日（水） ～ 2020年11月28日（土） コアタイム10:00-17:00 ※上記、会期後12月25日（金）までアーカイブを公開	会場：オンライン 参加方法：SDGs Week OnlineHPのTOPページより参加者登録をしてください。（参加無料）

エコプロOnline2020とは

本展は、環境への関心の高い一般消費者やビジネスパーソン、行政・自治体、NPO、環境教育を目的とした学生、報道関係者など、環境を取り巻く多彩なステークホルダーが一堂に集う比類ない展示会としてご支持いただき、今年で22回目の開催となります。

本年から地球環境化対策の国際枠組み「パリ協定」の本格運用が始まり、環境関連の様々な活動の強化が一段と進むと考えられます。また、国連が定めた17の目標「SDGs(持続可能な開発目標)」は、産業界では経営の中核に位置づけ事業への紐づけなどの動きが活発化しており、その他の分野でも取り組みが盛んになってきています。持続可能な社会の構築の重要性が一段と高まる中で、本展は引き続き「持続可能な社会の実現に向けて」をテーマに掲げ、社会課題の解決を目指す展示会として、環境やSDGs関連の情報発信の強化に努めるとともに、新たな企画展開も図っていきます。

（エコプロ2020「[開催趣旨](#)」より引用）

お問い合わせ先

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

☎ 03-5281-7588 ✉ offset@jcre.jp

📌 ご案内

第13回川崎国際環境技術展に出展します



J-クレジット制度では、J-クレジットの活用や創出について幅広く情報発信するため、「第13回川崎国際環境技術展」に出展いたします。

J-クレジットの活用方法や活用によるメリットについて、さまざまな事例を通して分かりやすく紹介いたします。

今回は、地産地消による地域活性化、再エネクレジットによるRE100などのイニシアチブ対応、森林クレジットを活用した森林保全の推進などを紹介いたします。

企業の環境貢献のブランディングや、温対法の排出量調整・電気事業者の排出係数調整にも活用することができますので、ご検討されている方はぜひお気軽にご覧ください。

イベントのご案内

J-クレジットの活用紹介ページ・動画の掲載を予定しています。

開催日時	会場・参加方法
2021年1月21日（木） ～ 2021年2月5日（金）	会場：オンライン 参加方法：第13回川崎国際環境技術展HPのTOPページより 来場登録をしてください。（参加無料）

川崎国際環境技術展とは

以下のリンクより、公式HPをご覧ください。



お問い合わせ先

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

☎ 03-5281-7588 ✉ offset@jcre.jp

2.2 国立公園カーボン・オフセットキャンペーンのポスター



未来のために、
いま選ぼう。

DO YOUR PART!



Hokkaido Region



Tohoku Region



Kanto Region



Chubu Region

美しく、豊かで、大切な自然を未来(こどもたち)に残そう!

国立公園カーボン・オフセットキャンペーン

豊かで生命あふれる自然。

私たちにとってかけがえのない自然が
地球温暖化の進行によって 世界各地で大きな影響を受けています。

人間活動によるCO₂の増加によって引き起こされる
地球温暖化を防止し
私たちの世代が日本の素晴らしい自然を
私たちと同じように満喫できるように
省エネ 節水 リサイクル 公共交通の利用など
一人ひとりが出来ることに取り組んでいきましょう。

Do Your Part!

National Park Carbon Offset Campaign

Protect our rich landscape and vibrant natural heritage.

Nature is irreplaceable, and it comes under threat due to the global warming effects produced by human CO₂ emissions.

To prevent the destruction of our rich heritage, and to enable our future generations to enjoy Japan's wonderful nature reserves as we do, act now!

Let's each do our part: choose energy efficiency, save water, recycle, and use public transport.

It's up to you.

2021

Photo by Ministry of the Environment Government of Japan



Kinki Region



Chugoku & Shikoku Regions



Kyushu Region



Okinawa

「国立公園カーボン・オフセットキャンペーン」は国立公園の豊かな自然にふれながら、環境に負荷をかけないよう、また自然と共生する社会の実現に向けて行動を呼びかけるキャンペーンです。本キャンペーンにご賛同の事業者・団体の皆様へ、国立公園内にあるビジターセンター等で使用するエネルギーによって排出されるCO₂を、国立公園内等で削減したCO₂で相殺(＝カーボン・オフセット)して、地球温暖化防止に向けた取組を広げていきます。

①北海道エリア、②東北エリア、③関東エリア、④中部エリア、⑤近畿エリア、⑥中国・四国エリア、⑦九州エリア、⑧沖縄エリア等、34ヶ所の国立公園等でキャンペーン活動を実施していきます。引き続き、全国の国立公園等で本キャンペーンを広げていく予定です。

This is a campaign to promote action towards the realization of a society that coexists with nature, embracing its abundance in national parks without placing undue stress on the environment. With the collaboration of companies and organizations, we call for efforts from everyone to prevent global warming by offsetting carbon released in national parks. Specifically, CO₂ emissions from the energy used in visitor centers and by sightseeing boats in national parks, as well as from private vehicles on the road during restricted driving periods, will be offset by a reduction in CO₂ from forest management projects and energy conservation/renewable energy facilities installed in and around the parks.

各地域自治体の写真は、本キャンペーンにご協力いただいているキヤノンマーケティングジャパン株式会社より貸与いただいたデジタルカメラで、ボース・エレクトロニクスから提供したものです。

※クレジット制度 HP 内の「この国の自然から見た国立公園」ページにも写真が掲載されています。

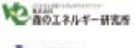
ポスターが貼ってある
この地域の国立公園内でも、
カーボン・オフセットに取り組んでいます!

本キャンペーンでは、国立公園内にあるビジターセンター等の施設の一部において、対象施設の使用等に伴い排出したCO₂を再生エネルギー由来のクレジットでカーボン・オフセットすることで、環境省の「RE100」促進の取組にも協力します。

協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業



協賛企業

3. カーボン・オフセット関連文書の見直し

3.1 新旧対照表

以下の書類の更新箇所を、次頁より新旧対照表にて示す。

- ・カーボン・オフセットガイドライン Ver. 2.0
- ・我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第3版

カーボン・オフセットガイドライン新旧対照表

新	旧
カーボン・オフセットガイドライン Ver. <u>2.0</u>	カーボン・オフセットガイドライン Ver. <u>1.1</u>
p. 2 (本ガイドラインの目的) 本ガイドラインは、特に実務者の方々がカーボン・オフセットに取り組む上での実務と手続を中心に説明することを目的とし、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方 <u>について</u> (指針) ー第 <u>3</u> 版ー (環境省)」(以下、オフセット指針といいます。) に示されている、法規制によらないボランティアなカーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルの取組について説明しています。なお、本ガイドラインはこれまでに発行されてきた以下のカーボン・オフセットに関連するガイドライン類を統合・再構築しています。	(本ガイドラインの目的) 本ガイドラインは、特に実務者の方々がカーボン・オフセットに取り組む上での実務と手続を中心に説明することを目的とし、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方 (指針) ー第 <u>2</u> 版ー (環境省)」(以下、オフセット指針といいます。) に示されている、法規制によらないボランティアなカーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルの取組について説明しています。なお、本ガイドラインはこれまでに発行されてきた以下のカーボン・オフセットに関連するガイドライン類を統合・再構築しています。
p. 3 (本ガイドラインと <u>環境省・民間が提供する各種仕組み</u> との関係性) 環境省では、カーボン・オフセットの取組の信頼性・透明性の構築のため、「カーボン・オフセット宣言」という仕組みを提供しています。 ➤ <u>カーボン・オフセット宣言</u> カーボン・オフセットの取組についての情報提供を、環境省が設置するホームページ上で行う仕組み。カーボン・オフセットの取組に係る情報を公開することで取組の透明性を高め、カーボン・オフセットに取り組んでいる旨を社会に主張することができます。	(本ガイドラインと <u>環境省が提供する二つの仕組み</u> との関係性) 環境省では、カーボン・オフセットの取組の信頼性・透明性の構築のため、「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」という仕組みを提供しています。 ➤「カーボン・オフセット制度 カーボン・オフセット (カーボン・ニュートラルを含む) の取組やオフセット・プロバイダーのクレジットの取扱いについて、第三者の審査／検証／確認を経て認証や情報公開が行われる制度。第三者認証機関による審査を受け、「カーボン・オフセット認証」又は「カーボン・ニュートラル認証」を取得した取組についてはラベルの利用が認められ、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組であることを社会に主張することができます。 ➤ <u>カーボン・オフセット宣言</u> カーボン・オフセットの取組についての情報提供を、環境省が設置するホームページ上で行う仕組み。カーボン・オフセットの取組に係る情報を公開することで取組の透明性を高め、カーボン・オフセットに取り組んでいる旨を社会に主張することができます。 「カーボン・オフセット制度」における「カーボン・オフセット認証」又は「カーボン・ニュートラル認証」の取得を希望する場合は、「カーボン・オフセット第三者認証基準」(以下、認証基準といいます。) の認証要件を満たす取組を行わなくてはなりません。なお、認証ラベルの使用や認証有効期間の考え方、有効期間満了報告など認証取得に関連する固有の事項以外は、本ガイドラインを参照することで「カーボン・オフセット認証」又は「カーボン・ニュートラル認証」を取得でき

1 / 30

カーボン・オフセットガイドライン新旧対照表

新

旧

「カーボン・オフセット宣言」の仕組みを用いて情報提供を行う場合は、本ガイドラインに即して取組を行わなくてはなりません。「カーボン・オフセット宣言」では、第三者による確認や審査は行われないため、自らのカーボン・オフセットの取組が本ガイドラインに即した取組であることを責任を持って宣言する必要があります。

なお、カーボン・オフセットの第三者による確認や審査の仕組みについては、民間主導による取組が行われております。本ガイドラインでもその一部をご紹介しますので、そちらもご参照ください。

る信頼性の高い取組を行うことが可能です。また、本ガイドラインには、認証基準本文よりも平易且つ細かい説明が加えられている箇所もあるため、ぜひ参考にしてください。

「カーボン・オフセット宣言」の仕組みを用いて情報提供を行う場合は、本ガイドラインに即して取組を行わなくてはなりません。「カーボン・オフセット宣言」では、第三者による確認や審査は行われないため、自らのカーボン・オフセットの取組が本ガイドラインに即した取組であることを責任を持って宣言する必要があります。

p. 6

3. カーボン・オフセットの主な取組

カーボン・オフセットの主な取組として、オフセット指針では 5 つの取組が紹介されています。

取組の類型	誰が（クレジットの無効化を行う主体）	何を（オフセットされる排出）
<u>①オフセット製品・サービス</u>	製品の製造者／販売者・サービス提供者	製品・サービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量
<u>②会議・イベントのオフセット</u>	会議・イベント主催者	会議・イベント開催に伴って排出される温室効果ガス排出量
<u>③自己活動オフセット</u>	企業	自社の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量
<u>④クレジット付製品・サービス</u>	製品の製造／販売者・サービス提供者 会議・イベント主催者	製品・サービスの購入者やイベントの来場者の日常生活に伴って排出される温室効果ガス等
<u>⑤寄付型オフセット</u>	製品の製造／販売者・サービス提供者 会議・イベント主催者	※地球温暖化防止活動の貢献・資金提供のために実施するものであり、特定の排出量をオフセットするものではない

3. カーボン・オフセットの主な取組

カーボン・オフセットの主な取組として、オフセット指針では次のような取組が紹介されています。

2 / 30

新	旧				
p. 7 (1) オフセット製品・サービス 製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組です。 <table> <tr> <th>誰が</th><th>何を</th></tr> <tr> <td>製品の製造／販売者 サービス提供者</td><td>製品・サービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量</td></tr> </table> <例 オフセット製品・サービス> - 製造に伴う排出をオフセットした衣服の販売 - 印刷時の電力消費に伴う排出をオフセットしたプリンタの販売 - 発電時のエネルギー消費に伴う排出をオフセットした電力の販売	誰が	何を	製品の製造／販売者 サービス提供者	製品・サービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量	(1) オフセット製品・サービス 製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組です。
誰が	何を				
製品の製造／販売者 サービス提供者	製品・サービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量				
p. 8 (2) 会議・イベントのオフセット コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組です。 <table> <tr> <th>誰が</th><th>何を</th></tr> <tr> <td>会議・イベント主催者</td><td>会議・イベント開催に伴って排出される温室効果ガス排出量</td></tr> </table>	誰が	何を	会議・イベント主催者	会議・イベント開催に伴って排出される温室効果ガス排出量	(2) 会議・イベントのオフセット コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組です。
誰が	何を				
会議・イベント主催者	会議・イベント開催に伴って排出される温室効果ガス排出量				

新	旧				
<例 会議・イベントのオフセット> - 会場内の消費電力に伴う排出をオフセットしたチャリティーライブの開催 - 会場運営及び出席者の移動・宿泊に伴う排出をオフセットした国際会議の実施					
p. 9 (3) 自己活動オフセット 自らの活動、例えば組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組です。 <table> <tr> <th>誰が</th><th>何を</th></tr> <tr> <td>企業</td><td>自社の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量</td></tr> </table> <例 自己活動オフセット> - 自社の事業活動に伴う排出をオフセットし、自社の CSR レポートで公開 - 自社事業での消費電力に伴う排出を再エネクレジットでオフセットし、環境取組を推進するイニシアティブに報告	誰が	何を	企業	自社の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量	(3) 自己活動オフセット 自らの活動、例えば組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組です。
誰が	何を				
企業	自社の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量				
p. 10 (4) クレジット付製品・サービス 製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスやチケット（以下、「製品・サービス等」という。）にクレジットを付し、製品・サービスの購入者やイベントの来場者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組です。	(4) クレジット付製品・サービス 製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスやチケット（以下、「製品・サービス等」という。）にクレジットを付し、製品・サービスの購入者やイベントの来場者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組です。				

6 / 30

新

p. 16

(2)クレジットの種類の検討

クレジットの選定にあたってはそれぞれの特徴を把握することと、カーボン・オフセットに取り組む目的と予算を照らして選択することが重要です。

例えば、地域とのつながりや貢献を重視するのであれば、企業のゆかりのある土地で創出されたクレジットを選ぶことが効果的であるなど、事業活動に関連のあるクレジットを選択することで、取組のストーリー性が生まれ、消費者・ユーザーへのPRや株主等のステークホルダーへの説明もしやすくなります。

なお、「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジットは以下のとおりです。

表 1 「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジット一覧

クレジットの名称
J-クレジット ^{※1}
地域版J-クレジット ^{※2}

※1 国内クレジット制度及びJ-VER制度からJ-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、国内クレジット制度及びJ-VER制度で発行済みのクレジットを含みます。

※都道府県J-VER制度から地域版J-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、都道府県J-VER制度で発行済みのクレジットを含みます。

旧

(2)クレジットの種類の検討

クレジットの選定にあたってはそれぞれの特徴を把握することと、カーボン・オフセットに取り組む目的と予算を照らして選択することが重要です。

例えば、地域とのつながりや貢献を重視するのであれば、企業のゆかりのある土地で創出されたクレジットを選ぶことが効果的であるなど、事業活動に関連のあるクレジットを選択することで、取組のストーリー性が生まれ、消費者・ユーザーへのPRや株主等のステークホルダーへの説明もしやすくなります。

なお、~~「カーボン・オフセット制度」及び~~「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジットは以下のとおりです。

表 2 「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジット一覧

クレジットの名称
J-クレジット ^{※1}
地域版J-クレジット ^{※2}
オフセット・クレジット(J-VER)
都道府県J-VER
国内クレジット^{※4}

※1 ~~国内クレジット制度からJ-クレジット制度に移行または更新したプロジェクトにおける、国内クレジット制度下で発行済みのクレジットが対象となります。~~国内クレジット制度及びJ-VER制度からJ-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、国内クレジット制度及びJ-VER制度で発行済みのクレジットを含みます。

※都道府県J-VER制度から地域版J-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、都道府県J-VER制度で発行済みのクレジットを含みます。

新	旧
p. 17 (4) オフセット主体の明確化 オフセット主体とは、カーボン・オフセットの取組においてカーボン・オフセットを行った（排出量を埋め合わせた）と主張できる者のことです。 例えば、企業が自らの排出量をオフセットした場合のオフセット主体はその企業ですが、クレジット付製品においては、その商品やサービスを購入した消費者・利用者がオフセット主体となります。これはクレジット付製品を購入した消費者・利用者の生活で排出される温室効果ガスをオフセットするもの（手法）だからです。 なお、オフセット主体は複数設定することができますが、その場合、カーボン・オフセットの取組に用いた全体のクレジット量のうち、それぞれの主体が埋め合わせたといえる分量を明確にし、無効化したクレジットが二重に使用（ダブルカウント）されないようにする必要があります。 一般に、オフセット主体はカーボン・オフセットの取組を行う者が任意に設定することができますが、混乱を防止するため、クレジット付製品の場合を除き、申請者とオフセット主体を同一とすることを推奨します。 また、寄付型については、オフセット主体の設定は行いません。	(4) オフセット主体の明確化 オフセット主体とは、カーボン・オフセットの取組においてカーボン・オフセットを行った（排出量を埋め合わせた）と主張できる者のことです。 例えば、企業が自らの排出量をオフセットした場合のオフセット主体はその企業ですが、クレジット付製品においては、その商品やサービスを購入した消費者・利用者がオフセット主体となります。これはクレジット付製品を購入した消費者・利用者の生活で排出される温室効果ガスをオフセットするもの（手法）だからです。 なお、オフセット主体は複数設定することができますが、その場合、カーボン・オフセットの取組に用いた全体のクレジット量のうち、それぞれの主体が埋め合わせたといえる分量を明確にし、無効化したクレジットが二重に使用（ダブルカウント）されないようにする必要があります。 一般に、オフセット主体はカーボン・オフセットの取組を行う者が任意に設定することができますが、混乱を防止するため、クレジット付製品の場合を除き、申請者とオフセット主体を同一とすることを推奨します。が、カーボン・オフセット制度では、申請者とオフセット主体のあい離による混乱を防ぐため、クレジット付製品を除き申請者とオフセット主体は同一とします。また、寄付型については、オフセット主体の設定は行いません。
p. 18 (参考) オフセット主体の設定の必要性 ＜例 1 オフセット製品・サービス：オフセット主体＝製造者＞ 原材料調達から廃棄までの排出量 300kg-CO2 の商品をオフセットした場合 オフセットを行ったと言える者（オフセット主体）を誰か特定しなければ、同一のクレジットで複数の主体がオフセットを行ったと言えることになります。<u>例えば、例 1 において、製造者、販売者、消費者のそれぞれが単純に「300kg-CO2 のカーボン・オフセットした（300kg-CO2 の温室効果ガス排出削減・吸収活動に貢献した）」と主張すると、社会全体で 900kg-CO2 がオフセットされたかのように見えてしまいます。この状態のことを、ダブルカウント（この場合はトリプルカウント）</u>といいます。	(参考) オフセット主体の設定の必要性 ＜例 1 オフセット製品・サービス：オフセット主体＝製造者＞ 原材料調達から廃棄までの排出量 300kg-CO2 の商品をオフセットした場合 オフセットを行ったと言える者（オフセット主体）を誰か特定しなければ、同一のクレジットで複数の主体製造者、販売者、消費者のそれぞれがオフセットを行ったと言えることとなります。<u>その場合それぞれが単純に「300kg-CO2 のカーボン・オフセットした（300kg-CO2 の温室効果ガス排出削減・吸収活動に貢献した）」と主張すると、社会全体で 900kg-CO2 がオフセットされたかのように見えてしまいます。この状態のことを、ダブルカウント（この場合はトリプルカウント）</u>といいます。

カーボン・オフセットガイドライン新旧対照表

新	旧
p. 21 (1) 温室効果ガス排出活動の把握 ※ここで示すライフサイクルのイメージ図は、「カーボン・オフセット宣言」において使われる概念であり、他の制度等における定義・考え方と異なる場合があります。	(1) 温室効果ガス排出活動の把握 ※1 ここで示すライフサイクルのイメージ図は、「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」において使われる概念であり、他の制度等における定義・考え方と異なる場合があります。 ※2 組織に係る活動における排出の捉え方は P18 組織に係るカーボン・オフセットにおける算定対象範囲の考え方を参照してください。
p. 22 (2) 算定対象範囲の決定 カーボン・オフセットの対象とする排出活動の範囲はなるべく広くとり、網羅的に温室効果ガス排出量の算定を行います。具体的に、製品やサービスであればそのライフサイクルを、企業活動であればサプライチェーンやバリューチェーンを考慮して自らの責任範囲について検討し、算定する範囲を決めましょう。また、例えば排出量の多い排出源を算定対象範囲に含む、排出量の少ないと判断される排出源だけを算定対象範囲から除外する等、算定対象範囲を設定した際の理由を整理しましょう。算定対象範囲の決定方法は合理的な理由に基づいており、恣意的に算定対象範囲を設定していないことを明確にすることが重要です。 ① オフセット製品・サービス、会議・イベントのオフセット 個別の製品、サービス、会議・イベント等を算定対象とする場合には、そのライフサイクルを考慮し、なるべく広く算定対象範囲を設定しましょう。「カーボン・オフセット宣言」において算定対象範囲に含まなければならない温室効果ガス排出活動は、以下のとおりです。	(2) 算定対象範囲の決定 カーボン・オフセットの対象とする排出活動の範囲はなるべく広くとり、網羅的に温室効果ガス排出量の算定を行います。「カーボン・オフセット制度」で定められている算定対象範囲の考え方に沿って、具体的に、製品やサービスであればそのライフサイクルを、企業活動であればサプライチェーンやバリューチェーンを考慮して自らの責任範囲について検討し、算定する範囲を決めましょう。また、例えば排出量の多い排出源を算定対象範囲に含む、排出量の少ないと判断される排出源だけを算定対象範囲から除外する等、算定対象範囲を設定した際の理由を整理しましょう。算定対象範囲の決定方法は合理的な理由に基づいており、恣意的に算定対象範囲を設定していないことを明確にすることが重要です。 ① オフセット製品・サービス、会議・イベントのオフセット 個別の製品、サービス、会議・イベント等を算定対象とする場合には、そのライフサイクルを考慮し、なるべく広く算定対象範囲を設定しましょう。「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」において算定対象範囲に含まなければならない温室効果ガス排出活動は、以下のとおりです。
p. 23 ② 自己活動オフセット 個別の製品、サービス、会議・イベント等ではなく、自社の組織活動を算定対象とする場合には、以下の流れで算定対象範囲を設定します。 (組織境界の設定) 組織境界とは、組織が所有又は支配する事業活動の範囲を定める境界のことです。組織境界は法人単位で設定します。ただし、以下のガイドラインを参照し、組織の一部（工場や事業所単位）を設定することも可能です。	② 自己活動オフセット 個別の製品、サービス、会議・イベント等ではなく、「カーボン・オフセット制度」において自社の組織活動を算定対象とする場合には、以下の流れで算定対象範囲を設定します。 (組織境界の設定) 組織境界とは、組織が所有又は支配する事業活動の範囲を定める境界のことです。組織境界は法人単位で設定します。ただし、以下のガイドラインを参照し、組織の一部（工場や事業所単位）を設定することも可能です。

9 / 30

カーボン・オフセットガイドライン新旧対照表

新	旧
・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル¹⁰」（環境省・経済産業省）における特定事業者の定義に従う。 ・「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン¹¹」（環境省）における組織範囲の定義に従う。 ・「先進対策の効率的実施による CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業」における「実施ルール」、・「ASSET モニタリング報告ガイドライン¹²」（環境省）における工場・事業所の定義に従う。 ・（活動の境界の設定及び算定対象範囲の決定） 対象とする組織（組織境界内）における排出活動を把握し排出源を特定しなければなりません（活動の境界の設定）。 14 エネルギー起源間接排出量（Scope2 排出量）：他者から供給を受けた電気、熱の利用により発生した電気、熱の生成段階での温室効果ガスの排出量。	・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）における特定事業者の定義に従う。 ・「先進対策の効率的実施による CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業」における「実施ルール」、・「ASSET モニタリング報告ガイドライン」（環境省）における工場・事業所の定義に従う。 ・（活動の境界の設定及び算定対象範囲の決定） 対象とする組織（組織境界内）における排出活動を把握し排出源を特定しなければなりません（活動の境界の設定）。 14 エネルギー起源間接排出量（Scope2 排出量）：他者から供給を受けた電気、熱の利用により発生した電気、熱の生成段階でのCO2の排出量。
p. 25 ③ クレジット付製品・サービス クレジット付製品・サービスでは、オフセット（埋め合わせ）の対象を、製品・サービスを購入・利用する消費者の日常生活から排出される温室効果ガス排出量として設定します。消費者の日常生活から排出される温室効果ガス排出量については、温室効果ガスインベントリオフィス より公表されている「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」や、全国地球温暖化防止活動推進センター が「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」を元に提供している「家庭からの二酸化炭素排出量」をもとに決定することが一般的に行われています。また、「カーボン・オフセット宣言」では、1 製品・サービスあたりに付加するクレジット量を 1kg-CO2 以上とすることを定めています。	③ クレジット付製品・サービス クレジット付製品・サービスでは、オフセット（埋め合わせ）の対象を、製品・サービスを購入・利用する消費者の日常生活から排出される温室効果ガス排出量として設定します。消費者の日常生活から排出される温室効果ガス排出量については、温室効果ガスインベントリオフィス より公表されている「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」や、全国地球温暖化防止活動推進センター が「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」を元に提供している「家庭からの二酸化炭素排出量」をもとに決定することが一般的に行われています。また、「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」では、1 製品・サービスあたりに付加するクレジット量を 1kg-CO2 以上とすることを定めています。

新

旧

p. 25

②活動量と排出係数

排出係数はそれぞれの活動量に対応した排出係数を選ぶ必要があります。例えば電力の使用による温室効果ガス排出量を求める場合には、電力使用量（kWh）と電力の排出係数（t-CO2/kWh）を用いて計算します。

また、活動量と排出係数の値については、実際に行われた活動そのものから得る個別の値（**実測値**）と、公的機関や各業界団体などにより一般に公開されている標準的な値（**文献値**）の2種類があります。

表 3 活動量及び排出係数の分類

	活動量	排出係数
実測値	- 一定の精度が確保された計測機器（検定を受けている電力メーター、燃料計等）による実測値 - 電力やガス等の購買伝票に記載された電力購入量（消費量）、ガス購入量（消費量）	一定の精度が確保されている計量器による実測値
文献値	公的機関や各業界団体などが公表している標準的な活動量の値又はその値を用いた推計値（例）定格電力や標準稼働時間（メーター仕様）より、電力消費量を推計	公的機関や各業界団体などが公表している排出係数、排出原単位（例）算定・報告・公表制度における排出原単位等の値

温室効果ガス排出量の算定にはできるだけ精度の高い**実測値**を使用することが望ましいですが、活動量や排出係数は、その活動や算定のタイミングによって入手できる情報が限られることがあり、一般に公開されている**文献値**や、文献標準値から推計した値を使用することも可能です。

また、特にライフサイクルにおける原材料調達やサプライチェーンにおけるScope3などの間接的な排出量の算定を行う場合には、製品一つ当たりや、材料の単位重量当たりの排出量を示す排出原単位を用いて算定を行うこともあります。

カーボン・オフセットに取り組む目的に照らして、無理のない範囲で情報を集めて算定を行いましょう。

②活動量と排出係数

排出係数はそれぞれの活動量に対応した排出係数を選ぶ必要があります。例えば電力の使用による温室効果ガス排出量を求める場合には、電力使用量（kWh）と電力の排出係数（t-CO2/kWh）を用いて計算します。

また、活動量と排出係数の値については、実際に行われた活動そのものから得る個別の値（**固有値**）と、公的機関や各業界団体などにより一般に公開されている標準的な値（**標準値**）の2種類があります。

表 5 活動量及び排出係数の分類

	活動量	排出係数
実測固有値	- 一定の精度が確保された計測機器（検定を受けている電力メーター、燃料計等）による実測値 - 電力やガス等の購買伝票に記載された電力購入量（消費量）、ガス購入量（消費量）	一定の精度が確保されている計量器による実測値
文献標準値	公的機関や各業界団体などが公表している標準的な活動量の値又はその値を用いた推計値（例）定格電力や標準稼働時間（メーター仕様）より、電力消費量を推計	公的機関や各業界団体などが公表している排出係数、排出原単位（例）算定・報告・公表制度における排出原単位等の値

温室効果ガス排出量の算定にはできるだけ精度の高い**固有**実測値を使用することが望ましいですが、活動量や排出係数は、その活動や算定のタイミングによって入手できる情報が限られることがあり、一般に公開されている文献**標準値**や、文献標準値から推計した値を使用することも可能です。

また、特にライフサイクルにおける原材料調達やサプライチェーンにおけるScope **スコープ** 3などの間接的な排出量の算定を行う場合には、製品一つ当たりや、材料の単位重量当たりの排出量を示す排出原単位を用いて算定を行うこともあります。

カーボン・オフセットに取り組む目的に照らして、無理のない範囲で情報を集めて算定を行いましょう。

18表6標準値データベース等一案を参照してください。

新	旧																																																		
表 4 参考：標準排出原単位値データベース一覧 <table> <tr> <th>データベース名</th><th>発行元</th></tr> <tr> <td>算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧</td><td>環境省・経済産業省</td></tr> <tr> <td>サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース</td><td>環境省・経済産業省</td></tr> <tr> <td>日本国温室効果ガスインベントリ報告書における排出係数</td><td>（独）国立環境研究所</td></tr> <tr> <td>グローバルサプライチェーンを考慮した環境負荷原単位</td><td>（独）国立環境研究所</td></tr> <tr> <td>産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）</td><td>（独）国立環境研究所</td></tr> <tr> <td>LCI データベース IDEAv2（サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用）</td><td>（一社）サステナブル経営推進機構</td></tr> <tr> <td>MitLCA</td><td>（一社）サステナブル経営推進機構</td></tr> <tr> <td>JLCA データベース</td><td>LCA 日本フォーラム</td></tr> <tr> <td>物流から生じる CO₂ 排出量のディスクロージャーに関する手引きに記載の排出原単位</td><td>国土交通政策研究所</td></tr> <tr> <td>紙・板紙のライフサイクルにおける CO₂ 排出量</td><td>日本製紙連合会・LCA 小委会</td></tr> </table>	データベース名	発行元	算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧	環境省・経済産業省	サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース	環境省・経済産業省	日本国温室効果ガスインベントリ報告書における排出係数	（独）国立環境研究所	グローバルサプライチェーンを考慮した環境負荷原単位	（独）国立環境研究所	産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）	（独）国立環境研究所	LCI データベース IDEAv2（サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用）	（一社）サステナブル経営推進機構	MitLCA	（一社）サステナブル経営推進機構	JLCA データベース	LCA 日本フォーラム	物流から生じる CO ₂ 排出量のディスクロージャーに関する手引きに記載の排出原単位	国土交通政策研究所	紙・板紙のライフサイクルにおける CO ₂ 排出量	日本製紙連合会・LCA 小委会	表 6 参考：標準排出原単位値データベース一覧 <table> <tr> <th>データベース名</th><th>発行元</th></tr> <tr> <td>算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧原単位</td><td>環境省・経済産業省</td></tr> <tr> <td>サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース</td><td>環境省・経済産業省</td></tr> <tr> <td>日本国温室効果ガスインベントリ報告書における排出係数</td><td>（独）国立環境研究所</td></tr> <tr> <td>グローバルサプライチェーンを考慮した環境負荷原単位</td><td>（独）国立環境研究所</td></tr> <tr> <td>産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）</td><td>（独）国立環境研究所</td></tr> <tr> <td>CFR コミュニケーションプログラム基本データベース</td><td>（一社）産業環境管理協会</td></tr> <tr> <td>LCI データベース IDEAv2（サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用）</td><td>（一社）サステナブル経営推進機構</td></tr> <tr> <td>MitLCA</td><td>（一社）産業環境管理協会のサステナブル経営推進機構</td></tr> <tr> <td>JLCA データベース</td><td>LCA 日本フォーラム</td></tr> <tr> <td>サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース</td><td>環境省・経済産業省</td></tr> <tr> <td>物流から生じる CO₂ 排出量のディスクロージャーに関する手引きに記載の排出原単位</td><td>国土交通政策研究所</td></tr> <tr> <td>JEMAI-LCA-Pro</td><td>（一社）産業環境管理協会</td></tr> <tr> <td>紙・板紙のライフサイクルにおける CO₂ 排出量</td><td>日本製紙連合会・LCA 小委会</td></tr> </table>	データベース名	発行元	算定・報告・公表制度における 算定方法・排出係数一覧原単位	環境省・経済産業省	サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース	環境省・経済産業省	日本国温室効果ガスインベントリ報告書における排出係数	（独）国立環境研究所	グローバルサプライチェーンを考慮した環境負荷原単位	（独）国立環境研究所	産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）	（独）国立環境研究所	CFR コミュニケーションプログラム基本データベース	（一社）産業環境管理協会	LCI データベース IDEAv2（サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用）	（一社）サステナブル経営推進機構	MitLCA	（一社）産業環境管理協会のサステナブル経営推進機構	JLCA データベース	LCA 日本フォーラム	サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース	環境省・経済産業省	物流から生じる CO ₂ 排出量のディスクロージャーに関する手引きに記載の排出原単位	国土交通政策研究所	JEMAI-LCA-Pro	（一社）産業環境管理協会	紙・板紙のライフサイクルにおける CO ₂ 排出量	日本製紙連合会・LCA 小委会
データベース名	発行元																																																		
算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧	環境省・経済産業省																																																		
サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース	環境省・経済産業省																																																		
日本国温室効果ガスインベントリ報告書における排出係数	（独）国立環境研究所																																																		
グローバルサプライチェーンを考慮した環境負荷原単位	（独）国立環境研究所																																																		
産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）	（独）国立環境研究所																																																		
LCI データベース IDEAv2（サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用）	（一社）サステナブル経営推進機構																																																		
MitLCA	（一社）サステナブル経営推進機構																																																		
JLCA データベース	LCA 日本フォーラム																																																		
物流から生じる CO ₂ 排出量のディスクロージャーに関する手引きに記載の排出原単位	国土交通政策研究所																																																		
紙・板紙のライフサイクルにおける CO ₂ 排出量	日本製紙連合会・LCA 小委会																																																		
データベース名	発行元																																																		
算定・報告・公表制度における 算定方法・排出係数一覧原単位	環境省・経済産業省																																																		
サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース	環境省・経済産業省																																																		
日本国温室効果ガスインベントリ報告書における排出係数	（独）国立環境研究所																																																		
グローバルサプライチェーンを考慮した環境負荷原単位	（独）国立環境研究所																																																		
産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）	（独）国立環境研究所																																																		
CFR コミュニケーションプログラム基本データベース	（一社）産業環境管理協会																																																		
LCI データベース IDEAv2（サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用）	（一社）サステナブル経営推進機構																																																		
MitLCA	（一社）産業環境管理協会のサステナブル経営推進機構																																																		
JLCA データベース	LCA 日本フォーラム																																																		
サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース	環境省・経済産業省																																																		
物流から生じる CO ₂ 排出量のディスクロージャーに関する手引きに記載の排出原単位	国土交通政策研究所																																																		
JEMAI-LCA-Pro	（一社）産業環境管理協会																																																		
紙・板紙のライフサイクルにおける CO ₂ 排出量	日本製紙連合会・LCA 小委会																																																		
p. 27 ③算定に際しての重要事項及び留意事項 算定に際しての重要事項及び留意事項については、以下の表を御確認ください。 ・文献値又は固有値を使用する（これらの値を用いて按分により算定された値や合理的に見積もられた値（推計値）も使用	③算定に際しての重要事項及び留意事項 算定に際しての重要事項及び留意事項については、以下の表を御確認ください。 ・標準値又は実測値を使用する（これらの値を用いて按分により算定された値や合理的に見積もられた値（推計値）も使用																																																		

新	旧
p. 30 (1)オフセット量の決定 ①オフセット製品・サービス、会議・イベントのオフセット、自己活動オフセット及びクレジット付製品・サービス 「2.排出量の把握」で算定した排出量をオフセットの対象となる排出量（オフセット量）として無効化します。その際、「カーボン・オフセット宣言」では、算定した排出量は全てオフセットすることとされています。また、クレジット付製品・サービスにおいては、1販売単位当たり 1kg-CO2 以上をオフセットしなくてはなりません。 ＜例 算定した排出量が 20 t-CO2 の場合＞ - オフセット量 20t-CO2（オフセット比率 100%） - オフセット量 25t-CO2（オフセット比率 125%）※ ※算定した排出量以上の排出量をオフセットすること（カーボン・マイナス）も可能です。 ＜例 クレジット付ボールペンを販売＞ - ボールペン 1 本につき、購入者の 1 日当たりの排出量約 6 kg-CO2 を売上本数分オフセット ボールペン 1 本につき、購入者の 15 日間のテレビ視聴に伴う排出量 2.6kg-CO2 を売上本数分オフセット	(1)オフセット量の決定 ①オフセット製品・サービス、会議・イベントのオフセット、自己活動オフセット及びクレジット付製品・サービス 「2.排出量の把握」で算定した排出量をオフセットの対象となる排出量（オフセット量）として無効化します。その際、「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」では、算定した排出量は全てオフセットすることとされています。また、クレジット付製品・サービスにおいては、1販売単位当たり 1kg-CO2 以上をオフセットしなくてはなりません。 ＜例 算定した排出量が 20 t-CO2 の場合＞ - オフセット量 25t-CO2（オフセット比率 125%） - オフセット量 20t-CO2（オフセット比率 100%）※ ※算定した排出量以上の排出量をオフセットすること（カーボン・マイナス）も可能です。 ＜例 クレジット付ボールペンを販売＞ - ボールペン 1 本につき、購入者の 1 日当たりの排出量約 6 kg-CO2 を売上本数分オフセット ボールペン 1 本につき、購入者の 15 日間のテレビ視聴に伴う排出量 2.6kg-CO2 を売上本数分オフセット※ ※26型テレビで1日4.5時間視聴の場合で算出
p. 31 (2)クレジットの調達と無効化 ①クレジットの種類と無効化の証明 クレジットには様々な種類がありますが、「1. 準備」で検討した目的に合わせてどのクレジットを利用するか決定しましょう。なお、ダブルカウントの防止のためにも無効化が完了したことを証明する書類を確認することはとても重要です。「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジット及び無効化の証明書は以下のとおりです。	(2)クレジットの調達と無効化 ①クレジットの種類と無効化の証明 クレジットには様々な種類がありますが、「1. 準備」で検討した目的に合わせてどのクレジットを利用するか決定しましょう。なお、ダブルカウントの防止のためにも無効化が完了したことを証明する書類を確認することはとても重要です。「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジット及び無効化の証明書は以下のとおりです。

新

旧

表 8 「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジットと無効化の証明書

クレジットの名称	証明書
J-クレジット※1	無効化通知書
地域版 J-クレジット※2	

※1 国内クレジット制度及び J-VER 制度から J-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、国内クレジット制度及び J-VER 制度で発行済みのクレジットを含みます。

※2 都道府県 J-VER 制度から地域版 J-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、都道府県 J-VER 制度で発行済みのクレジットを含みます。

表 8 「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジットと無効化の証明書

クレジット	管理システム	証明書
J-クレジット	J-クレジット登録簿システム	無効化通知書
地域版 J-クレジット		
オフセット・クレジット(J-VER)		
都道府県 J-VER		
国内クレジット※3		

※1 国内クレジット制度から J-クレジット制度に移行または更新したプロジェクトにおける、国内クレジット制度で発行済みのクレジットが対象となります。

p. 32

➤ クレジットの調達及び無効化を外部委託する場合

一方、自らがクレジット口座を持たない場合、クレジットの調達から無効化までを一貫して外部委託して行うこともできます。オフセットに必要なクレジットの量を決めたら、プロバイダーを通じてクレジットの調達と無効化を行う方法です。この場合、自社で口座の開設を行う必要はなく、プロバイダーにクレジットの調達費用と手数料等を支払い、必要なクレジットの調達から無効化までを代わりに手続をしてもらうことができます。この他に、クレジットを創出したプロジェクト事業者がプロバイダーと同じような手続きを代行できる場合もありますので、自らの状況に合わせてプロバイダーやクレジット創出事業者に問い合わせてください。

外部委託を行う際には、自らが購入したクレジットが確実に無効化されていることを、無効化証明書を入手するなどにより確認することが重要です。またその際には他社の取組の為に無効化されたクレジットが自社の購入分と確実に分けて管理されているかどうかを併せて確認しておくことも重要です。クレジットには 1t-CO2 ごとにシリアルナンバーが付与され管理されています。一度無効化したク

➤ クレジットの調達及び無効化を外部委託する場合

一方、自らがクレジット口座を持たない場合、クレジットの調達から無効化までを一貫して外部委託して行うこともできます。オフセットに必要なクレジットの量を決めたら、プロバイダーを通じてクレジットの調達と無効化を行う方法です。この場合、自社で口座の開設を行う必要はなく、プロバイダーにクレジットの調達費用と手数料等を支払い、必要なクレジットの調達から無効化までを代わりに手続をしてもらうことができます。この他に、クレジットを創出したプロジェクト事業者がプロバイダーと同じような手続きを代行できる場合もありますので、自らの状況に合わせてプロバイダーやクレジット創出事業者に問い合わせてください。

外部委託を行う際には、自らが購入したクレジットが確実に無効化されていることを、無効化証明書を入手するなどにより確認することが重要です。またその際には他社の取組の為に無効化されたクレジットが自社の購入分と確実に分けて管理されているかどうかを併せて確認しておくことも重要です。クレジットには 1t-CO2 ごとにシリアルナンバーが付与され管理されています。一度無効化したク

新	旧
クレジットを数社に同じように販売することは詐欺行為にあたり、また同一のシリアルナンバーを持つクレジットを二度も三度も無効化することはできません。クレジットの購入元がクレジットをシリアルナンバー毎に確実に管理しているかどうかを必ず確認しましょう。 外部委託を行う際には、自らが購入したクレジットが確実に無効化されていることを、無効化証明書入手するなどにより確認することが重要です。またその際には他社の取組の為に無効化されたクレジットが自社の購入分と確実に分けて管理されているかどうかを併せて確認しておくことも重要です。クレジットには1t-C02 ごとにシリアルナンバーが付与され管理されています。一度無効化したクレジットを数社に同じように販売することは詐欺行為にあたり、また同一のシリアルナンバーを持つクレジットを二度も三度も無効化することはできません。クレジットの購入元がクレジットをシリアルナンバー毎に確実に管理しているかどうかを必ず確認しましょう。	クレジットを数社に同じように販売することは詐欺行為にあたり、また同一のシリアルナンバーを持つクレジットを二度も三度も無効化することはできません。クレジットの購入元がクレジットをシリアルナンバー毎に確実に管理しているかどうかを必ず確認しましょう。 外部委託を行う際には、自らが購入したクレジットが確実に無効化されていることを、無効化証明書入手するなどにより確認することが重要です。またその際には他社の取組の為に無効化されたクレジットが自社の購入分と確実に分けて管理されているかどうかを併せて確認しておくことも重要です。クレジットには1t-C02 ごとにシリアルナンバーが付与され管理されています。一度無効化したクレジットを数社に同じように販売することは詐欺行為にあたり、また同一のシリアルナンバーを持つクレジットを二度も三度も無効化することはできません。クレジットの購入元がクレジットをシリアルナンバー毎に確実に管理しているかどうかを必ず確認しましょう。なお、「カーボン・オフセット制度」では、クレジットの管理等が一定の基準に基づき行われているかどうかを確認し、情報を公開するオフセット・プロバイダープログラムを運用しています。このプログラムに参加しているオフセット・プロバイダーを利用するのもよいでしょう。 20 詳細は本ガイドライン p35 オフセット・プロバイダープログラムを参照してください。
p. 35 ②その他の留意点 曖昧で内容の特定されない主張又は漠然と環境に有益とほのめかす主張、例えば、「エコ」、「環境に安全」、「地球に優しい」、「グリーン」、「自然に優しい」、「持続可能である」などの文言を単独で用いることにより、消費者に誤解を与える表現をしてはいけません。	②その他の留意点 曖昧で容の特定されない主張又は漠然と環境に有益とほのめかす主張、例えば、「環境に安全」、「環境に優しい」、「地球に優しい」、「グリーン」、「自然に優しい」、「持続可能である」などの文言を単独で用いることにより、消費者に誤解を与える表現をしてはいけません。
p. 36 第三部 <u>カーボン・オフセット宣言及びその他の仕組み</u> 環境省では、カーボン・オフセットの取組の信頼性・透明性の構築のため、「カーボン・オフセット宣言」という仕組みを提供しています。	第三部 カーボン・オフセット制度及びカーボン・オフセット宣言 環境省では、カーボン・オフセットの取組の信頼性・透明性の構築のため、「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」という二つの仕組みを提供しています。

新	旧
1. <u>カーボン・オフセット宣言</u> <u>環境省が主体となって、認証機関による確認や認証の付与は行われませんが、カーボン・オフセットの取組に係る適切な情報提供を行うことで、透明性のあるカーボン・オフセットに取り組んでいる旨を主張することができる「カーボン・オフセット宣言」(2015年3月)の仕組みを構築しました。</u> <u>「カーボン・オフセット宣言」では、関連情報を事務局に提出するとともに、クレジットが確実に無効化され、カーボン・オフセットの取組に使用されていること等について事務局による確認を経て、環境省のホームページ上で当該情報が公表されることとなります。なお、宣言を通じてラベル等を用いることができるようになるものではありません。</u> ①カーボン・オフセット宣言規約への同意 ↓ ②カーボン・オフセット宣言申請書の作成 ↓ ③必要書類を提出（電子メールにて受付） ↓ ④カーボン・オフセット宣言の登録・公開 図 1 「カーボン・オフセット宣言」の流れ	
p. 37 2. <u>COOL CHOICE</u> <u>環境省は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を主導しています。</u> <u>カーボン・オフセットの取組も「COOL CHOICE」の一環であり、賛同登録を行うことで、ロゴマークやキャラクターイメージ等を使用することができます。</u>	

新	旧
 図 1 「COOL CHOICE」ロゴマーク	
p. 38 <u>3. カーボン・オフセット第三者認証プログラム（旧カーボン・オフセット制度）</u> 我が国では、環境省主導のもと、カーボン・オフセットの取組（カーボン・オフセットの取組を更に深化させたカーボン・ニュートラルの取組を含む。）に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、カーボン・オフセットの取組を認証する、「カーボン・オフセット制度」（2012 年 5 月～2017 年 3 月）を運用してきました。本制度は、2017 年 4 月 1 日から環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」及び「カーボン・オフセットガイドライン（本文書）」に準拠した民間主導の取組に移行しています。2021 年 3 月現在、本取組を実施している民間主体は「一般社団法人カーボンオフセット協会」です。同協会は、「カーボン・オフセット第三者認証プログラム」において、「カーボン・オフセット認証」と「カーボン・ニュートラル認証」を実施しています。 カーボン・オフセットに対する認証を取得するかどうかは、カーボン・オフセットの取組の規模や内容によって、カーボン・オフセットを行う者が選択することができますが、認証を取得することによって、企業等によるカーボン・オフセットの取組に対する社会的評価の精度向上につながるため、消費者等とのコミュニケーションとしてカーボン・オフセットに取り組む場合には有効な情報提供ツールの一つとなります。 <u>23 一般社団法人カーボン・オフセット協会 カーボン・オフセット第三者認証プログラム（https://www.jcos.co/）</u> <u>24 カーボン・オフセット協会 カーボン・オフセット第三者認証プログラム（https://www.jcos.co/）</u>	1. カーボン・オフセット制度 我が国では、環境省主導のもと、カーボン・オフセットの取組（カーボン・オフセットの取組を更に深化させたカーボン・ニュートラルの取組を含む。）に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、カーボン・オフセットの取組を認証する、「カーボン・オフセット制度」（2012 年 5 月～）の運用が始まりました¹⁹。 認証を取得するかどうかは、カーボン・オフセットの取組の規模や内容によって、カーボン・オフセットを行う者が選択することができますが、本認証を取得することによって、企業等によるカーボン・オフセットの取組に対する社会的評価の精度向上につながるため、消費者等とのコミュニケーションとしてカーボン・オフセットに取り組む場合には有効な情報提供ツールの一つとなります。 「カーボン・オフセット制度」は、「カーボン・オフセット第三者認証プログラム」と「オフセット・プロバイダープログラム」の二つのプログラムで構成されています。

新	旧
(1) カーボン・オフセット認証 「カーボン・オフセット第三者認証プログラム」は、カーボン・オフセットの取組のための「カーボン・オフセット認証」と、カーボン・ニュートラルの取組のための「カーボン・ニュートラル認証」の 2 種類に大別されます。 「カーボン・オフセット認証」は、カーボン・オフセットの取組が、認証基準を満たしていることを認証機関が確認し認証を付与します。 「カーボン・オフセット認証」では、認証を取得しようとする活動内の温室効果ガス排出源の全てを温室効果ガス排出量の算定対象とする必要はなく、また削減努力も定性的な評価となっているため、初めてカーボン・オフセットの取組を行う事業者でも、比較的認証を取得しやすくなっています。 本認証を取得した取組は「カーボン・オフセット認証ラベル」を用いて、『カーボン・オフセット認証を取得した』ことを主張できるため、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組として販売促進や CSR 活動等のアピールに利用することができます。商品・サービスに関する認証取得事例が多いのが特徴です。	(1) カーボン・オフセット認証 第三者認証プログラム 「カーボン・オフセット第三者認証プログラム」は、カーボン・オフセットの取組のための「カーボン・オフセット認証」と、カーボン・ニュートラルの取組のための「カーボン・ニュートラル認証」の 2 種類に大別されます。 ①カーボン・オフセット認証 「カーボン・オフセット認証」は、カーボン・オフセットの取組が、認証基準を満たしていることを認証機関が確認し認証を付与します。 「カーボン・オフセット認証」では、認証を取得しようとする活動内の温室効果ガス排出源の全てを温室効果ガス排出量の算定対象とする必要はなく、また削減努力も定性的な評価となっているため、初めてカーボン・オフセットの取組を行う事業者でも、比較的認証を取得しやすくなっています。 本認証を取得した取組は「カーボン・オフセット認証ラベル」を用いて、『環境省基準によるカーボン・オフセット認証を取得した』ことを主張できるため、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組として販売促進や CSR 活動等のアピールに利用することができます。商品・サービスに関する認証取得事例が多いのが特徴です。
p. 39 <u>(2) カーボン・ニュートラル認証</u> 「カーボン・ニュートラル認証」は、組織におけるカーボン・ニュートラルの取組が、認証基準を満たしていることについて、検証機関が審査し、<u>認証を付与します</u>。 「カーボン・ニュートラル認証」では、組織単位での温室効果ガス排出量が対象となります。算定対象範囲は Scope スコープ 1 及び 2（Scope スコープ 3 は任意）、削減については基準年を設定し、定量的な評価を行うことが必須となっています。また、取組全体について検証を受ける必要があるなど、「カーボン・オフセット認証」よりも厳格な基準設定がされていますが、「カーボン・ニュートラル認証」に関する基準は ISO14061 規格群に準拠しており、本基準を満たす取組は、国際基準を満たすものとして国内外にアピールすることができます。また、組織全体の温室効果ガス排出量を把握することになるため、自らの事業における温室効果ガス削減ポテンシャルを把握すると同時に、事業効率の向上やコスト削減の機会創出につながる可能性があります。	② (2) カーボン・ニュートラル認証 「カーボン・ニュートラル認証」は、組織におけるカーボン・ニュートラルの取組が、認証基準を満たしていることについて、検証機関が審査し、環境省が別途設置する委員会が認証します。 「カーボン・ニュートラル認証」では、組織単位での温室効果ガス排出量が対象となります。算定対象範囲は Scope スコープ1 及び 2（Scope スコープ3 は任意）、削減については基準年を設定し、定量的な評価を行うことが必須となっています。また、取組全体について検証を受ける必要があるなど、「カーボン・オフセット認証」よりも厳格な基準設定がされていますが、「カーボン・ニュートラル認証」に関する基準は ISO14061 規格群に準拠しており、本基準を満たす取組は、国際基準を満たすものとして国内外にアピールすることができます。また、組織全体の温室効果ガス排出量を把握することになるため、自らの事業における温室効果ガス削減ポテンシャルを把握すると同時に、事業効率の向上やコスト削減の機会創出につながる可能性があります。

新	旧														
p. 42 別添 1 用語集 ※五十音順 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語[※]</th><th>解説[※]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ISO14001[※]</td><td>1996 年に発行された、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格のこと。[※]</td></tr> <tr> <td>エコアクション 21[※]</td><td>広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度のこと。[※]</td></tr> <tr> <td>エコステージ[※]</td><td>一般社団法人エコステージ協会が制定、認証を行う第三者認証の環境マネジメントシステムのこと。環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の意図を踏まえつつ、現状の経営システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとする新しい環境経営評価・支援システムである。[※]</td></tr> <tr> <td>オフセット・クレジット（J-VET）制度[※]</td><td>カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VET）として認証・発行する制度で、平成 20 年 11 月より環境省が運営。現在は J-クレジット制度に移行されている。[※]</td></tr> <tr> <td>オフセット・プロバイダ[※]</td><td>カーボン・オフセットを行う際に、必要なクレジットを提供する事業者。[※] 市民向けの場合はインターネットを通じた販売が大半だが、事業者向けの場合は、相対取引での契約となる。クレジット提供のほかに、カーボン・オフセットのコンサルティング支援をする事業者も多い。[※]</td></tr> <tr> <td>温室効果ガス[※]</td><td>気候変動枠組条約に規定された、地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらし得る物質。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（一酸化二窒素／N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）の 6 種を指す。[※]</td></tr> </tbody> </table>	用語 [※]	解説 [※]	ISO14001 [※]	1996 年に発行された、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格のこと。 [※]	エコアクション 21 [※]	広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度のこと。 [※]	エコステージ [※]	一般社団法人エコステージ協会が制定、認証を行う第三者認証の環境マネジメントシステムのこと。環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の意図を踏まえつつ、現状の経営システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとする新しい環境経営評価・支援システムである。 [※]	オフセット・クレジット（J-VET）制度 [※]	カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VET）として認証・発行する制度で、平成 20 年 11 月より環境省が運営。現在は J-クレジット制度に移行されている。 [※]	オフセット・プロバイダ [※]	カーボン・オフセットを行う際に、必要なクレジットを提供する事業者。 [※] 市民向けの場合はインターネットを通じた販売が大半だが、事業者向けの場合は、相対取引での契約となる。クレジット提供のほかに、カーボン・オフセットのコンサルティング支援をする事業者も多い。 [※]	温室効果ガス [※]	気候変動枠組条約に規定された、地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらし得る物質。二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、亜酸化窒素（一酸化二窒素／N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF ₆ ）の 6 種を指す。 [※]	
用語 [※]	解説 [※]														
ISO14001 [※]	1996 年に発行された、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格のこと。 [※]														
エコアクション 21 [※]	広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度のこと。 [※]														
エコステージ [※]	一般社団法人エコステージ協会が制定、認証を行う第三者認証の環境マネジメントシステムのこと。環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の意図を踏まえつつ、現状の経営システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとする新しい環境経営評価・支援システムである。 [※]														
オフセット・クレジット（J-VET）制度 [※]	カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VET）として認証・発行する制度で、平成 20 年 11 月より環境省が運営。現在は J-クレジット制度に移行されている。 [※]														
オフセット・プロバイダ [※]	カーボン・オフセットを行う際に、必要なクレジットを提供する事業者。 [※] 市民向けの場合はインターネットを通じた販売が大半だが、事業者向けの場合は、相対取引での契約となる。クレジット提供のほかに、カーボン・オフセットのコンサルティング支援をする事業者も多い。 [※]														
温室効果ガス [※]	気候変動枠組条約に規定された、地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらし得る物質。二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、亜酸化窒素（一酸化二窒素／N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF ₆ ）の 6 種を指す。 [※]														

新	旧										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>カーボン・オフセット[※]</td><td>自身の排出量を認識（見える化）し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量（クレジット等）で、その全部又は一部を埋め合わせる（オフセットする）こと。[※] 例えば、ある事業者のビルの排出量を見える化し、省エネなどの削減努力を実施できる部分については事業者が取り組むことができるが、すべての事業活動を止めて電気を使わないわけにはいかない。このため、どうしても削減できない排出量について、例えばオフセット・クレジット（J-クレジット）等を取得し、無効化することで埋め合わせる仕組みをカーボン・オフセットという。[※]</td></tr> <tr> <td>カーボン・ニュートラル[※]</td><td>市民の日常生活、企業の事業活動といった排出活動からの温室効果ガスの排出量と当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収量（相当量のクレジットを取得する場合を含む。）がイコールである状態のことをカーボン・ニュートラルという。[※] カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であり、排出量を全量オフセットした状態がカーボン・ニュートラルとなる。[※]</td></tr> <tr> <td>カーボン・マイナス[※]</td><td>市民の日常生活や企業の事業活動により生じる温室効果ガス排出量に対して、当該市民企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量（相当量のクレジットを取得する場合を含む。）の合計が上回っている状態。[※]</td></tr> <tr> <td>京都クレジット[※]（京都メカニズム・クレジットともいう）[※]</td><td>京都議定書に定められる手続に基づいて発行されるクレジット。この京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために使われるものであり、①各国に割り当てられるクレジット（Assigned Amount Unit: AAU）②共同実施（Joint Implementation: JI）プロジェクトにより発行されるクレジット（Emission Reduction Unit: ERU）③クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）プロジェクトにより発行されるクレジット（Certified Emission Reduction: CER）④国内吸収源活動によって発行されるクレジット（Removal Unit: RMU）の 4 種類がある。なお、京都メカニズムクレジットは 2015 年に取扱いが終了した。[※]</td></tr> <tr> <td>グリーン経営認証[※]</td><td>交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して審査の上、認証・登録を行うもの。[※]</td></tr> </tbody> </table>	カーボン・オフセット [※]	自身の排出量を認識（見える化）し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量（クレジット等）で、その全部又は一部を埋め合わせる（オフセットする）こと。 [※] 例えば、ある事業者のビルの排出量を見える化し、省エネなどの削減努力を実施できる部分については事業者が取り組むことができるが、すべての事業活動を止めて電気を使わないわけにはいかない。このため、どうしても削減できない排出量について、例えばオフセット・クレジット（J-クレジット）等を取得し、無効化することで埋め合わせる仕組みをカーボン・オフセットという。 [※]	カーボン・ニュートラル [※]	市民の日常生活、企業の事業活動といった排出活動からの温室効果ガスの排出量と当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収量（相当量のクレジットを取得する場合を含む。）がイコールである状態のことをカーボン・ニュートラルという。 [※] カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であり、排出量を全量オフセットした状態がカーボン・ニュートラルとなる。 [※]	カーボン・マイナス [※]	市民の日常生活や企業の事業活動により生じる温室効果ガス排出量に対して、当該市民企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量（相当量のクレジットを取得する場合を含む。）の合計が上回っている状態。 [※]	京都クレジット [※] （京都メカニズム・クレジットともいう） [※]	京都議定書に定められる手続に基づいて発行されるクレジット。この京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために使われるものであり、①各国に割り当てられるクレジット（Assigned Amount Unit: AAU）②共同実施（Joint Implementation: JI）プロジェクトにより発行されるクレジット（Emission Reduction Unit: ERU）③クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）プロジェクトにより発行されるクレジット（Certified Emission Reduction: CER）④国内吸収源活動によって発行されるクレジット（Removal Unit: RMU）の 4 種類がある。なお、京都メカニズムクレジットは 2015 年に取扱いが終了した。 [※]	グリーン経営認証 [※]	交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して審査の上、認証・登録を行うもの。 [※]	
カーボン・オフセット [※]	自身の排出量を認識（見える化）し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量（クレジット等）で、その全部又は一部を埋め合わせる（オフセットする）こと。 [※] 例えば、ある事業者のビルの排出量を見える化し、省エネなどの削減努力を実施できる部分については事業者が取り組むことができるが、すべての事業活動を止めて電気を使わないわけにはいかない。このため、どうしても削減できない排出量について、例えばオフセット・クレジット（J-クレジット）等を取得し、無効化することで埋め合わせる仕組みをカーボン・オフセットという。 [※]										
カーボン・ニュートラル [※]	市民の日常生活、企業の事業活動といった排出活動からの温室効果ガスの排出量と当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収量（相当量のクレジットを取得する場合を含む。）がイコールである状態のことをカーボン・ニュートラルという。 [※] カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であり、排出量を全量オフセットした状態がカーボン・ニュートラルとなる。 [※]										
カーボン・マイナス [※]	市民の日常生活や企業の事業活動により生じる温室効果ガス排出量に対して、当該市民企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量（相当量のクレジットを取得する場合を含む。）の合計が上回っている状態。 [※]										
京都クレジット [※] （京都メカニズム・クレジットともいう） [※]	京都議定書に定められる手続に基づいて発行されるクレジット。この京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために使われるものであり、①各国に割り当てられるクレジット（Assigned Amount Unit: AAU）②共同実施（Joint Implementation: JI）プロジェクトにより発行されるクレジット（Emission Reduction Unit: ERU）③クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）プロジェクトにより発行されるクレジット（Certified Emission Reduction: CER）④国内吸収源活動によって発行されるクレジット（Removal Unit: RMU）の 4 種類がある。なお、京都メカニズムクレジットは 2015 年に取扱いが終了した。 [※]										
グリーン経営認証 [※]	交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して審査の上、認証・登録を行うもの。 [※]										

カーボン・オフセットガイドライン新旧対照表

新	旧
グリーン購入^① 国や地方自治体が中心となって製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を減っていくこと目的としている^②。 クレジット^③ 温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトを通じて生成される排出削減・吸収量の総称。第三者機関によって認証されているクレジットとそうでないものがある^④。 クレジットのダブルカウント^⑤ ダブルカウントとは、①クレジットの購入によって排出量を埋め合わせる場合に、同じクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること。②別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張すること。 KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)^⑥ 特定非営利活動法人 KES 環境機構が制定し、審査登録を行う環境マネジメントシステムのこと。中小企業のためにより分かりやすく取り組みやすい規格として制定されたシステムである^⑦。 国内クレジット^⑧ 京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月 28 日閣議決定）において規定されている、大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や該行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度であり、平成 20 年 10 月に政府全体の取組みとして開始された。現在は J-クレジット制度に移行されている^⑨。 J-クレジット^⑩ 省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと^⑪。 国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている^⑫。 地域版 J-クレジット^⑬ 地方公共団体が運営する、J-クレジット制度の制度文書に沿って温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。 トップランナー基準^⑭ エネルギー多消費機器のうちエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、指定したエネルギー多消費機器の省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定するもの^⑮。 都道府県 J-VER^⑯ オフセット・クレジット（J-VER）制度では、温室効果ガスの削減・	

21 / 30

カーボン・オフセットガイドライン新旧対照表

新	旧
吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度について、J-VER 制度に整合していると認められるものと、J-VER 認証運営委員会が認証し、「都道府県 J-VER プログラム」としてプログラム認証リストに掲載する「都道府県 J-VER プログラム認証」の仕組みが設けられていた。現在は地域版 J-クレジット制度に移行されている^①。 無効化^② オフセットで使用したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる^③。 VER (Verified Emission Reduction)^④ 京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を表すクレジットのこと^⑤。	
	p. 35 (2)オフセット・プロバイダープログラム —「オフセット・プロバイダープログラム」は、カーボン・オフセットを実施しようとする事業者等がオフセット・プロバイダーを利用するにあたり、その信頼性と透明性を識別できるよう設けられた情報公開プログラムです。 —プログラムに参加申請するオフセット・プロバイダーは、クレジットの管理体制や取引状況などが「オフセット・プロバイダー基準」を満たしているかどうか予備審査機関による確認（予備審査）を受けたのち、環境省が別途設置する委員会の確認を経て、「オフセット・プロバイダープログラム参加者」として公表されます。 —オフセット・プロバイダー基準における要求事項は以下のとおりです。 ➤—組織体制について ●—経営戦略・経営計画が明確となっており、オフセット・プロバイダー事業の位置付けが明確であること。 ●—銀行による与信枠供与等の信用管理が行われていること。 ●—リスク軽減に対する保険加入又は損害保険への付保等、リスク担保措置を講じていること。 ●—案件管理・クレジット管理・資金管理・会計処理等、職務分掌による権限者が明確になっており、責任分担がなされていること。 ●—クレジット管理面及び営業面に関する業務フロー・業務マニュアルが整備・

22 / 30

カーボン・オフセットガイドライン新旧対照表

新	旧
	実施され、業務の標準化が行われており、かつ状況に応じた改訂手順が整備されていること。 ● クレジット管理者と営業担当者が別の者であること、又はクレジット管理者と営業担当者を兼任する場合であっても牽制機能の働く仕組みを有していること。 ➤ 財務管理について ● その組織のオフセット・プロバイダーとしての業務の範囲において会計上の不正行為を行ってはならない。 ➤ クレジット管理について ● クレジット在庫が不足する場合に備えて、顧客の要望に応じて迅速にクレジットを調達できる調達ルート等の準備があること。 ● 信託受益権やクレジットという形態を取らず、温室効果ガス排出削減・吸収量を環境価値として扱っている取引（例えば、植樹 1 本につき 1t-CO₂ のオフセット等）がある場合、それらがクレジットと明確に区分され、必要な管理手続が定められていること。 ● クレジット無効化計画が定められていること。 ● クレジットを資産として管理するための帳簿（以下「クレジット帳簿」という。）を整備し、クレジット管理が行われており、各顧客にクレジットが適切に割り当てられていること。具体的には、クレジットとその用途との対応関係が以下の事項を含むクレジット帳簿として管理され、その運用状況がクレジットを記録する電子的な登録簿（例えば、国別登録簿）等と照合可能となっていること。 (ア)クレジットの種類、クレジットが創出された制度で指定されているシリアル番号、数量。その他、プロジェクトの種類、実施場所、実施者等の情報を含むことが望ましい。 (イ)クレジットを管理する口座における保有、償却、取消し、無効化の日付 (ウ)自社の目標達成、カーボン・オフセット等のクレジットの使途（対象商品等、数量、製造番号、使用時期、使用した制度名等の情報を含む。） (エ)調達したクレジット量、販売したクレジット量、及び無効化したクレジット量の把握 (オ)クレジット帳簿の管理者、記入者以外の者による点検記録、頻度 (カ)クレジットに対応する環境価値の帰属者 (キ)1t-CO₂ よりも小さい単位（例えば、kg-CO₂ 換算）で取引を行っている場合、当該単位での管理番号が付与されていること。

23 / 30

カーボン・オフセットガイドライン新旧対照表

新	旧
	(ク)1t-CO₂ よりも小さい単位（例えば、kg-CO₂ 換算）で取引を行っている場合、クレジットの無効化に際しての、1t-CO₂ 単位での切上げ措置 □オフセット・プロバイダーとしての業務のためのクレジットと、申請者自らが活用するためのクレジットとの区分管理が行われていること。 □案件管理表とクレジット帳簿の突合により、次の要件を満たしていることを確認できること。 (ア)「受注実績量＝販売量＋無効化量（±仕掛量：案件管理表において調達・受注したクレジットの量として計上されているが、販売量や無効化量に数値として含まれていないクレジット量）」 (イ)「現在庫＝前期末在庫＋調達量－販売量－無効化量（±仕掛量）」となっていること ➤ 営業管理について ● 見積書及び請求書並びに申請者が独自で発行している報告書（例えば、算定報告書）、証明書（例えば、カーボン・オフセット証明書）及びラベル等（以下「成果物」という。）の発行権限が明確にされていること。 ● 営業に係る代理店を設置している場合、代理店における営業状況を確認できる体制になっていること。 ● 顧客に対し、クレジットに係るリスクを説明すること。 ● 申請者は顧客に対し、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（2014 年 3 月 31 日環境省）へ準拠していることを明示すること。さらに、顧客に対し、排出削減努力の重要性及び不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令順守の必要性を、明示することが望ましい。 ● 各担当者間の意思疎通を図るための工夫・仕組みが構築されていることが望ましい。 ● 契約内容における解約条項が整備されていることが望ましい。 ● 案件を管理するための管理台帳（以下「案件管理表」という。）が整備され、成果物と照合可能となっており、管理案件の網羅性・統一性が確保されていること。案件管理表は以下の事項を含まなければならない。また、案件管理表とクレジット帳簿は各事項が網羅されている限りにおいて、一つの帳簿として運用することを妨げない。ただし、各事項のうち、別途成果物との照合が可能な事項については、案件管理表での管理に代えることができる。 (ア)調達・受注・販売したクレジットの量、日付及び各取引先名 (イ)成果物の発行の有無とそれらの管理番号・取引先・発行日等 (ウ)請求額・入金額・振込銀行名等

24 / 30

新	旧
	(エ)案件管理表の管理者、記入者以外の者による点検記録、頻度 ●職務分掌上、2.3.4の営業管理の管轄部署とクレジットを資産として管理する財産管理部署が異なる場合、案件管理表と財産管理部署における販売管理情報の突合が可能であること。 ➤情報管理について ●個人情報・機密情報の管理に関する規程が整備・実施されていること。 ●文書管理・情報管理規程が整備・実施されていること。 ●顧客からの苦情処理に関する規程が整備・実施され、業務フロー・責任者が明確になっており、苦情処理の対応が記録されていること。
	p. 37 2. カーボン・オフセット宣言 前述のとおり、カーボン・オフセットの取組は、その規模や内容によって認証を取得するかを選択することができます。しかし、認証を取得しない場合であっても、取組の信頼性を確保するため、取組に係る情報提供を適切に行って透明性を高めることが必要です。 そこで環境省が主体となって、認証機関による確認や認証の付与は行われませんが、カーボン・オフセットの取組に係る適切な情報提供を行うことで、透明性のあるカーボン・オフセットに取り組んでいる旨を主張することができる「カーボン・オフセット宣言」(2015年3月)の仕組みを構築しました。 「カーボン・オフセット宣言」では、関連情報を事務局に提出するとともに、クレジットが確実に無効化され、カーボン・オフセットの取組に使用されていること等について事務局による確認を経て、政府のホームページ上で当該情報が公表されることとなります(「カーボン・オフセット認証ラベル」を用いることはできません)。

新	旧
	図-9 「カーボン・オフセット宣言」の流れ⁴⁾ <pre> graph TD STEP1[STEP1 カーボン・オフセット宣言規約への同意] --> STEP2[STEP2 カーボン・オフセット宣言の登録] STEP2 --> STEP3[STEP3 カーボン・オフセット宣言書の印刷] STEP3 --> STEP4[STEP4 必要書類の送付] STEP4 --> STEP5[STEP5 カーボン・オフセット宣言の公開] </pre>
p. 46 別添 2 温室効果ガス排出量の算定方法 ここでは、さまざまなカーボン・オフセットの取組において汎用性が高いと考えられる活動について、基本的な算定方法を紹介しています。 1. 会議・イベント (1) 温室効果ガス排出量の算定対象 本ガイドラインでは、会議・イベントにおける温室効果ガス排出量の算定対象を、エネルギー消費(電気、ガソリン、灯油、軽油、都市ガス、LPGなどの消費)、水道使用、紙使用及び廃棄物の廃棄に伴う温室効果ガス排出量とします。エネルギー消費には会議・イベント関係者・参加者の移動、宿泊施設の利用も含まれます。 (2) 算定方法の基本的な考え方 会議・イベントにおける温室効果ガス排出総量 = ①+②+③+④+⑤+⑥	別添 1 温室効果ガス排出量の算定方法 ここでは、さまざまなカーボン・オフセットの取組において汎用性が高いと考えられる活動について、基本的な算定方法を紹介しています。 1. 会議・イベント (1) 温室効果ガス排出量の算定対象 本ガイドラインでは、会議・イベントにおける温室効果ガス排出量の算定対象を、エネルギー消費(電気、ガソリン、灯油、軽油、都市ガス、LPGなどの消費)、水道使用、紙使用及び廃棄物の廃棄に伴う温室効果ガス排出量とします。エネルギー消費には会議・イベント関係者・参加者の移動、宿泊施設の利用も含まれます。

新	旧
① 移動に伴う温室効果ガス排出総量 = 移動距離 × 燃料消費率 × 排出係数 × 人数 ② 宿泊施設の電力利用に伴う温室効果ガス排出総量 = 電力消費量* × 排出係数 ③ 会場の電力使用による温室効果ガス排出総量 = 電力消費量* × 排出係数 ④ 紙の使用による温室効果ガス排出量 = 使用量 × 排出係数* ⑤ 水の使用による温室効果ガス排出総量 = 水使用量* × 排出係数** ⑥ 廃棄物処理による温室効果ガス排出量 = 一般廃棄物発生量 × 排出係数*	移動に伴う温室効果ガス排出総量 = 移動距離 × 燃料消費率 × 排出係数 × 人数 宿泊施設の電力利用に伴う温室効果ガス排出総量 = 電力消費量* × 排出係数 会場の電力使用による温室効果ガス排出総量 = 電力消費量* × 排出係数 紙の使用による温室効果ガス排出量 = 使用量 × 排出係数* 水の使用による温室効果ガス排出総量 = 水使用量* × 排出係数** 廃棄物処理による温室効果ガス排出量 = 一般廃棄物発生量 × 排出係数*

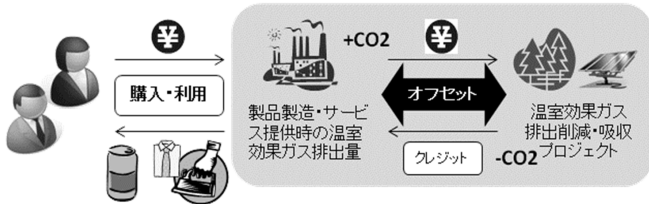
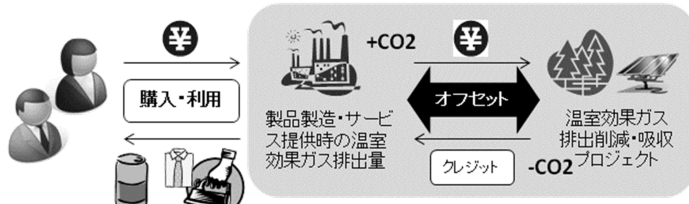
新	旧
p. 50 ②実測値の把握について	②固有値の把握について
p. 53 4.運輸：飛行機（国内旅客） (2)算定式の基本的な考え方 ②実測値の把握について	4.運輸：飛行機（国内旅客） (2)算定式の基本的な考え方 ②固有値の把握について
p. 55 別添 3 温室効果ガス排出量算定の際の有効数字の考え方 本別添では、温室効果ガス排出算定の際の有効数字の考え方を紹介しています。 1. 有効数字について 有効数字とは、「ある数値を示す数字のうち、実際の目的に有効な、または有意義な桁数を採用した数字（広辞苑）」という位置づけであり、示されている数字のうち有効な桁数の数字を示すため「有効数字」と呼ばれている。 例えば、ある測定を行った結果の数値が 5.7cm、5.70cm である場合、前者は 5.65cm 以上 5.75cm 未満のいずれかを示しているのに対し、後者では 5.695cm 以上 5.705cm 未満のいずれかを示している。このため、この 2 つの数値の意味は異なる。この場合、前者は左から 2 桁が有効であり 3 桁目は不明であることから有効数字 2 桁、後者は左から 3 桁が有効であり 4 桁目は不明であることから有効数字 3 桁となる。数字が 1 より小さく 0 から始まる場合には、0 でない最初の桁から最後の桁までの桁数が有効な桁数に相当する。例えば、0.65 の場合は有効数字 2 桁となる。 2. 有効数字の判断方法 カーボン・オフセットの対象となる活動別の温室効果ガス排出量を算出する際には、それぞれ有効数字の処理をせずに計算し、最後に温室効果ガス排出量の CO2 換算値を求めた段階で、関連する活動量・排出係数の有効数字を踏まえて設定した有効桁数に合わせて数値を確定することとする。すなわち、例えばある活動の活動量が 234.52768km であった場合、小数点以下を切り捨てることなく計算し、最後に GWP を乗じた後に有効桁数の考え方を適用することになる。 実際には複数の活動の温室効果ガス排出量を合算するため、有効桁数の判断は	別添 2 温室効果ガス排出量算定の際の有効数字の考え方 本別添では、温室効果ガス排出算定の際の有効数字の考え方を紹介しています。 1. 有効数字について 有効数字とは、「ある数値を示す数字のうち、実際の目的に有効な、または有意義な桁数を採用した数字（広辞苑）」という位置づけであり、示されている数字のうち有効な桁数の数字を示すため「有効数字」と呼ばれている。 例えば、ある測定を行った結果の数値が 5.7cm、5.70cm である場合、前者は 5.65cm 以上 5.75cm 未満のいずれかを示しているのに対し、後者では 5.695cm 以上 5.705cm 未満のいずれかを示している。このため、この 2 つの数値の意味は異なる。この場合、前者は左から 2 桁が有効であり 3 桁目は不明であることから有効数字 2 桁、後者は左から 3 桁が有効であり 4 桁目は不明であることから有効数字 3 桁となる。数字が 1 より小さく 0 から始まる場合には、0 でない最初の桁から最後の桁までの桁数が有効な桁数に相当する。例えば、0.65 の場合は有効数字 2 桁となる 29。 2. 有効数字の判断方法 カーボン・オフセットの対象となる活動別の温室効果ガス排出量を算出する際には、それぞれ有効数字の処理をせずに計算し、最後に温室効果ガス排出量の CO2 換算値を求めた段階で、関連する活動量・排出係数の有効数字を踏まえて設定した有効桁数に合わせて数値を確定することとする。すなわち、例えばある活動の活動量が 234.52768km であった場合、小数点以下を切り捨てることなく計算し、最後に GWP を乗じた後に有効桁数の考え方を適用することになる。 実際には複数の活動の温室効果ガス排出量を合算するため、有効桁数の判断は

新	旧
複雑となるが、原則としては、表 11 に示すとおりとなる。一般に温室効果ガス排出量は活動量と排出係数の積で算出されるが、この場合、排出係数に有効数字が設定されていることを考慮すると、温室効果ガス排出量の数字にも有効な範囲が定まり、有効数字は乗ずる各項の有効桁数のうち最も小さいもの、すなわち活動量又は排出係数のうち有効桁数が小さい方となる。	複雑となるが、原則としては、付表 1 に示すとおりとなる。一般に温室効果ガス排出量は活動量と排出係数の積で算出されるが、この場合、排出係数に有効数字が設定されていることを考慮すると、温室効果ガス排出量の数字にも有効な範囲が定まり、有効数字は乗ずる各項の有効桁数のうち最も小さいもの、すなわち活動量又は排出係数のうち有効桁数が小さい方となる。 29 ここでは、有効数字の桁数を「有効桁数」、有効数字の最も低い位を「有効桁」と読む。

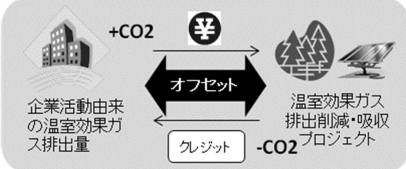
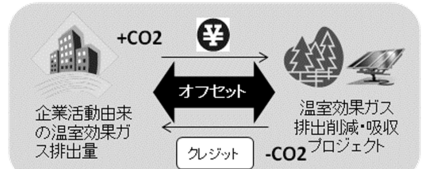
「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」新旧対照表

新	旧
我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第3版	我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第2版
(削除)	p.1 近年、地球温暖化が原因とみられる干ばつや洪水、大型の台風等の異常気象の発生とそれに伴う穀物や農産物価格の高騰等の経済への影響が世界各地で数多く報告されている。2013年にはハワイ・マウナロアにおいて大気中の二酸化炭素濃度が1日平均で初めて400ppmを超えたことが観測され、これを受けて気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「国連気候変動枠組条約」という。）事務総長より「我々は歴史的な閾値を超え、新たな危険域に入った」との声明が発表された。 また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書第1作業部会報告書では、「第4次評価報告書以降、気候に対する人為的影響に関する証拠は、ますます多く検出され、近年の地球温暖化が化石燃料の燃焼等の人間活動によってもたらされたことがほぼ断定されており、現在増え続けている地球全体の温室効果ガス排出量の大幅かつ持続的な削減が必要である」とされている。 このような中、国際的な地球温暖化対策の取組である京都議定書の第一約束期間が終了し、2020年以降の新たな枠組の構築が急がれるとともに、更なる地球温暖化対策の前進が世界的な急務とされている。我が国では、長期的・継続的に温室効果ガス排出量を削減していくことが喫緊の課題である。
(削除)	p.1 一方、指針の策定から約6年が経過し、社会的状況が大きく変化している。地域社会においては、人や資金の都市への集中等による過疎化、農林業の担い手の減少等が進み、地域経済の低迷が生じており、我が国の地球温暖化対策はこれらの実情に応じて実施されることが求められている。また、2011年に起きた東日本大震災の影響から我が国におけるエネルギー事情は不安定な状況にあり、その中で地球温暖化対策を進めていくためには、自主的かつ主体的な取組としてのカーボン・オフセットの重要性は今後も引き続き高まっていくものと考えられる。

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」新旧対照表

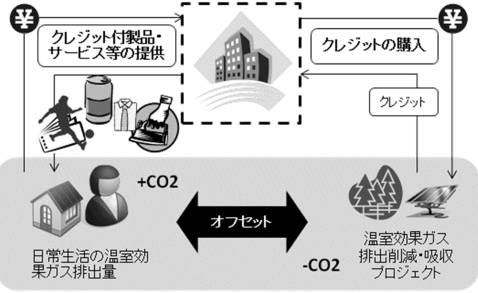
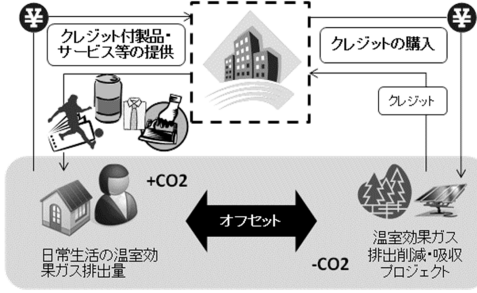
新	旧						
p.3 (3)主な取組 我が国におけるカーボン・オフセットにおいては、主に<u>以下5つ</u>の取組が実施されている。 <table><tr><th>取組の類型</th></tr><tr><td>(1) オフセット製品・サービス</td></tr><tr><td>(2) 会議・イベントのオフセット</td></tr><tr><td>(3) 自己活動オフセット</td></tr><tr><td>(4) クレジット付製品・サービス</td></tr><tr><td>(5) 寄付型オフセット</td></tr></table>	取組の類型	(1) オフセット製品・サービス	(2) 会議・イベントのオフセット	(3) 自己活動オフセット	(4) クレジット付製品・サービス	(5) 寄付型オフセット	(3)主な取組 我が国におけるカーボン・オフセットにおいては、主に次の取組が実施されている。
取組の類型							
(1) オフセット製品・サービス							
(2) 会議・イベントのオフセット							
(3) 自己活動オフセット							
(4) クレジット付製品・サービス							
(5) 寄付型オフセット							
p.4 ➤ <u>(1) オフセット製品・サービス</u> 製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。  ➤ <u>(2) 会議・イベントのオフセット</u> コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。	➤ <u>オフセット製品・サービス</u> 製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。  ➤ <u>会議・イベントのオフセット</u> コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。						

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」新旧対照表

新	旧
 参加 イベント開催時の温室効果ガス排出量 +CO2 オフセット クレジット -CO2 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト	 参加 イベント開催時の温室効果ガス排出量 +CO2 オフセット クレジット -CO2 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト
p.5 ➤ <u>(3) 自己活動オフセット</u> 自らの活動、例えば組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。  企業活動由来の温室効果ガス排出量 +CO2 オフセット クレジット -CO2 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト	➤ <u>自己活動オフセット</u> 自らの活動、例えば組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。  企業活動由来の温室効果ガス排出量 +CO2 オフセット クレジット -CO2 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト
➤ <u>(4) クレジット付製品・サービス</u> 製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスやチケット（以下、「製品・サービス等」という。）にクレジットを付し、製品・サービスの購入者やイベントの来場者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組。	➤ <u>クレジット付製品・サービス</u> 製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスやチケット（以下、「製品・サービス等」という。）にクレジットを付し、製品・サービスの購入者やイベントの来場者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組。

3 / 8

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」新旧対照表

新	旧
 クレジット付製品・サービス等の提供 クレジットの購入 クレジット 日常生活の温室効果ガス排出量 +CO2 オフセット クレジット -CO2 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト	 クレジット付製品・サービス等の提供 クレジットの購入 クレジット 日常生活の温室効果ガス排出量 +CO2 オフセット クレジット -CO2 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト
p.6 ➤ <u>(5) 寄付型オフセット</u> 製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービス等の消費者に対し、クレジットの活用による地球温暖化防止活動への貢献・資金提供等を目的として参加者を募り、クレジットを購入・無効化する取組。例えば、販売時にその売り上げの一部をクレジット購入に用いることを宣言するとともに、一定量の金額が集まってからクレジットを購入・無効化することや、キャンペーンへのアクセス数に応じてクレジットを購入・無効化するなど、消費者とコミュニケーションを取りつつ、クレジットを活用する多様な取組形態が考えられる。  キャンペーンへの参加等 無効化 クレジット 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト +CO2 オフセット クレジット -CO2 地球温暖化防止活動への貢献	➤ <u>寄付型オフセット</u> 製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービス等の消費者に対し、クレジットの活用による地球温暖化防止活動への貢献・資金提供等を目的として参加者を募り、クレジットを購入・無効化する取組。例えば、販売時にその売り上げの一部をクレジット購入に用いることを宣言するとともに、一定量の金額が集まってからクレジットを購入・無効化することや、キャンペーンへのアクセス数に応じてクレジットを購入・無効化するなど、消費者とコミュニケーションを取りつつ、クレジットを活用する多様な取組形態が考えられる。  キャンペーンへの参加等 無効化 クレジット 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト +CO2 オフセット クレジット -CO2 地球温暖化防止活動への貢献

4 / 8

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」新旧対照表

新	旧
p.8 （カーボン・オフセットに用いられるクレジットの管理） カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、クレジットを創出するプロジェクトが二重に登録されないこと、クレジットが二重に発行されないこと及びカーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられないことを確保する必要がある。 例えば <u>J-クレジット</u> は、<u>制度に登録したプロジェクトから発行されるクレジット</u> が電子システムである <u>J-クレジット</u> 登録簿によって <u>管理され</u>、クレジットの二重発行等を防止している。また、カーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが、複数のカーボン・オフセットの取組に用いられ、既にカーボン・オフセットに用いられたクレジットが転売され <u>たりする</u> などといった、クレジットの二重使用を防止するため、登録簿上では一度無効化されたクレジットは移転できないように管理されている。一方、登録簿等が整備されていないクレジットをカーボン・オフセットに用いる場合には、クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及びクレジットの二重使用の防止が確実になされていることを自ら確認する必要がある。	（カーボン・オフセットに用いられるクレジットの管理） カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、クレジットを創出するプロジェクトが二重に登録されないこと、クレジットが二重に発行されないこと及びカーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられないことを確保する必要がある。 例えば、<u>国際的に流通する京都メカニズムクレジット</u> は、<u>京都議定書に基づいて加盟国等が管理する</u> 電子システムである登録簿によって <u>同一番号の京都メカニズムクレジット</u> の二重発行等を防止している。また、カーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが、複数のカーボン・オフセットの取組に用いられ、既にカーボン・オフセットに用いられたクレジットが転売されるなどといった、クレジットの二重使用を防止するため、登録簿上では一度無効化されたクレジットは移転できないように管理されている。 <u>我が国における J-クレジット制度でも同様の登録簿の整備がなされている</u>。一方、登録簿等が整備されていないクレジットをカーボン・オフセットに用いる場合には、クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及びクレジットの二重使用の防止が確実になされていることを自ら確認する必要がある。
p.9 信頼性の担保された市場流通型クレジットとして、海外での排出削減・吸収量については、国連気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される <u>二国間クレジット（CDM（Clean Development Mechanism））</u> 等が、国内での排出削減・吸収量については、環境省・経済産業省・農林水産省が 2013 年から実施している <u>J-クレジット</u> 制度で認証される <u>J-クレジット</u> 等が挙げられる。	信頼性の担保された市場流通型クレジットとして、海外での排出削減・吸収量については、国連気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される <u>京都メカニズム</u> クレジット等が、国内での排出削減・吸収量については、環境省・経済産業省・農林水産省が 2013 年から実施している <u>J-クレジット</u> 制度で認証される <u>J-クレジット</u> 等が挙げられる。

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」新旧対照表

新	旧								
p.14 <table border="1"> <tr> <th>用語</th><th>解説</th></tr> <tr> <td>オフセット・プロバイダー</td><td>社会の構成員がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援・コーディネート又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。</td></tr> </table>	用語	解説	オフセット・プロバイダー	社会の構成員がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援・コーディネート又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。	<table border="1"> <tr> <th>用語</th><th>解説</th></tr> <tr> <td>オフセット・プロバイダー</td><td>社会の構成員がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援・コーディネート又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。 <u>事業者・消費者等がプロバイダーの信頼性と透明性を継続的に識別できるようにするため、環境省のカーボン・オフセット制度において、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取扱い等を定期的に確認し、ウェブサイトで公表する「オフセット・プロバイダープログラム」が運営されている。</u></td></tr> </table>	用語	解説	オフセット・プロバイダー	社会の構成員がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援・コーディネート又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。 <u>事業者・消費者等がプロバイダーの信頼性と透明性を継続的に識別できるようにするため、環境省のカーボン・オフセット制度において、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取扱い等を定期的に確認し、ウェブサイトで公表する「オフセット・プロバイダープログラム」が運営されている。</u>
用語	解説								
オフセット・プロバイダー	社会の構成員がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援・コーディネート又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。								
用語	解説								
オフセット・プロバイダー	社会の構成員がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援・コーディネート又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。 <u>事業者・消費者等がプロバイダーの信頼性と透明性を継続的に識別できるようにするため、環境省のカーボン・オフセット制度において、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取扱い等を定期的に確認し、ウェブサイトで公表する「オフセット・プロバイダープログラム」が運営されている。</u>								
p.14 <table border="1"> <tr> <td>カーボン・オフセット制度</td><td>カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減の取組を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、環境省により 2012 年から <u>2017 年まで運用されていた</u> 制度。</td></tr> </table>	カーボン・オフセット制度	カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減の取組を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、環境省により 2012 年から <u>2017 年まで運用されていた</u> 制度。	<table border="1"> <tr> <td>カーボン・オフセット制度</td><td>カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減の取組を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、環境省により 2012 年から運用が開始された制度。 <u>なお、現在は民間主導による取組に移行されている。本制度では、信頼性のあるカーボン・オフセットの取組を認証するカーボン・オフセット第三者認証プログラムと、信頼性のあるオフセット・プロバイダーの情報を公開するオフセット・プロバイダープログラムの 2 つのプログラムが設置されている。</u></td></tr> </table>	カーボン・オフセット制度	カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減の取組を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、環境省により 2012 年から運用が開始された制度。 <u>なお、現在は民間主導による取組に移行されている。本制度では、信頼性のあるカーボン・オフセットの取組を認証するカーボン・オフセット第三者認証プログラムと、信頼性のあるオフセット・プロバイダーの情報を公開するオフセット・プロバイダープログラムの 2 つのプログラムが設置されている。</u>				
カーボン・オフセット制度	カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減の取組を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、環境省により 2012 年から <u>2017 年まで運用されていた</u> 制度。								
カーボン・オフセット制度	カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減の取組を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、環境省により 2012 年から運用が開始された制度。 <u>なお、現在は民間主導による取組に移行されている。本制度では、信頼性のあるカーボン・オフセットの取組を認証するカーボン・オフセット第三者認証プログラムと、信頼性のあるオフセット・プロバイダーの情報を公開するオフセット・プロバイダープログラムの 2 つのプログラムが設置されている。</u>								

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」新旧対照表

新		旧	
p.15			
登録簿	クレジットの発行、保有、移転等を正確に管理するために電子システムにより整備する管理台帳をいう。 <u>例えば、J-クレジットは、制度に登録したプロジェクトから発行されるクレジットが電子システムであるJ-クレジット登録簿によって管理され、クレジットの二重発行等を防止している。</u>	登録簿	クレジットの発行、保有、移転等を正確に管理するために電子システムにより整備する管理台帳をいう。 <u>例えば、国際的に流通する京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づいて加盟国等が整備する電子システムである国別登録簿によって同一番号の京都メカニズムクレジットの二重発行等を防止している。</u>
p.15			
京都メカニズムクレジット	京都議定書に定められる手続きに基づいて発行され、削減目標達成のために用いられるクレジットをいう。 <u>なお、京都メカニズムクレジットは2015年に取扱いが終了した。</u> ① 各国に割り当てられるクレジット（Assigned Amount unit, AAU） ② 共同実施（JI）プロジェクトにより発行されるクレジット（Emission Reduction Unit：ERU） ③ クリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトにより発行されるクレジット（Certified Emission Reduction：CER, Temporary CER：tCER, Long-term CER：lCER） ④ 国内吸収源活動によって発行されるクレジット（Removal Unit, RMU）	京都メカニズムクレジット	京都議定書に定められる手続きに基づいて発行され、削減目標達成のために用いられるクレジットをいう。 ① 各国に割り当てられるクレジット（Assigned Amount unit, AAU） ② 共同実施（JI）プロジェクトにより発行されるクレジット（Emission Reduction Unit：ERU） ③ クリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトにより発行されるクレジット（Certified Emission Reduction：CER, Temporary CER：tCER, Long-term CER：lCER） ④ 国内吸収源活動によって発行されるクレジット（Removal Unit, RMU）

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」新旧対照表

新		旧	
		p.16	
(削除)	(削除)	国別登録簿	地球温暖化対策推進法に基づき、日本政府（環境省及び経済産業省）が整備する、京都メカニズムクレジットを管理する電子システムをいう。京都議定書附属書I国はすべて、この国別登録簿を作成、維持することが義務付けられている。 <u>具体的には、この国別登録簿上で、京都メカニズムクレジットの発行、保有移転、償却取消等を管理しており、日本の国別登録簿は、2007年3月からクレジットの法人保有口座の開設を受け付け、同年11月から国連気候変動枠組条約事務局が整備した国際取引ロダ（異なる国の国別登録簿を電子的に接続するシステム）に接続している。</u>
p.16			
無効化	カーボン・オフセットに用いたクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。 <u>例えば、J-クレジットの場合、クレジットの二重使用を防止するため、登録簿上では一度無効化されたクレジットは移転できないように管理されている。</u>	無効化	カーボン・オフセットに用いたクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。 <u>例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度それらの口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。</u>